

第6次大分県廃棄物処理計画

(大分県ごみ処理広域化・集約化計画)

令和8年3月

大 分 県

目 次

I	計画策定の趣旨	
1	計画策定の背景	1
2	計画の構成	1
II	廃棄物処理計画	
1	計画の基本的事項	2
(1)	計画の位置づけ	2
(2)	計画の期間	2
(3)	計画の対象廃棄物	3
2	前回計画の進捗状況と課題	3
(1)	廃棄物処理を取り巻く動向	3
(2)	廃棄物の排出及び処理の状況	6
(3)	廃棄物の排出量等の将来見込み	28
(4)	前回計画の目標値の達成見込み	33
(5)	廃棄物処理に関する課題	34
3	基本的な方向性	37
(1)	目指す方向性	37
(2)	基本方針	37
4	一般廃棄物の処理に関する計画	39
(1)	計画の目標	39
(2)	一般廃棄物の減量及び適正処理に関する主な施策	41
5	産業廃棄物の処理に関する計画	52
(1)	計画の目標	52
(2)	産業廃棄物の減量及び適正処理に関する主な施策	54
(3)	産業廃棄物処理施設の整備に関する事項	67
6	計画の進捗管理	70
(1)	関係者の責務と役割分担	70
(2)	計画の進捗管理	71
III	大分県ごみ処理広域化・集約化計画	
1	計画の基本的事項	73
(1)	新たな広域化・集約化計画の必要性	73
(2)	計画の期間	73
(3)	対象施設	73
2	広域化・集約化状況の評価	74

(1) 前回計画における広域化ブロックの区割り	74
(2) 広域化・集約化状況の評価	75
3 市町村別のごみ排出量等の将来推計	76
4 新たな広域化ブロックの設定	77
5 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制等	78
(1) 広域化ブロックごとの人口・排出量の将来予測	78
(2) 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制	80
6 計画の進捗管理	85
(1) ごみ処理広域化・集約化協議会	85
(2) 各主体の役割分担	85

【資料編】

1 「第6次大分県廃棄物処理計画」の目標達成のための主な施策とSDGsの関連表	
(1) 一般廃棄物に関する施策	
(2) 産業廃棄物に関する施策	
2 各種別再生利用状況の市町村比較	
3 用語集	

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

大分県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく法定計画として「大分県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この結果、一般廃棄物においては、排出量や 1 人 1 日当たりのごみ排出量は着実に削減が進んでいますが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、全国平均値と比較して高い状況にあり、更なる削減の余地があるものと考えられます。また、産業廃棄物に関しては排出量、再生利用量及び最終処分量のいずれも増減を繰り返しており、新たな取組に関しても検討していく必要があります。

一方、廃棄物・資源循環分野においては、従来からの廃棄物処理に加え、2050 年までの脱炭素社会の実現（カーボンニュートラル）に向けた取組の加速化、災害の頻発化・激甚化、人口減少、ライフスタイルの変化及びプラスチックの資源循環等の新たな課題についても対応していくことが求められています。また、令和 6 年 8 月に閣議決定した「第 5 次循環型社会形成推進基本計画」では、資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につなげる循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として掲げており、従来の廃棄物・資源循環分野の更なる高度化についても進めていく必要があります。

県では、令和 6 年度に「大分県長期総合計画」及び「大分県環境基本計画」を策定し、廃棄物・資源循環分野において最終処分量の削減を目標値に掲げ、各種取組を進めていくこととしています。以上の状況を踏まえ、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）及び第 5 次循環型社会形成推進基本計画等との整合を図りながら、県の「大分県長期総合計画」及び「大分県環境基本計画」を具体化する個別計画として、「大分県廃棄物処理計画」を策定するものとします。

2 計画の構成

本計画は廃棄物処理法第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく法定計画です。

一方、「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（令和 6 年 3 月 29 日付け環循適発第 24032923 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）（以下「環境省通知」という。）により、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討の上、持続可能な適正処理の確保に向けた長期的な広域化・集約化に係る計画（以下「広域化・集約化計画」という。）の策定が求められています。今回、広域化・集約化計画を盛り込んだ計画とします。

II 廃棄物処理計画

1 計画の基本的事項

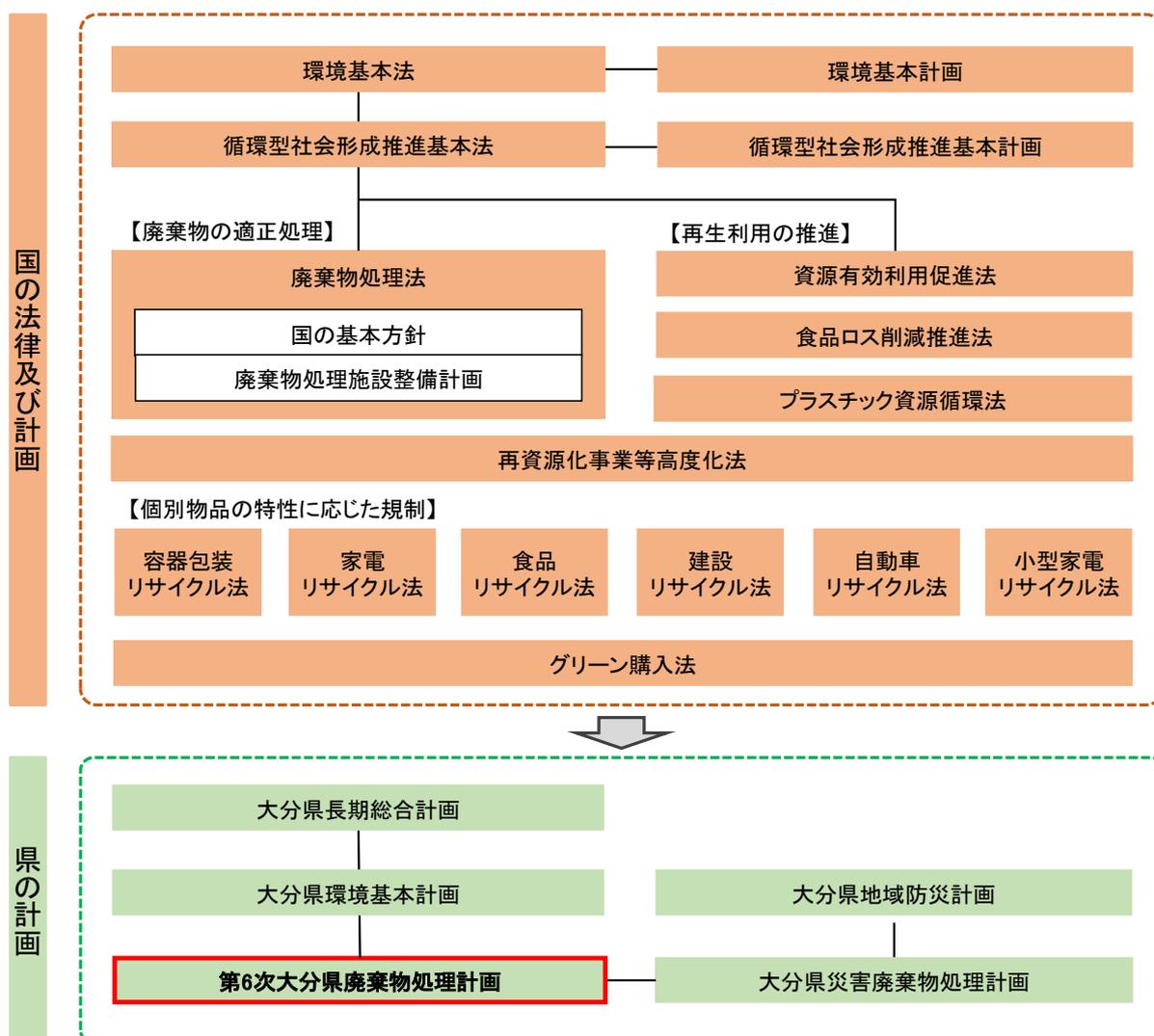
(1) 計画の位置づけ

本計画の関係法令との関連性は、図Ⅱ.1-1に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項に基づき、国の基本方針に即して県内における廃棄物の減量、その他その適正な処理に向けた計画について定めるものです。

また、本計画は、国の法律や県の長期総合計画等の上位計画との整合が図られたものとしています。

なお、非常災害時における廃棄物に係る事項については、本計画で示すとともに、別途「大分県災害廃棄物処理計画」の中で具体的に示すこととしています。



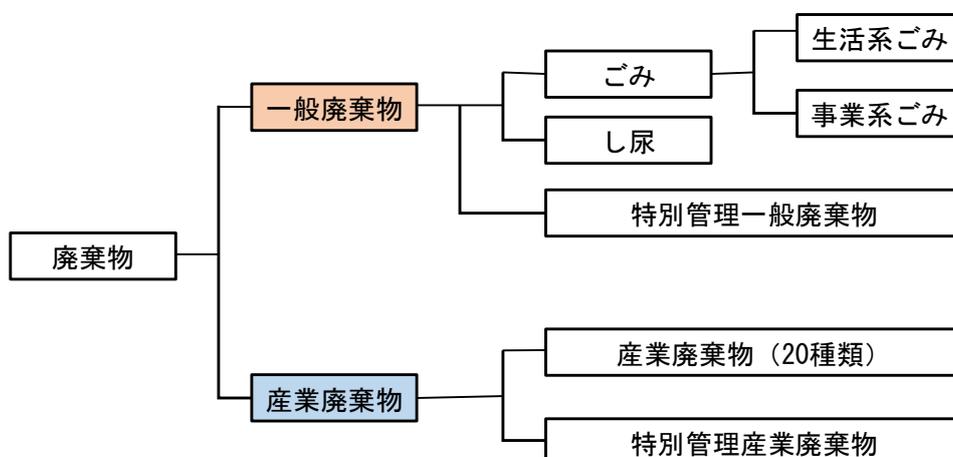
図Ⅱ.1-1 関係法令との関連性

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は令和8年度～令和12年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は図Ⅱ.1-2に示すとおりであり、県内で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とします。



図Ⅱ.1-2 対象廃棄物

2 前回計画の進捗状況と課題

(1) 廃棄物処理を取り巻く動向

ア 国の主な動向

前回計画策定以降における廃棄物処理に係る国の動向は表Ⅱ.2-1に示すとおりです。

令和4年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るライフサイクル全般で、あらゆる主体における3R+Renewableの取組を促進していくものとされました。また、第六次環境基本計画においては、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」が地域の目指すべき姿として位置づけられるとともに、第五次循環型社会形成推進基本計画においては、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を目指すことが掲げられました。

国の基本方針においては、廃棄物・資源循環をとりまく動向の変化を踏まえ、令和5年6月に「廃棄物分野における脱炭素化の推進」、「循環経済への移行に向けた取組の推進」、「廃棄物処理施設整備の広域化・集約化」及び「デジタル技術の活用等による動静脈連携」等に関する変更が行われたとともに、令和7年2月に第五次循環型社会形成推進基本計画の整合させる形で、目標値の改定が行われた状況にあります。

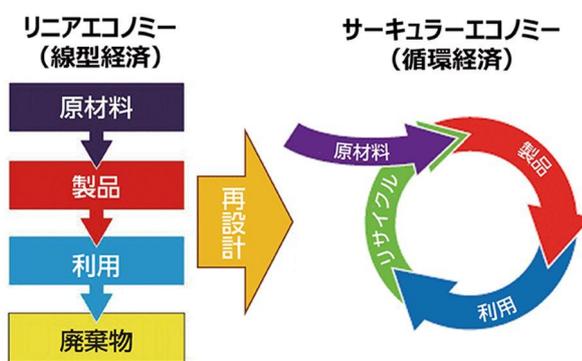
表Ⅱ.2-1 廃棄物処理に係る国の動向

	内容
令和4年	4月 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行
令和5年	6月 廃棄物処理施設整備計画の閣議決定（計画期間：令和5年度～9年度） 6月 国の基本方針の変更
令和6年	5月 第六次環境基本計画の閣議決定 8月 第五次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定
令和7年	2月 国の基本方針の変更

【参考：循環経済（サーキュラーエコノミー）の考え方】¹

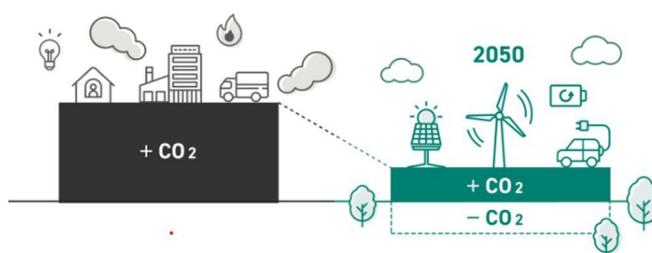
近年、資源・エネルギーや食糧需要の増大及び廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の線形経済から持続可能な形で資源を利用する循環経済への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

循環経済とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化及び廃棄物の発生抑止等を目指すものです。



【参考：カーボンニュートラルの考え方】²

国は、2020年10月に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」とすることは、温室効果ガスの「排出量」から植林・森林管理等による温室効果ガスの「吸収量」を差し引き、合計を実質的にゼロとすることを意味しています。



1 令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

2 脱炭素ポータルHP（環境省）

イ 県の主な動向

県では、令和5年8月に「おおいたプラごみゼロ宣言」を行い、県民・事業者・行政が連携し、自然環境を次の世代に確実に継承するため、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくものとなりました。

また、令和6年9月に大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」と「第4次大分県環境基本計画」を策定しました。「第4次大分県環境基本計画」では、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を目指すべき環境の将来像として掲げ、5つの基本目標のうち、廃棄物・資源循環分野に特に関係するものとして、「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」及び「地球温暖化の緩和と気候変動への適応」が示されています。第4次大分県環境基本計画の策定を受け、県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めることにより「環境先進県おおいた」を目指す県民運動である「グリーンアップおおいた」を開始しています。

また、「大分県長期総合計画」及び「第4次大分県環境基本計画」における廃棄物・資源循環分野に係る目標は表Ⅱ.2-2に示すとおりであり、両計画ともに一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の削減に向けた目標を定めています。

表Ⅱ.2-2 上位計画における廃棄物処理に係る目標

単位：t/年

	令和9年度	令和14年度
最終処分量（一般廃棄物）	22,000	19,200
最終処分量（産業廃棄物）	61,300	59,300

備考) 大分県長期総合計画及び第4次大分県環境基本計画では、最終処分量に関して同じ目標を掲げています。

(2) 廃棄物の排出及び処理の状況

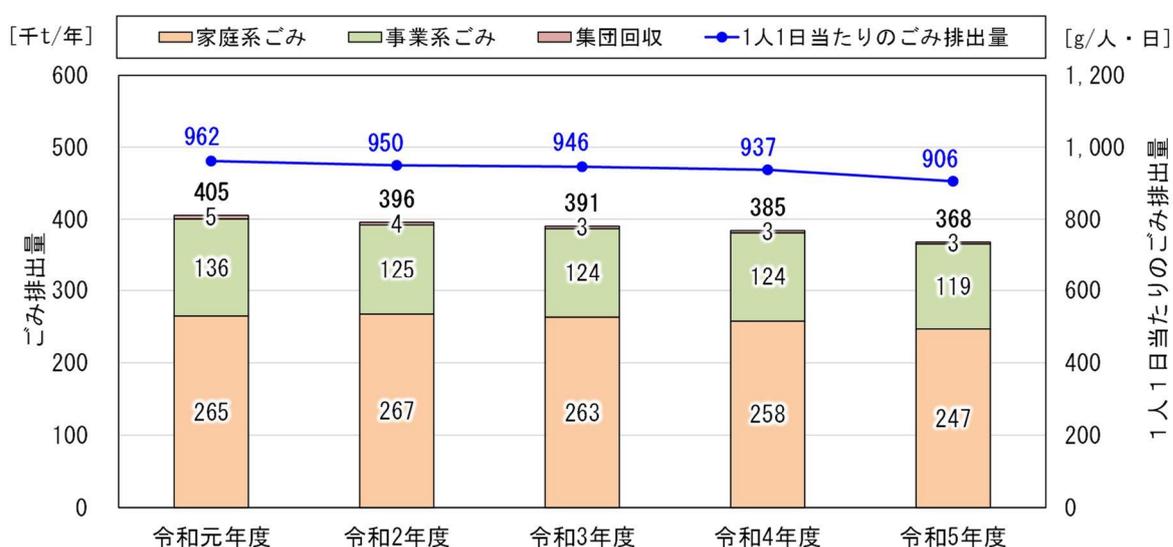
ア 一般廃棄物の排出及び処理の現状

(ア) ごみ処理の状況

a ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移は図Ⅱ.2-1 に示すとおりです。ごみ総排出量は、令和元年度において405千t/年であったのに対し、令和5年度では368千t/年となっています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度において962g/人・日であったのに対し、令和5年度では906g/人・日となっています。

令和5年度における1人1日当たりのごみ排出量を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-3に示すとおりです。県の1人1日当たりのごみ排出量は全国値より55g/人・日多い状況です。



図Ⅱ.2-1 ごみ排出量の推移 (大分県全体)

表Ⅱ.2-3 全国値との比較 (1人1日当たりのごみ排出量-令和5年度実績)³

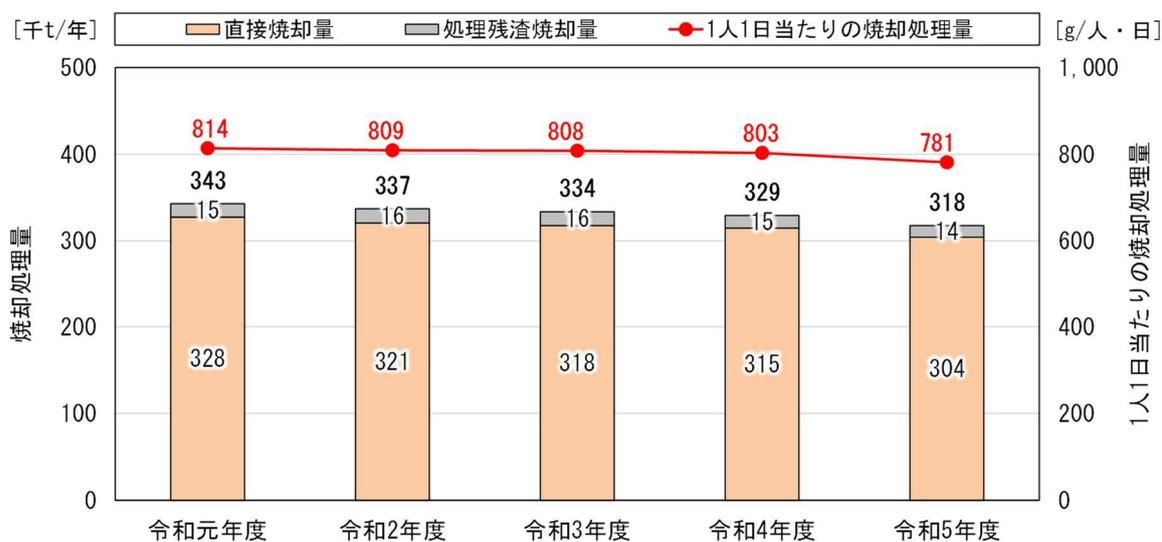
	全国値	大分県
1人1日当たりのごみ排出量[g/人・日]	851	906

³ 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果 (令和7年3月、環境省)

b 焼却処理量の推移

焼却処理量の推移は図Ⅱ.2-2に示すとおりです。焼却処理量は、令和元年度において343千t/年であったのに対し、令和5年度では318千t/年となっています。また、1人1日当たりの焼却処理量は、令和元年度において814g/人・日であったのに対し、令和5年度では781g/人・日となっています。

令和5年度における1人1日当たりの焼却処理量を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-4に示すとおりです。県の1人1日当たりの焼却処理量は全国値より約91g/人・日多い状況です。



図Ⅱ.2-2 焼却処理量の推移 (大分県全体)

表Ⅱ.2-4 全国値との比較 (1人1日当たりの焼却処理量-令和5年度実績)⁴

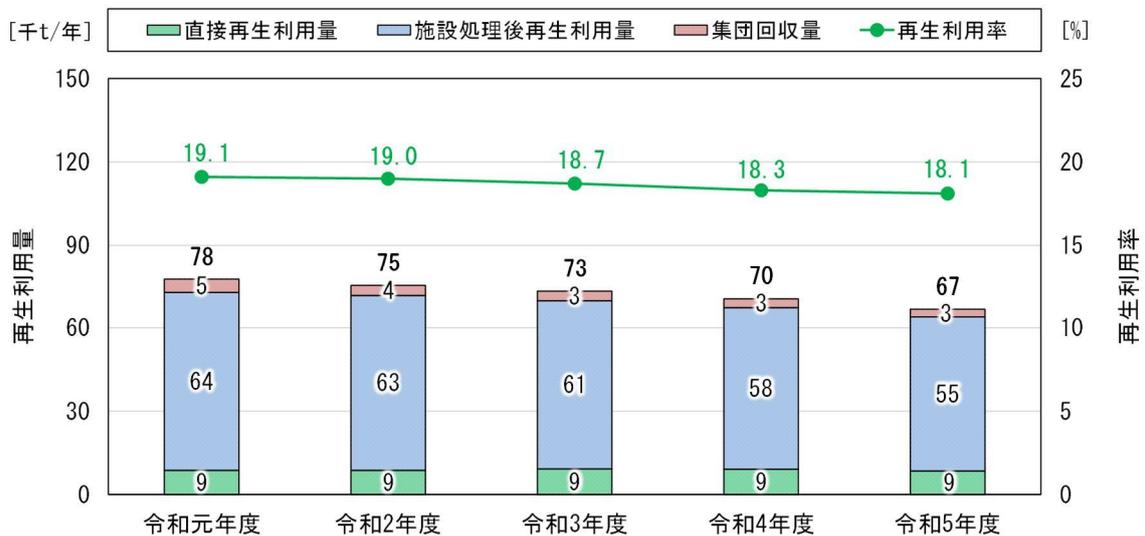
	全国値	大分県
1人1日当たりの焼却処理量[g/人・日]	690	781

⁴ 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果 (令和7年3月、環境省)

c 再生利用量の推移

再生利用量の推移は図Ⅱ.2-3 に示すとおりです。再生利用量は、令和元年度において78千t/年であったのに対し、令和5年度では67千t/年となっています。また、再生利用率は、令和元年度において19.1%であったのに対し、令和5年度では18.1%となっています。

令和5年度における再生利用率を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-5 に示すとおりです。県の再生利用率は全国値より1.4ポイント低い状況です。また、品目別1人1日当たり再生利用量を全国平均と比較した結果は図Ⅱ.2-4 及び表Ⅱ.2-6 に示すとおりです。県の再生利用量は、紙類、ガラス類、白色トレイ、容器包装プラスチック、製品プラスチック、固形燃料、廃食用油の再生利用量が全国平均より低く、紙製容器包装、金属類、その他プラスチック、溶融スラグ、焼却灰・飛灰のセメント原料化、飛灰の山元還元は全国平均と比較し再生利用量が高い特徴があります。



図Ⅱ.2-3 再生利用量の推移（大分県全体）

表Ⅱ.2-5 全国値との比較（再生利用率-令和5年度実績）⁵

	全国値	大分県
再生利用率[%]	19.5	18.1

⁵ 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果（令和7年3月、環境省）

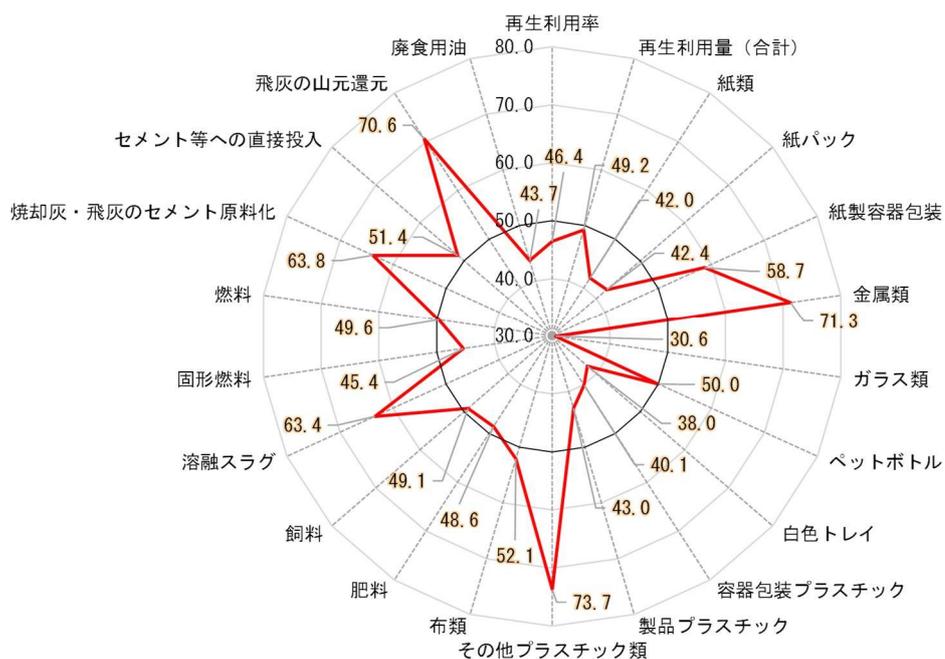


図 II. 2-4 再生利用状況の比較 (偏差値表示) 6

※再生利用状況の偏差値は、都道府県中での大分県の位置付けを示したものであり、全国の実績値を 50 とした場合の大分県の値を意味し、図上において偏差値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示していることを示す。

表 II. 2-6 再生利用状況の比較 6

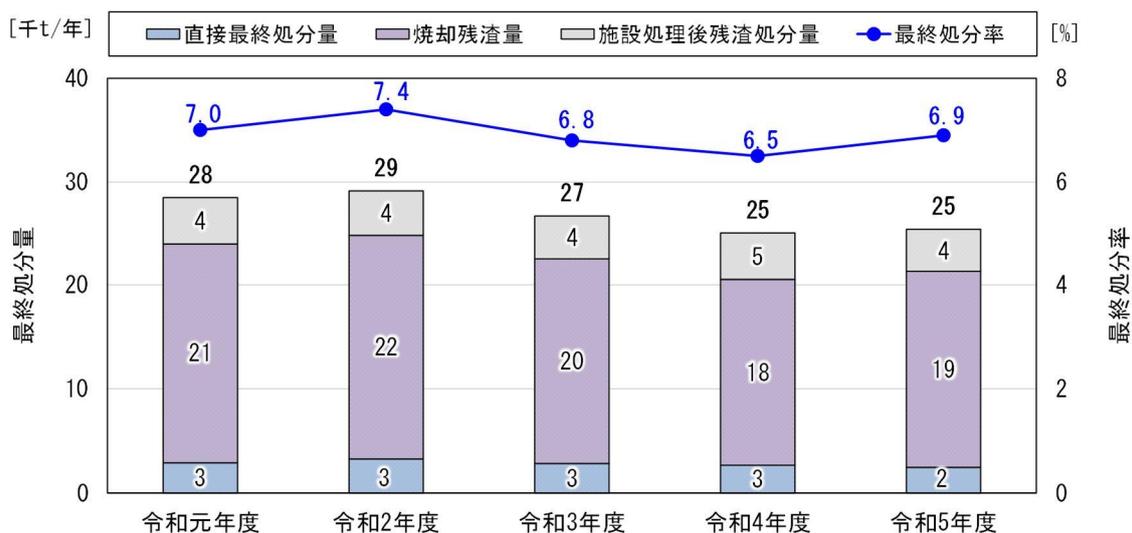
	単位	全国			大分県		
		実績値	最大値	最小値	実績値	偏差値	順位
再生利用率	%	19.5	29.0	11.9	18.1	46.4	23
再生利用量	g/人・日	167.2	272.1	106.9	164.3	49.2	22
紙類	g/人・日	59.3	157.8	23.9	42.0	42.0	37
紙パック	g/人・日	0.3	0.7	0.0	0.2	42.4	15
紙製容器包装	g/人・日	2.6	8.3	0.1	4.1	58.7	5
金属類	g/人・日	16.1	23.0	9.7	22.8	71.3	2
ガラス類	g/人・日	14	21.3	8.3	8.5	30.6	47
ペットボトル	g/人・日	7.5	12.3	3.1	7.5	50.0	13
白色トレイ	g/人・日	0.1	0.3	0.0	0.0	38.0	23
容器包装プラスチック	g/人・日	14.9	30.1	1.5	8.5	40.1	37
製品プラスチック	g/人・日	0.4	2.5	0.0	0.0	43.0	33
その他プラスチック類	g/人・日	0.6	3.6	0.0	2.8	73.7	3
布類	g/人・日	3.8	7.8	0.2	4.2	52.1	13
肥料	g/人・日	2.6	23.7	0.0	1.9	48.6	22
飼料	g/人・日	0.1	7.9	0.0	0.0	49.1	10
溶融スラグ	g/人・日	10.8	32.3	0.0	23.4	63.4	7
固形燃料	g/人・日	4.7	48.5	0.0	0.0	45.4	29
燃料	g/人・日	1.2	58.3	0.0	0.9	49.6	10
焼却灰・飛灰のセメント原料化	g/人・日	10.2	69.3	0.0	29.2	63.8	5
セメント等への直接投入	g/人・日	0.3	5.1	0.0	0.4	51.4	2
飛灰の山元還元	g/人・日	0.9	6.2	0.0	4.5	70.6	4
廃食用油	g/人・日	0.1	1.0	0.0	0.0	43.7	35

6 令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果 (令和 7 年 3 月、環境省)

d 最終処分量の推移

最終処分量の推移は図Ⅱ.2-5 に示すとおりです。最終処分量は、令和元年度において 28 千 t/年であったのに対し、令和 5 年度では 25 千 t/年となっています。また、最終処分率は、令和元年度において 7.0%であったのに対し、令和 5 年度では 6.9%となっています。

令和 5 年度における最終処分率を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-7 に示すとおりです。県の最終処分率は全国値より 1.2 ポイント低い状況です。



図Ⅱ.2-5 最終処分量の推移 (大分県全体)

表Ⅱ.2-7 全国値との比較 (最終処分率-令和 5 年度実績)⁷

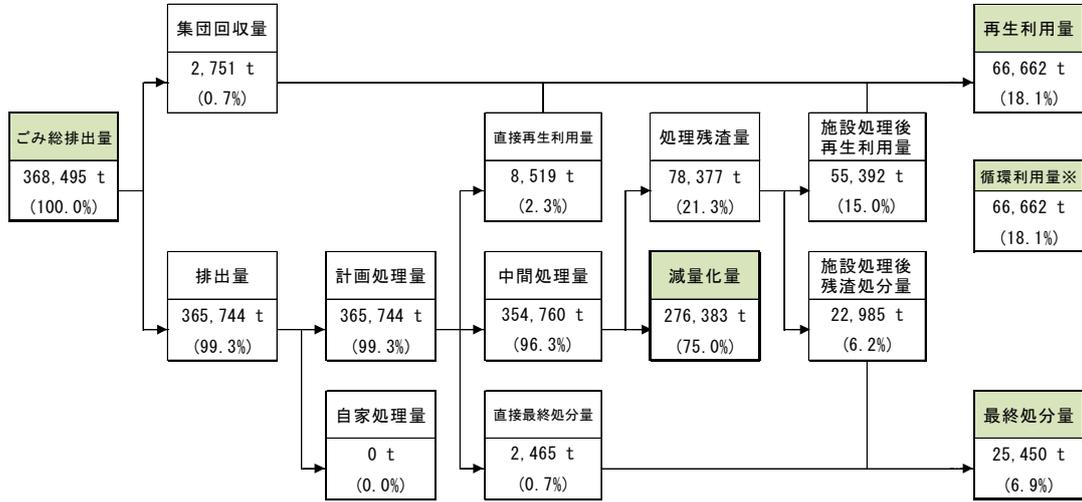
	全国値	大分県
最終処分率[%]	8.1	6.9

⁷ 令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果 (令和 7 年 3 月、環境省)

e 処理・処分のフロー

令和5年度における処理・処分のフローは図Ⅱ.2-6に示すとおりです。

令和5年度における県内のごみ総排出量は368,495t/年、再生利用量は66,662t/年、最終処分量は25,450t/年となっています。



※ 本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。一般廃棄物の場合、「再生利用率」と「循環利用率」は同じ値となる。

【循環利用率=再生利用率=(集団回収量+直接再生利用量+施設処理後再生利用量) / ごみ総排出量】

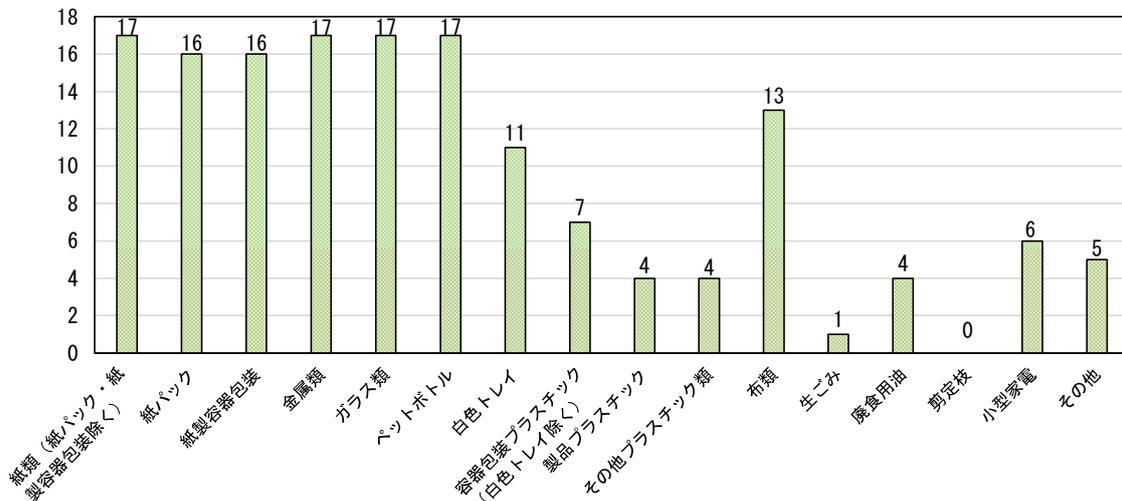
注) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図Ⅱ.2-6 処理・処分状況のフロー (ごみ-令和5年度)

f 分別収集に関する取組状況

県内自治体における分別収集に関する取組状況は図Ⅱ.2-7に示すとおりです。紙類(紙パック、紙製容器包装を除く)、紙パック、ガラス類、ペットボトルについては分別収集を行っている市町村が多い状況です。一方、製品プラスチック、その他プラスチック類、生ごみ、剪定枝については分別収集を行っている市町村が少ない状況です。

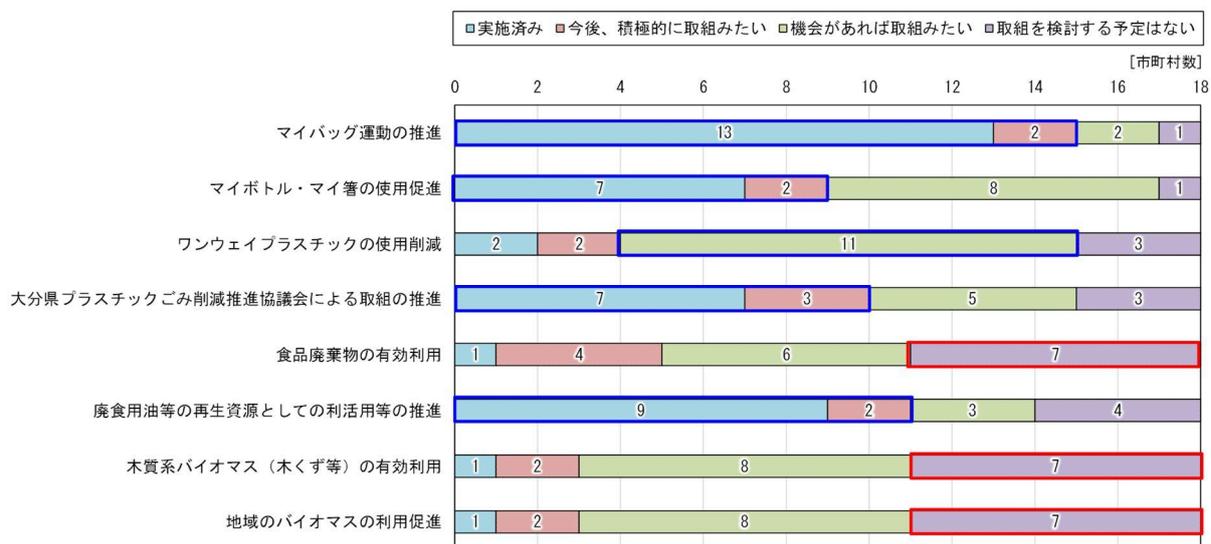
[市町村数]



図Ⅱ.2-7 県内自治体の分別収集の取組状況

g プラスチック類やバイオマス資源に関する取組状況

県内自治体におけるプラスチック類やバイオマス資源に関する取組状況は図Ⅱ.2-8に示すとおりです。プラスチック類については「ワンウェイプラスチックの使用削減」、バイオマス資源については「食品廃棄物の有効利用」「木質系バイオマス（木くず等）の有効利用」「地域のバイオマスの利用促進」の取組が少ない状況です。



図Ⅱ.2-8 プラスチック類やバイオマス資源に関する取組状況

h ごみ処理施設の整備状況

県内のごみ処理施設の整備状況は表Ⅱ.2-8～表Ⅱ.2-10に示すとおりです。

県内には可燃ごみ処理施設が12施設、リサイクル関連施設が28施設、最終処分場が15施設存在しています。

表Ⅱ.2-8 可燃ごみ処理施設の整備状況⁸

ブロック	事業主体	施設名称	施設の種類	処理能力 [t/日]	経過年数 [年]	発電能力			
						発電能力 [kW]	発電効率 (仕様値・ 公称値) [%]	総発電量 (実績値) [MWh]	うち外部 供給量 (実績値) [MWh]
大分	大分市	大分市福宗環境センター 清掃工場	焼却	438	27	6,000	14.88	32,121	
		大分市佐野清掃センター 清掃工場	ガス化熔融	387	21	9,500	21.89	30,933	
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	焼却	50	26				
別件	別杵遠見地域広域市 町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	焼却	235	10	4,000	18	27,312	401
県北	豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	焼却	35	47				
	宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	焼却	90	43				
	国東市	国東市クリーンセンター	焼却	31	25				
	姫島村	姫島村清掃センター	焼却	3	3				
中津	中津市	中津市クリーンプラザ	焼却	150	25				
県南	佐伯市	エコセンター番匠(焼却 施設)	ガス化熔融	110	21	1,600	13.6	8,655	
日田玖珠	日田市	日田市清掃センター	焼却	90	34				
	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	焼却	28	26				

※経過年数は、令和6年4月1日を基準とした値を示す。

※令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果において年間処理量が0t/年の施設は除外して集計。

表Ⅱ.2-9 リサイクル関連施設の整備状況⁸

ブロック	事業主体	施設名称	施設区分	処理能力 [t/日]	経過年数 [年]
大分	大分市	大分市福宗環境センターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	166	17
	臼杵市	臼杵市清掃センター	粗大ごみ処理施設	15	20
	臼杵市	臼杵市清掃センター	資源化等を行う施設	4	7
	臼杵市	臼杵市清掃センター	保管施設	-	10
	津久見市	津久見市ドリームフューエルセンター（不燃 物資源化設備）	資源化等を行う施設	5	27
	津久見市	津久見市再生資源保管施設	保管施設	-	27
	竹田市	竹田市清掃センター	資源化等を行う施設	7	12
	竹田市	竹田市清掃センター	保管施設	-	24
	竹田市	竹田市清掃センター	保管施設	-	13
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	粗大ごみ処理施設	22	26
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	資源化等を行う施設	22	26
	豊後大野市	豊後大野市清掃センター	保管施設	-	26
	由布市	由布市環境管理センター廃棄物保管所	保管施設	-	36
	別件	別杵遠見地域広域市 町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	資源化等を行う施設	25
県北	豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	資源化等を行う施設	8	47
	豊後高田市	豊後高田市一時保管施設	保管施設	-	26
	宇佐市	宇佐市不燃物処理場	資源化等を行う施設	20	42
	国東市	国東市クリーンセンターリサイクルプラザ	資源化等を行う施設	7	25
	国東市	国東市クリーンセンター	保管施設	-	25
	姫島村	姫島村清掃センター	保管施設	-	3

8 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果（令和7年3月、環境省）

(つづき)

ブロック	事業主体	施設名称	施設区分	処理能力 [t/日]	経過年数 [年]
中津	中津市	中津市クリーンプラザ	粗大ごみ処理施設	20	25
	中津市	中津市クリーンプラザ	資源化等を行う施設	20	25
	中津市	中津市クリーンプラザ	保管施設	-	25
県南	佐伯市	エコセンター番匠	資源化等を行う施設	33	21
	佐伯市	エコセンター番匠	保管施設	-	21
日田玖珠	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	粗大ごみ処理施設	7	25
	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	資源化等を行う施設	4	25
	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	保管施設	-	25

※経過年数は、令和6年4月1日を基準とした値を示す。

※令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果において年間処理量が0t/年の施設は除外して集計。

表Ⅱ.2-10 最終処分場の整備状況⁹

ブロック	事業主体	施設名称	残余容量 [m ³]	全体容量 [m ³]	埋立開始 年度	埋立終了 予定年度
大分	大分市	大分市福宗環境センター鬼崎埋立場	469,216	2,840,000	1972	2053
		大分市佐野清掃センター埋立場	226,300	1,124,000	1986	4243
		大分市関崎清浄園埋立処分場	12,755	22,000	1998	2040
	臼杵市	臼杵市不燃物処理センター	58,582	71,000	2004	2054
	竹田市	竹田市清掃センター	13,081	32,661	1983	2037
	津久見市	津久見市最終処分場	16,250	40,480	1995	2044
別件	別府市	別府市南畑不燃物埋立場	22,280	625,000	1976	2102
	別府速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター埋立処分地施設	5,013	397,120	1978	2025
県北	宇佐市	宇佐市不燃物処理場	5,805	111,840	1982	2036
	国東市	国東市最終処分場	4,641	20,800	2001	2035
中津	中津市	中津市一般廃棄物埋立処分場	28,020	165,540	1991	2062
県南	佐伯市	佐伯一般廃棄物最終処分場	25,606	114,729	1984	2029
		蒲江一般廃棄物最終処分場	14,604	25,000	2001	2038
日田玖珠	日田市	日田市清掃センター最終処分場	28,200	113,575	1987	2034
	玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	8,191	35,000	2001	2028

9 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果（令和7年3月、環境省）

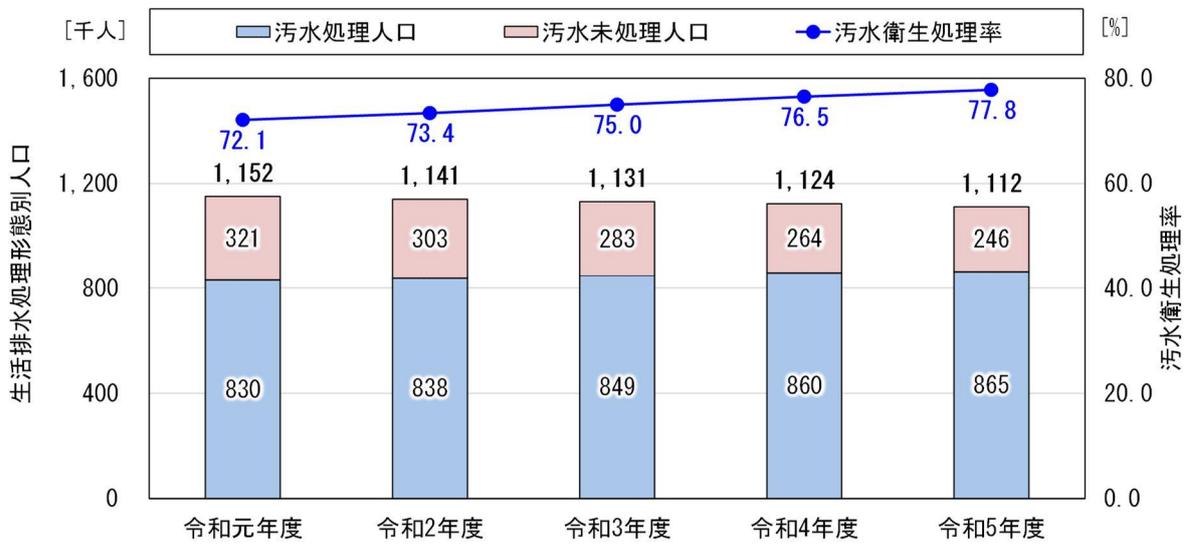
(イ) 生活排水処理の状況

a 生活排水の処理量の推移

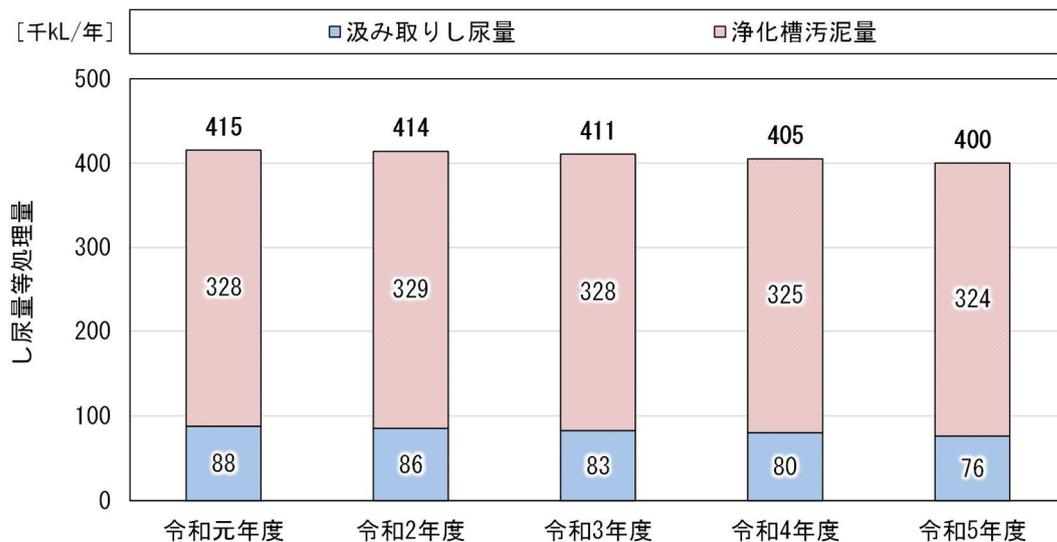
生活排水処理形態別人口の推移は図Ⅱ. 2-9 に示すとおりです。

汚水処理人口は、令和元年度において830千人であったのに対し、令和5年度では865千人となっています。また、汚水衛生処理率は令和元年度において72.1%であったのに対し、令和5年度では77.8%となっています。

し尿等処理量の推移は図Ⅱ. 2-10 に示すとおりです。汲み取りし尿及び浄化槽汚泥の処理量は令和元年度において415千kL/年であったのに対し、令和5年度では400千kL/年となっています。



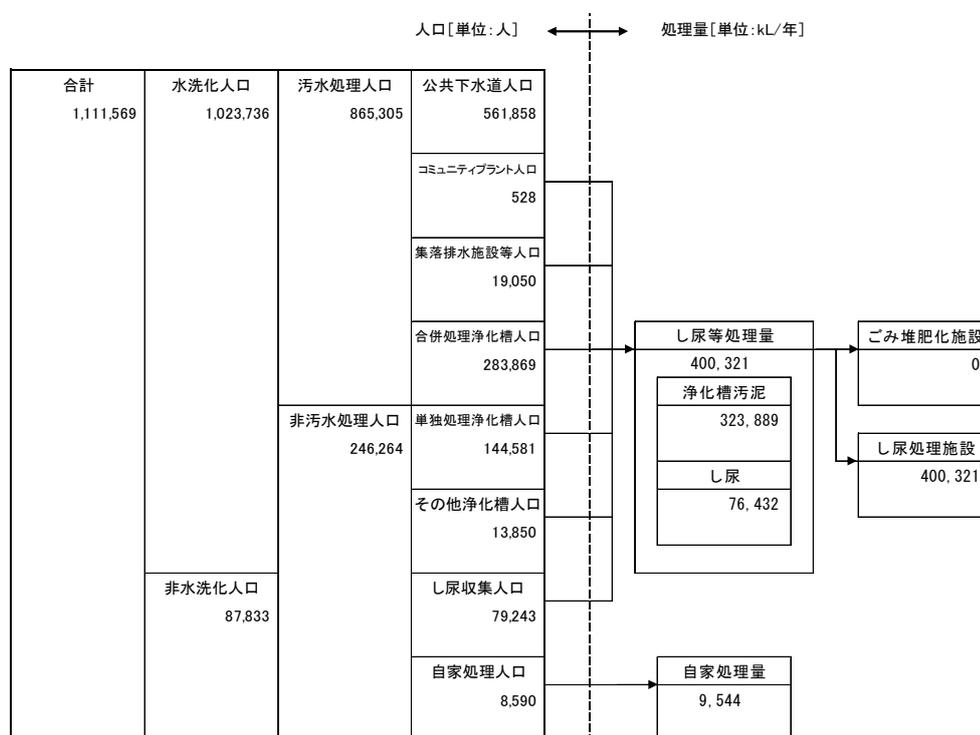
図Ⅱ. 2-9 生活排水処理形態別人口の推移



図Ⅱ. 2-10 し尿等処理量の推移

b 処理・処分フロー

令和5年度における処理・処分のフローは図Ⅱ.2-11に示すとおりです。



図Ⅱ.2-11 処理・処分のフロー（し尿等-令和5年度）

c し尿処理施設の整備状況

県内のし尿処理施設の整備状況は表Ⅱ.2-11に示すとおりです。

県内にはし尿処理施設が16施設存在しています。

表Ⅱ.2-11 し尿処理施設の整備状況¹⁰

ブロック	事業主体	施設名称	処理方式		処理能力 [kL/日]	経過年数 [年]
			汚水処理	汚泥処理		
大分	大分市	大分市大洲園処理場	下水投入	脱水、焼却	390	22
	臼杵市	臼杵市し尿等前処理施設	その他	その他	45	19
	竹田市	竹田市衛生センター	標脱	脱水	40	34
	豊後大野市	豊後大野市白鹿浄化センター	高負荷、膜分離	脱水	80	21
	津久見市	津久見市し尿等前処理施設	下水投入	その他	25	8
	由布市	由布市環境衛生センター	高負荷、膜分離、一次処理	脱水	77	1
別件	別府市	別府市リバーサイドオアシス春木苑	高負荷、下水投入	脱水	75	5
	杵築速見環境浄化組合	杵築速見環境浄化センター	高負荷	焼却	58	27
県北	豊後高田市	豊後高田市クリーンセンター	標脱	脱水	36	29
	宇佐市	宇佐市環境衛生センター	標脱	脱水	87	26
	国東市	国東市し尿処理場	標脱	脱水、焼却	50	38
	姫島村	姫島村し尿処理場	下水投入	その他	1	12
中津	中津市	中津市清掃センター	高負荷、膜分離	脱水、焼却	176	17
県南	佐伯市	クリーンセンター	下水投入、一次処理	脱水	102	28
日田玖珠	日田市	日田市環境衛生センター	高負荷	脱水、乾燥	82	24
	玖珠九重行政事務組合	玖珠環境衛生センター	高負荷、膜分離	脱水	52	19

※経過年数は、令和6年4月1日を基準とした値を示す。

※令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果において年間処理量が0t/年の施設は除外して集計。

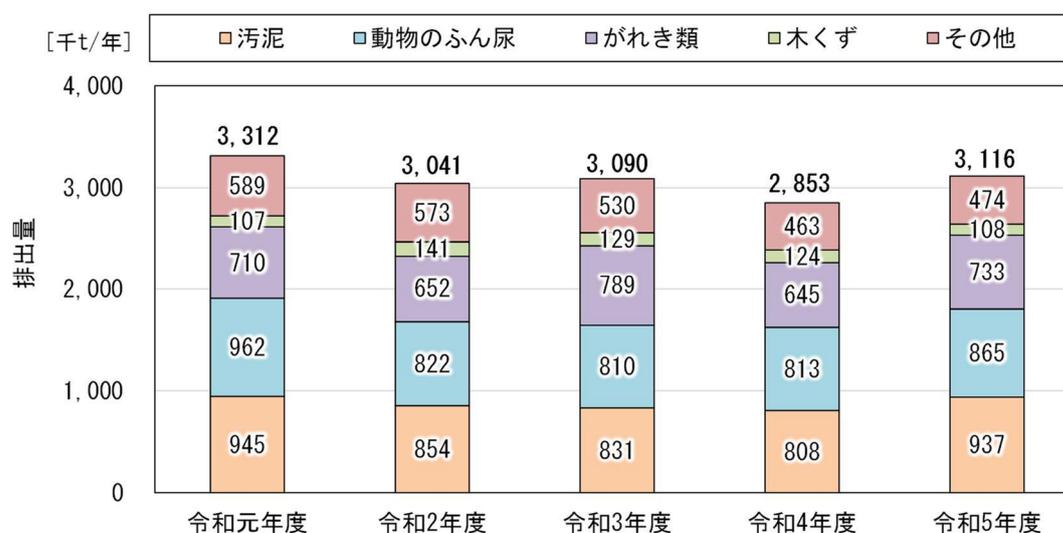
10 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果（令和7年3月、環境省）

イ 産業廃棄物の排出及び処理の現状

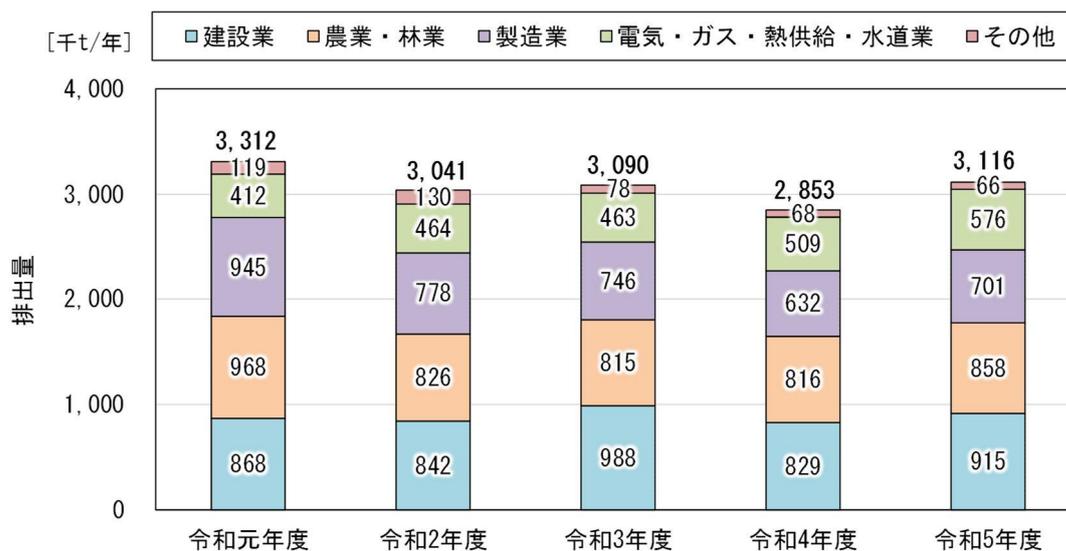
(ア) 排出量の推移

種類別・業種別の排出量の推移は図Ⅱ. 2-12 及び図Ⅱ. 2-13 に示すとおりです。産業廃棄物の排出量は、令和元年度において3,312千t/年であったのに対し、令和5年度では3,116千t/年となっています。

令和5年度の排出量について種類別の内訳を見ると、汚泥が最も多く、次いで動物のふん尿、がれき類となっています。また、業種別では建設業が最も多く、次いで農業・林業、製造業となっています。



図Ⅱ. 2-12 排出量の推移（種類別）



図Ⅱ. 2-13 排出量の推移（業種別）

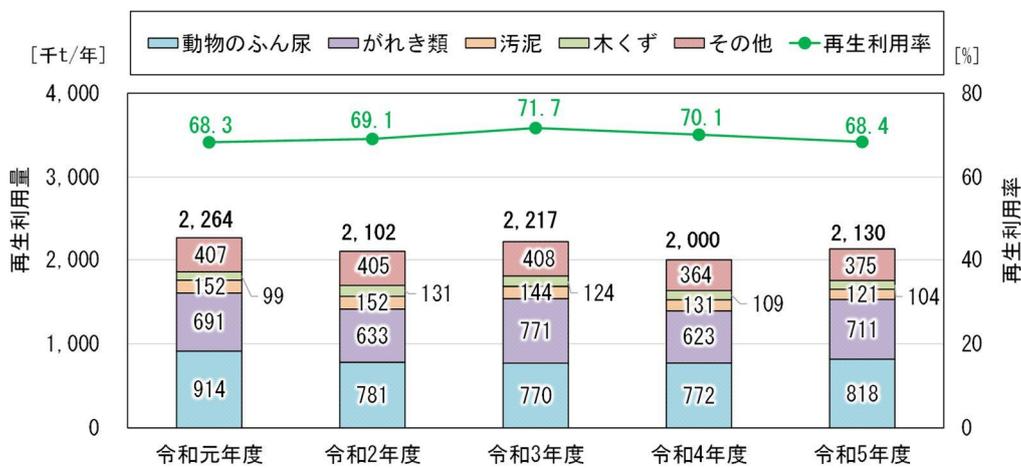
(イ) 再生利用量の推移

種類別・業種別の再生利用量の推移は図Ⅱ.2-14及び図Ⅱ.2-15に示すとおりです。

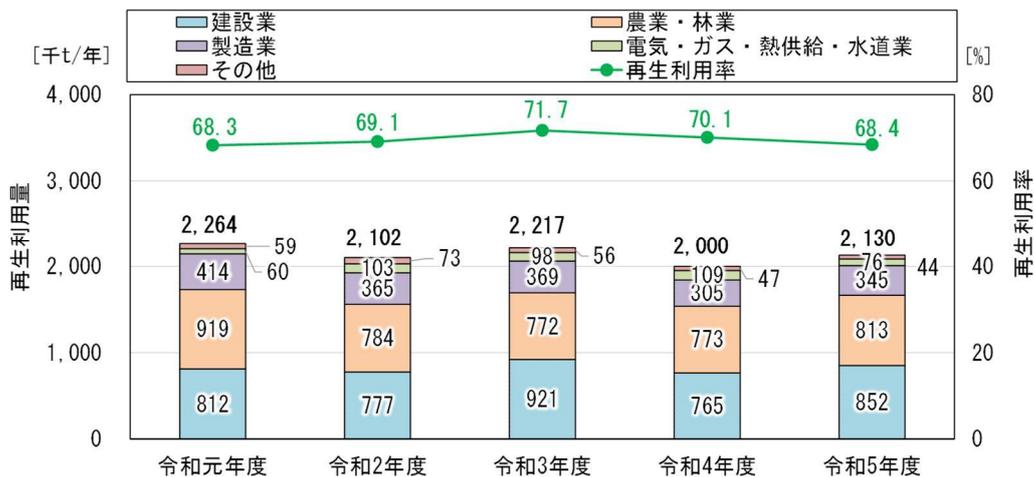
産業廃棄物の再生利用量は、令和元年度において2,264千t/年であったのに対し、令和5年度では2,130千t/年となっています。また、再生利用率は令和元年度において68.3%であったのに対し、令和5年度では68.4%となっています。

令和5年度の再生利用量について種類別の内訳を見ると、動物のふん尿が最も多く、次いでがれき類、汚泥となっています。また、業種別では建設業が最も多く、次いで農業・林業、製造業となっています。

令和5年度における再生利用率を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-12に示すとおりです。県の再生利用率は全国値より約14ポイント高い状況です。



図Ⅱ.2-14 再生利用量の推移（種類別）



図Ⅱ.2-15 再生利用量の推移（業種別）

表Ⅱ.2-12 全国値との比較（再生利用率-令和5年度実績）¹¹

	全国値	大分県
再生利用率[%]	54.4	68.4

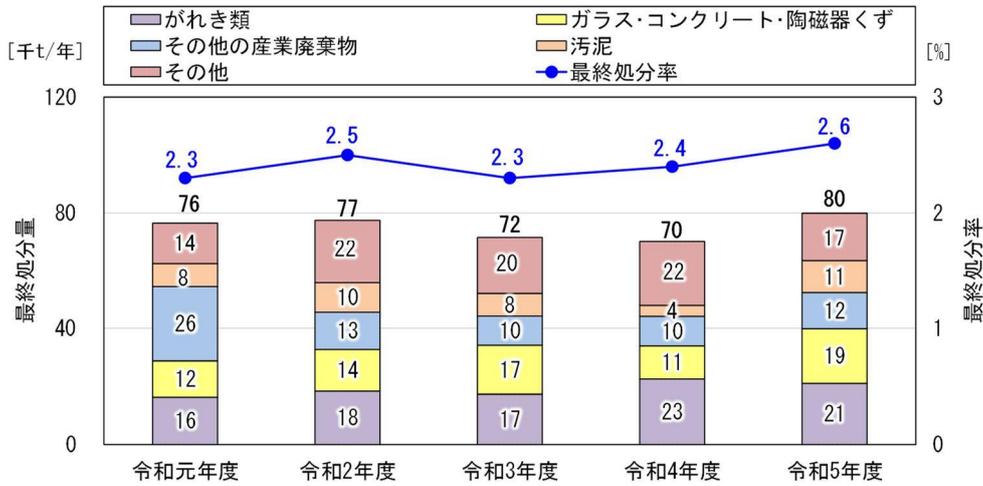
11 令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値（令和7年3月、環境省）

(ウ) 最終処分量の推移

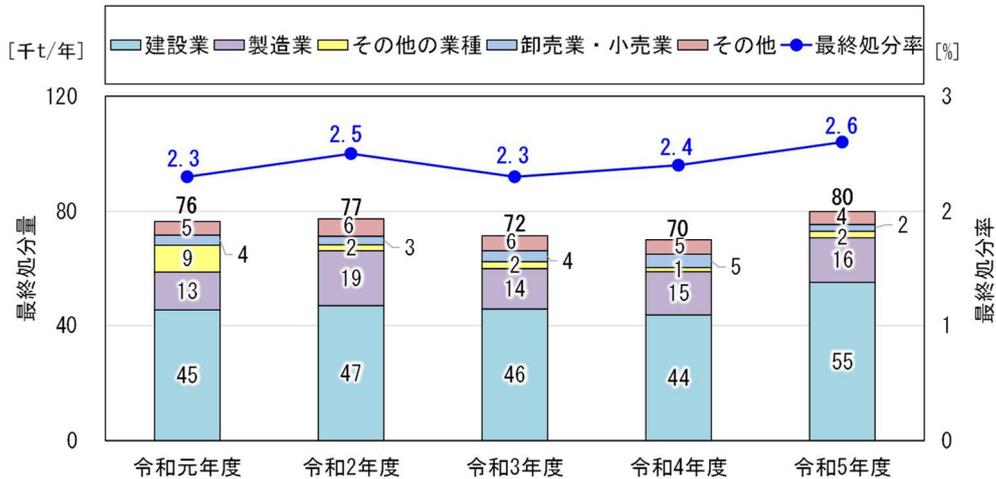
種類別・業種別の最終処分量の推移は図Ⅱ.2-16 及び図Ⅱ.2-17 に示すとおりです。産業廃棄物の最終処分量は、令和元年度において76千t/年であったのに対し、令和5年度では80千t/年となっています。また、最終処分率は令和元年度において2.3%であったのに対し、令和5年度では2.6%となっています。

令和5年度最終処分量について種類別の内訳を見ると、がれき類が最も多く、次いでガラス・コンクリート・陶磁器くず、その他の産業廃棄物となっています。その他の産業廃棄物の最終処分量に関しては、混合物が9割以上を占めている状況です。

また、令和5年度における最終処分率を全国値と比較した結果は表Ⅱ.2-13 に示すとおりです。県の最終処分率は全国値より約0.2ポイント高い状況です。



図Ⅱ.2-16 最終処分量の推移 (種類別)



図Ⅱ.2-17 最終処分量の推移 (業種別)

表Ⅱ.2-13 全国値との比較 (最終処分率-令和5年度実績)¹²

	全国値	大分県
最終処分率 [%]	2.4	2.6

12 令和6年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和5年度速報値 (令和7年3月、環境省)

【参考：その他の産業廃棄物の内訳】

県の最終処分量のうち、その他の産業廃棄物の内訳としては混合物が 90%程度を占めている状況になっています。

	最終処分量[t/年]	割合 [%]
感染性廃棄物	800	6.4
混合物	11,200	89.6
水銀廃棄物	500	4.0
合計	12,500	100.0

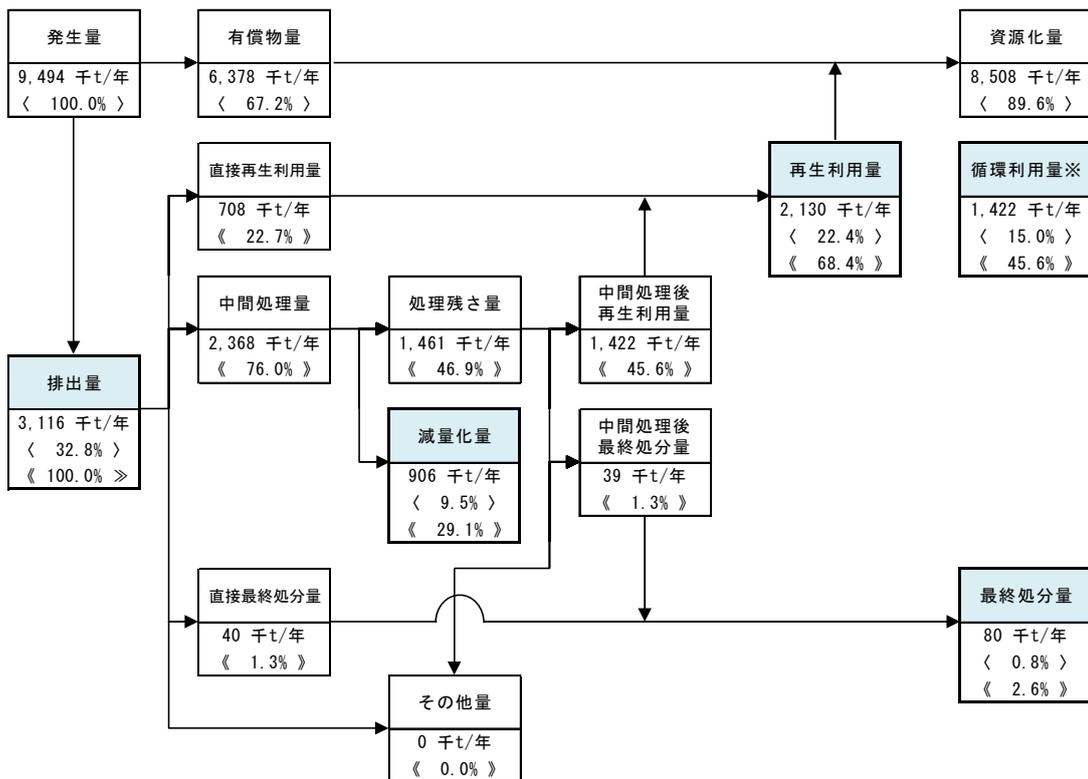
備考) 令和 5 年度の実績値とし、10t/年以下四捨五入した数値を記載。

(エ) 処理・処分のフロー

令和 5 年度における処理・処分のフローは図 II. 2-18 に示すとおりです。

また、令和 5 年度における県内の排出量は 3,116 千 t/年、再生利用量は 2,130 千 t/年、最終処分量は 80 千 t/年となっています。

業種別・種類別の排出量に対する処理量の構成は図 II. 2-19 及び図 II. 2-20 に示すとおりです。



※《 》：排出量に対する割合、〈 〉：発生量に対する割合

※産業廃棄物の循環利用量は再生利用量に「金属くず」「ガラ陶」「鉱さい」「がれき類」の減量化量を加え、動物のふん尿の直接再生利用量を除いたもの。動物のふん尿の直接再生利用量に関しては国の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（令和5年度速報値）における動物のふん尿の排出量に対する直接再生利用量の割合（81.9%）を基に設定。

※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。産業廃棄物の場合、循環利用率と再生利用率は異なる計算式から求められる。

【循環利用率＝（再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量）／排出量】

【再生利用率＝再生利用量／排出量】

注) 図中の数値は、四捨五入の関係で収支が合わない場合がある。

図 II. 2-18 処理・処分状況のフロー

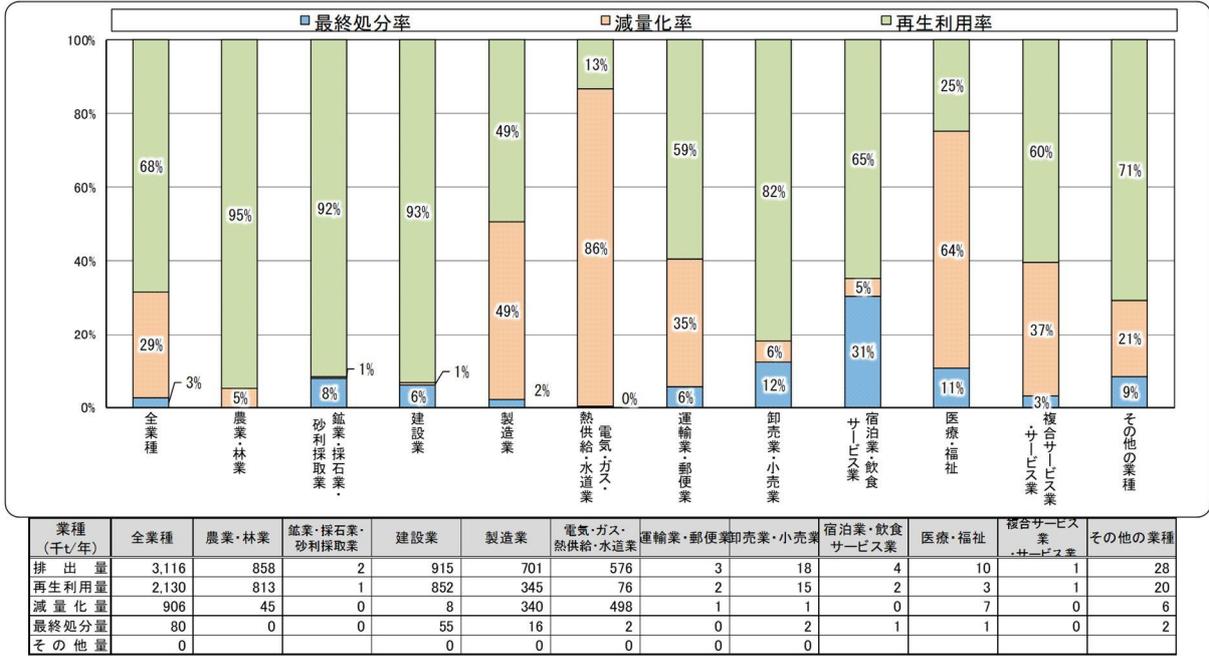


図 II.2-19 排出量に対する処理量の構成比（業種別）

※図中の標記は、該当値がなかった場合は空欄、500 トン未満の値の場合は「0」とした。

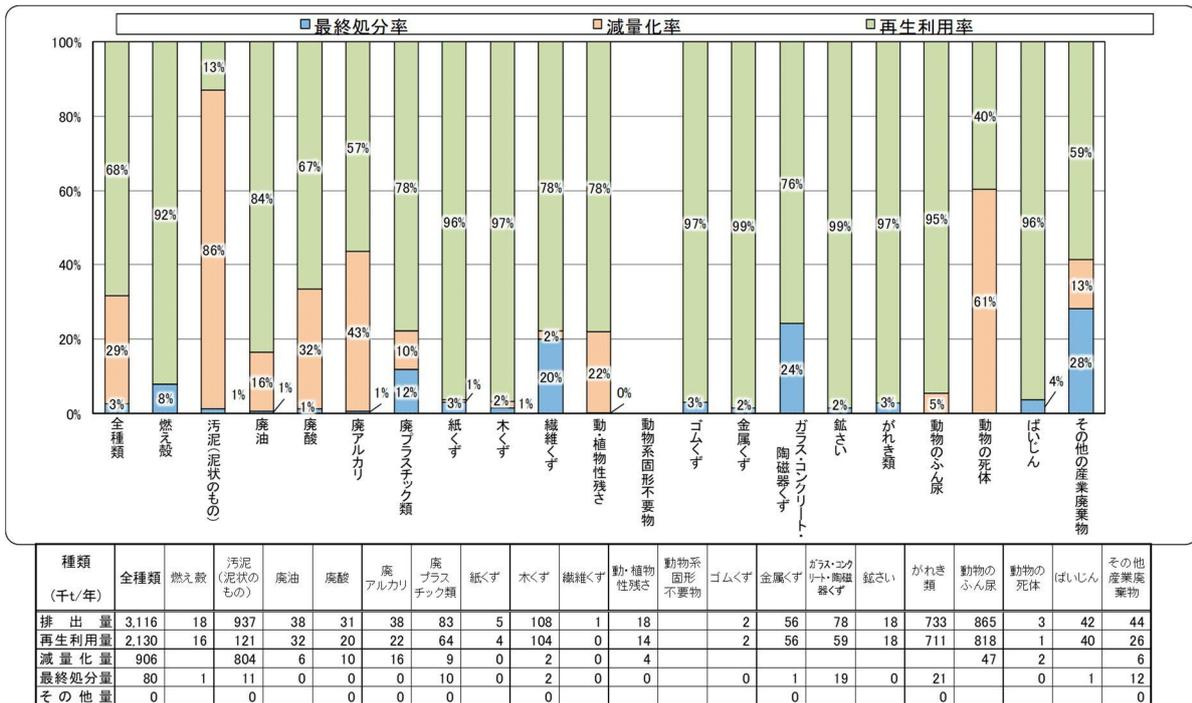


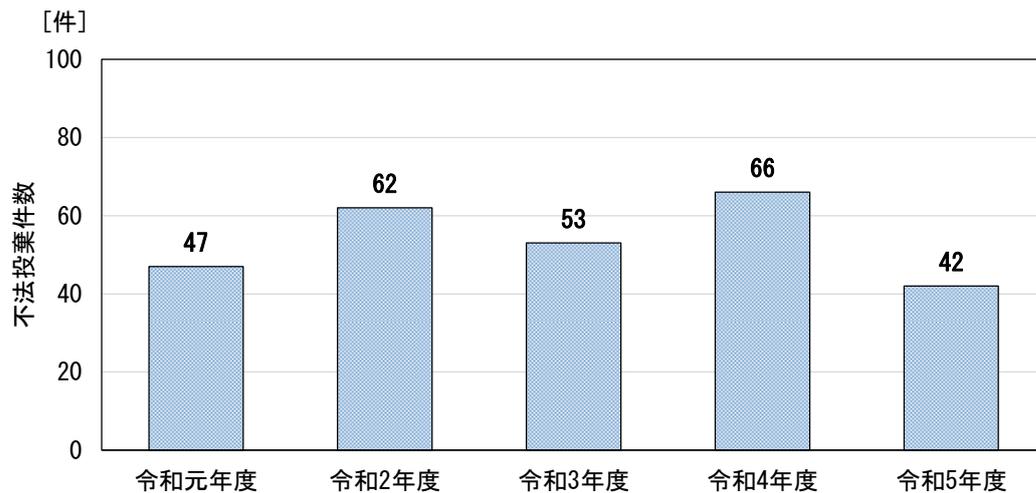
図 II.2-20 排出量に対する処理量の構成比（種類別）

※図中の標記は、該当値がなかった場合は空欄、500 トン未満の値の場合は「0」とした。

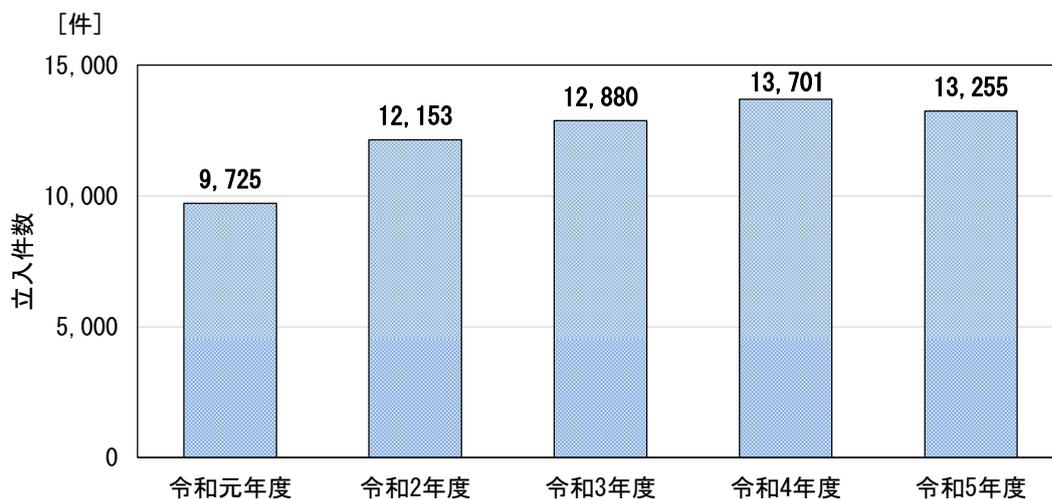
(オ) 不法投棄件数の推移

県における不法投棄の状況は図Ⅱ.2-21に示すとおりです。不法投棄を一定数発見しており、令和5年度における不法投棄件数は42件となっています。

また、監視・指導の状況は図Ⅱ.2-22に示すとおりです。各保健所等に環境衛生指導員や産業廃棄物監視員を配置し、産業廃棄物処理施設等の監視・指導を行っており、令和5年度における立入件数は13,255件となっています。



図Ⅱ.2-21 不法投棄件数の推移

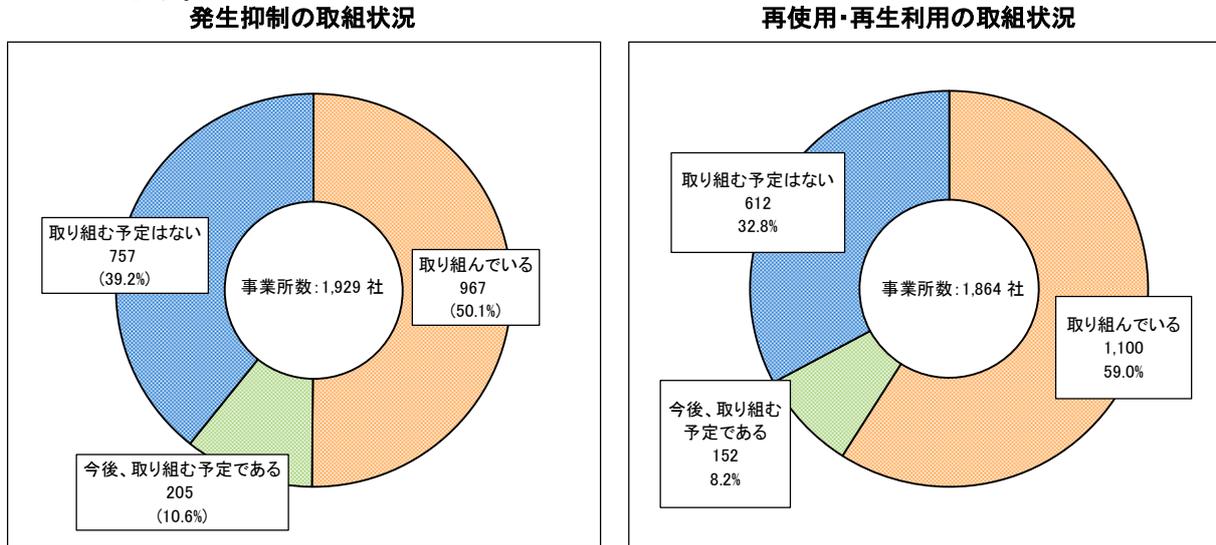


図Ⅱ.2-22 立入件数の推移

(カ) 発生抑制・再生利用等の取組状況

産業廃棄物の排出事業者における発生抑制・再生利用等の取組状況は図Ⅱ.2-23 に示すとおりです。

産業廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の取組については、半数以上が取り組んでいる状況にありますが、取り組む予定はないといった事業者も一定数が存在している状況にあります。

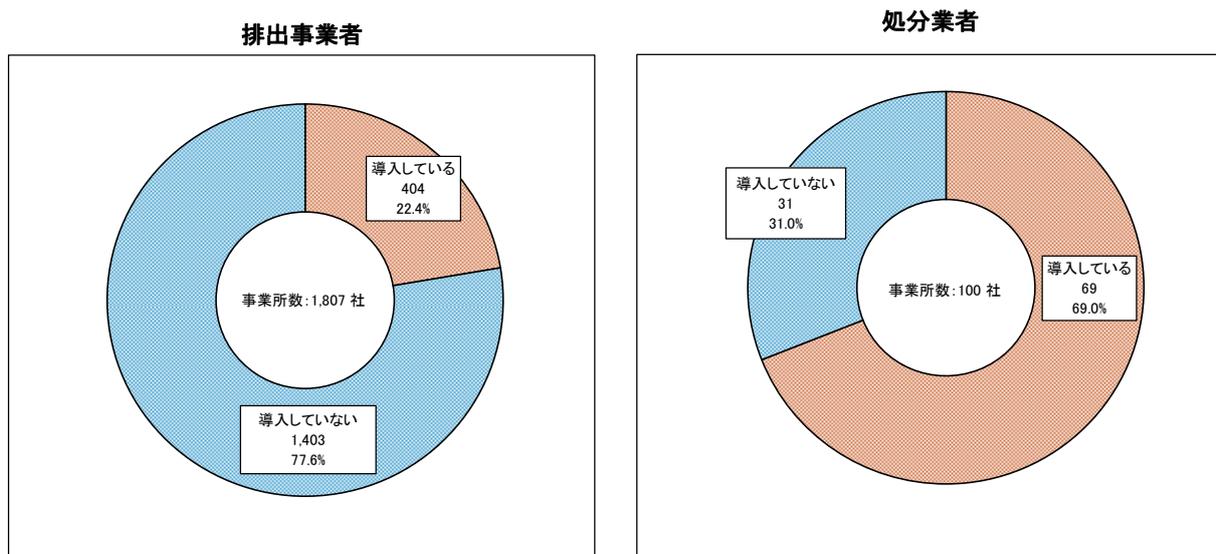


図Ⅱ.2-23 発生抑制・再生利用等の取組状況¹³

(キ) 電子Manifestの導入状況

産業廃棄物の排出事業者及び処分業者における電子Manifestの導入状況は図Ⅱ.2-24 に示すとおりです。

産業廃棄物の処分業者については、70%程度が導入しているのに対し、排出事業者では20%程度となっています。



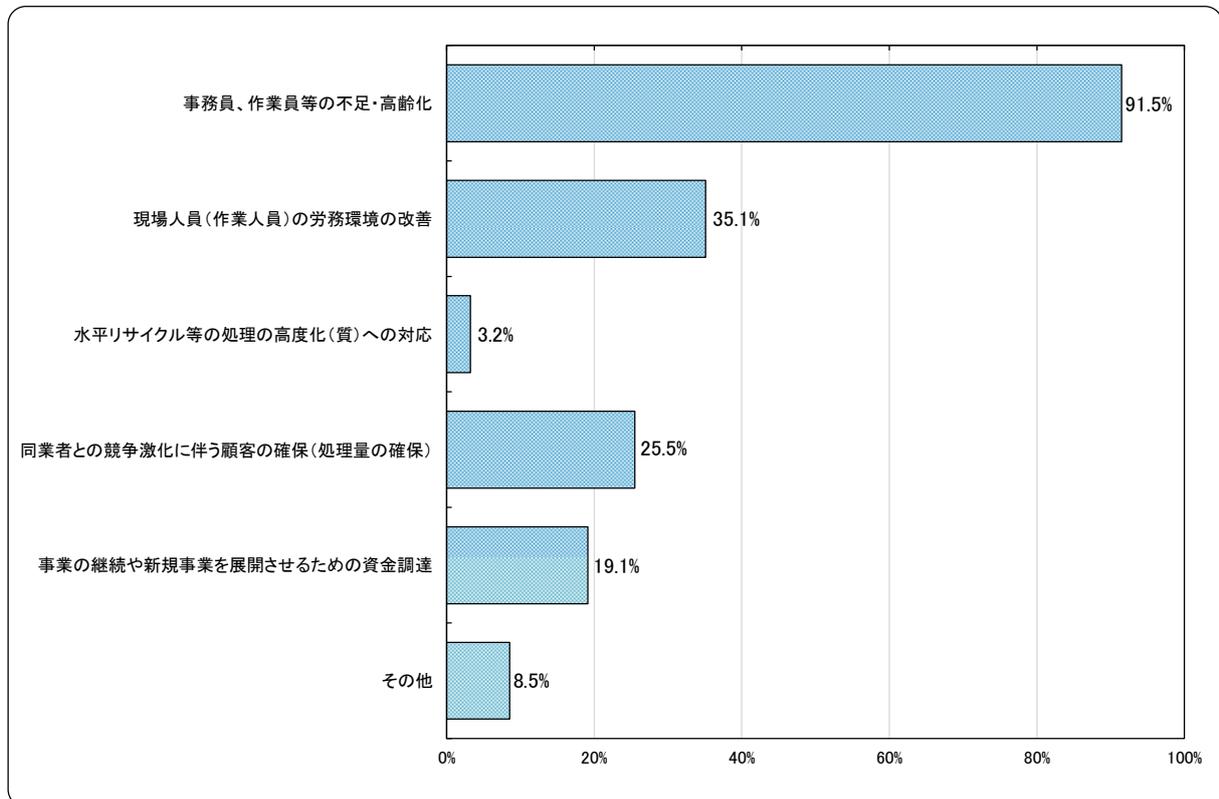
図Ⅱ.2-24 電子Manifestの導入状況¹³

13 令和6年度 大分県産業廃棄物意識調査（排出事業者・処理業者）（令和7年3月、大分県）

(ク) 産業廃棄物の処分業者の抱える課題

産業廃棄物の処分業者が抱える課題は図Ⅱ.2-25に示すとおりです。

課題としては「事務員、作業員等の不足・高齢化」が最も多く、次いで、「現場人員（作業員）の労務環境の改善」及び「同業者との競争激化に伴う顧客の確保（処理量の確保）」が多くなっています。



図Ⅱ.2-25 産業廃棄物の処分業者が抱える課題¹⁴

14 令和6年度 大分県産業廃棄物意識調査（排出事業者・処理業者）（令和7年3月、大分県）

(ケ) 県外産業廃棄物の搬入状況等

令和5年度における産業廃棄物の県外への搬出及び県外からの搬入状況は表Ⅱ.2-14に示すとおりです。県外への搬出量は192千t/年、県外からの搬入量は936千t/年となっており、県外からの搬入量が県外への搬出量を超過している状況です。

また、県では、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」（以下「適正化条例」という。）において、県外で発生した産業廃棄物を県内に持ち込んで処理する場合は、県外の排出事業者は県と事前に協議を行い、搬入量に応じた環境保全協力金を納付することを定めています。県外産業廃棄物の搬入に伴う協議件数は表Ⅱ.2-15に示すとおりです。事前協議は、毎年度一定数実施しており、令和5年度の協議件数は1,388件となっています。

表Ⅱ.2-14 県外産業廃棄物の県内搬入状況等

	搬出量[千t/年]	搬入量[千t/年]
中間処理目的	190	765
最終処分目的	2	171
合計	192	936

表Ⅱ.2-15 事前協議の実施状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議件数[件]	1,239	1,266	1,137	1,344	1,388

(コ) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物処理施設の設置状況は表Ⅱ.2-16及び表Ⅱ.2-17に示すとおりです。

表Ⅱ.2-16 中間処理施設の設置状況

施設区分		大分市		県（大分市除く）	
		施設数	処理能力	施設数	処理能力
汚泥	脱水施設	25	9,539 m ³ /日	12	2,036 m ³ /日
	乾燥施設	1	50 m ³ /日	4	336 m ³ /日
	焼却施設	7	6,147 m ³ /日	4	15,167 m ³ /日
	コンクリート 固型化施設	1	20 m ³ /日	0	0 m ³ /日
廃油	油水分離施設	2	28,120 m ³ /日	0	0 m ³ /日
	焼却施設	10	6,043 m ³ /日	4	15,167 m ³ /日
廃酸・廃アルカリの 中和施設		4	41,700 m ³ /日	2	740 m ³ /日
廃プラ スチッ ク類	破碎施設	21	2,264t/日	18	1,944t/日
	焼却施設	8	6,125t/日	4	15,167t/日
木くず又はがれき類の 破碎施設		88	39,697t/日	138	58,643t/日
上記以外の焼却施設		8	357t/日	8	15,181t/日

備考) 令和6年4月1日時点

表Ⅱ.2-17 最終処分場の設置状況

施設区分		大分市		県（大分市除く）	
		施設数	残余容量[m ³]	施設数	残余容量[m ³]
安定型	事業者	2	0	6	11,478
	処理業者	11	1,322,461	17	456,459
管理型	事業者	0	0	0	0
	処理業者	4	1,346,060	2	31,975

備考) 令和6年4月1日時点

(3) 廃棄物の排出量等の将来見込み

ア 一般廃棄物

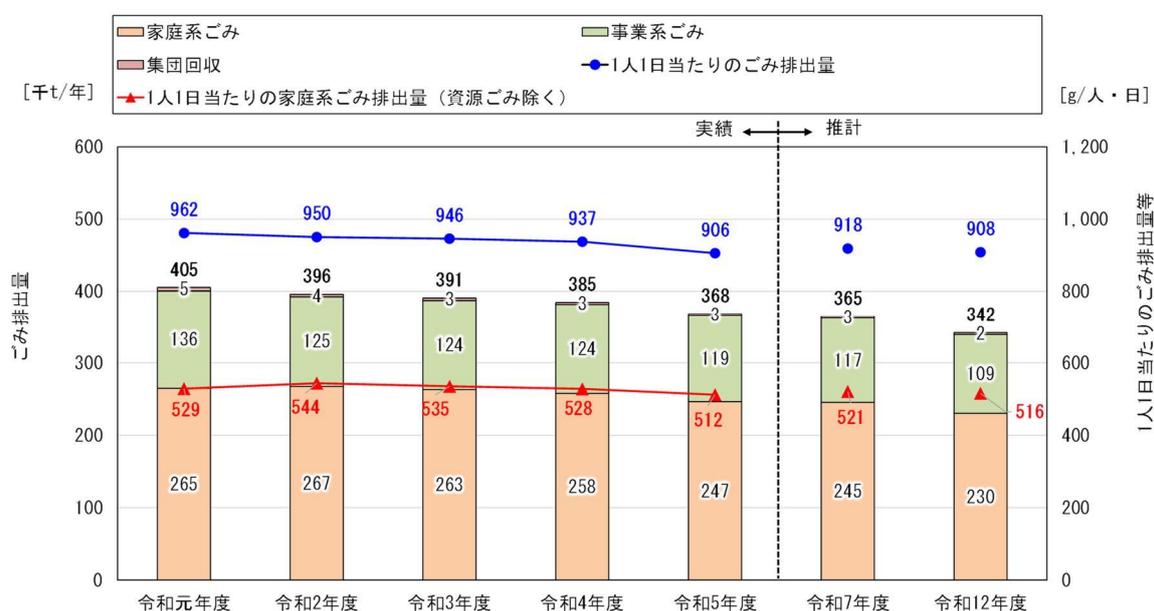
(ア) ごみ排出量

ごみ排出量の将来推計は、現時点における排出状況等が今後も継続するものとし、ごみ排出の実績値と将来人口等を基に算出しました。

ごみ排出量の推計結果は図Ⅱ.2-26に示すとおりです。

ごみ総排出量は令和5年度において368千t/年であったのに対し、令和12年度では342千t/年となる見込みです。また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和5年度において906g/人・日であったのに対し、令和12年度では908g/人・日となる見込みです。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）は、令和5年度において512g/人・日であったのに対し、令和12年度では516g/人・日となる見込みです。

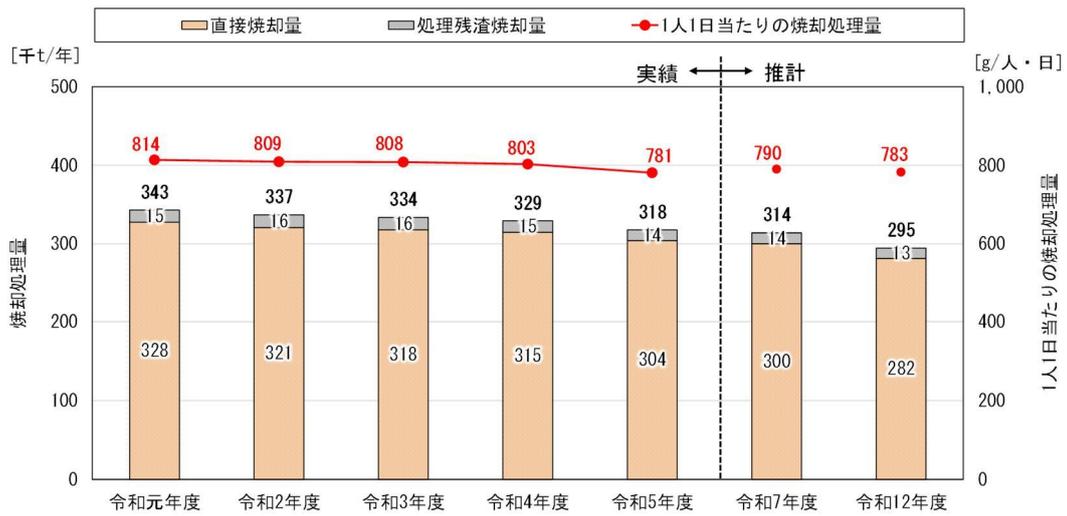


図Ⅱ.2-26 ごみ排出量の将来推計結果

(イ) 焼却処理量

焼却処理量の推計結果は図Ⅱ.2-27に示すとおりです。

焼却処理量は令和5年度において318千t/年であったのに対し、令和12年度では295千t/年となる見込みです。また、1人1日当たりの焼却処理量は、令和5年度において781g/人・日であったのに対し、令和12年度では783g/人・日となる見込みです。

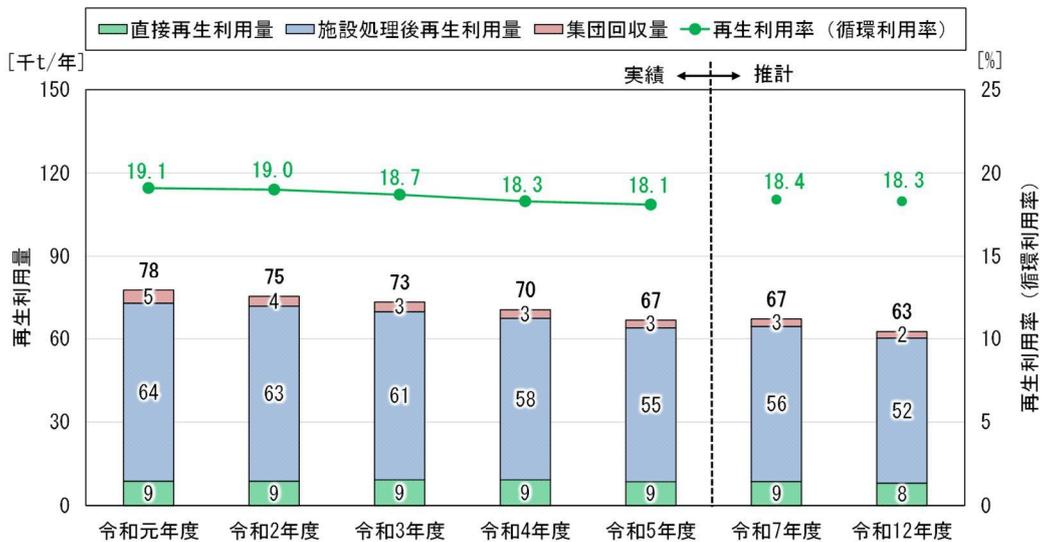


図Ⅱ.2-27 焼却処理量の将来推計結果

(ウ) 再生利用量

再生利用量の推計結果は図Ⅱ.2-28に示すとおりです。

再生利用量は、令和5年度において67千t/年であったのに対し、令和12年度では63千t/年となる見込みです。また、再生利用率（循環利用率）は、令和5年度において18.1%であったのに対し、令和12年度では18.3%となる見込みです。

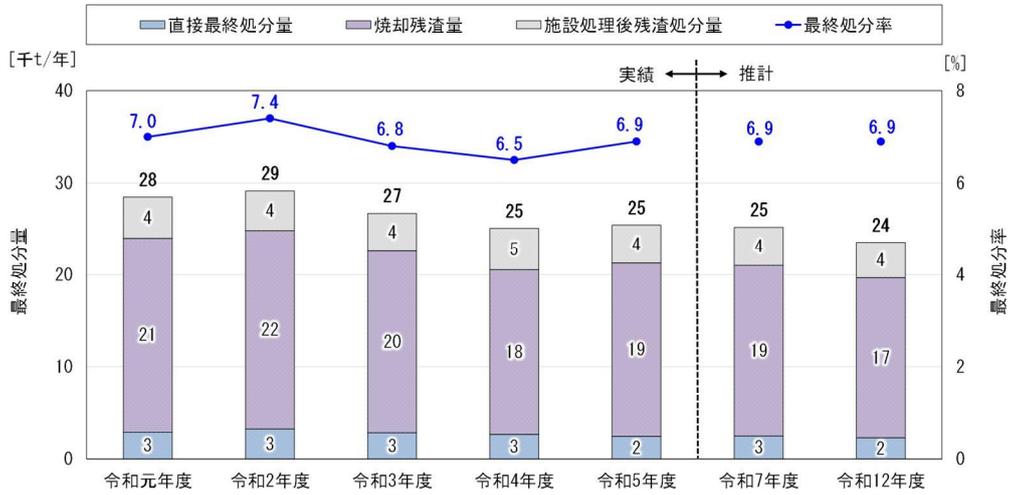


図Ⅱ.2-28 再生利用量の将来推計結果

(エ) 最終処分量

最終処分量の推計結果は図Ⅱ.2-29に示すとおりです。

最終処分量は、令和5年度において25千t/年であったのに対し、令和12年度では24千t/年となる見込みです。また、最終処分率は令和5年度以降、6.9%で推移する見込みです。



図Ⅱ.2-29 最終処分量の将来推計結果

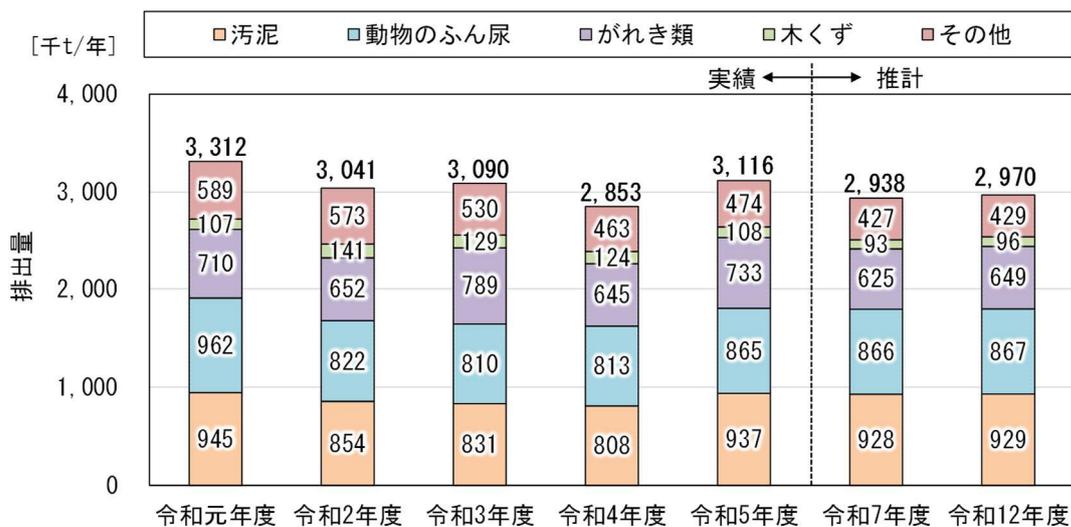
イ 産業廃棄物

(ア) 排出量

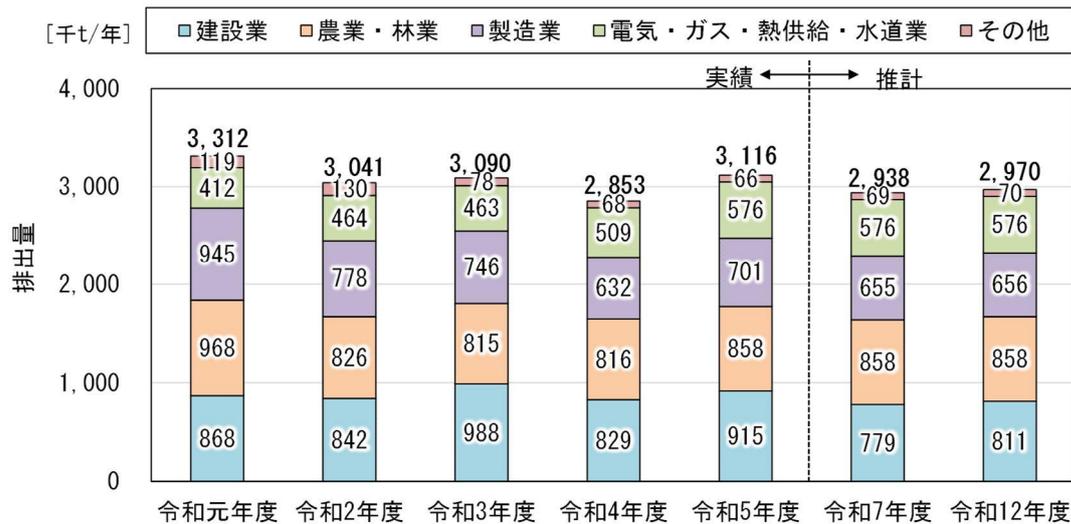
排出量の将来推計は、「大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現時点における産業廃棄物の排出状況等と業種毎の活動量指標（元請完成工事高、製造品出荷額等）との関係は変わらない」との仮定し、業種別・種類別に算出しました。

排出量の業種別・種類別の推計結果は図Ⅱ.2-30及び図Ⅱ.2-31に示すとおりです。

排出量は、令和5年度において3,116千t/年であったのに対し、令和12年度では2,970千t/年となる見込みです。



図Ⅱ.2-30 産業廃棄物排出量の将来推計結果（種類別）

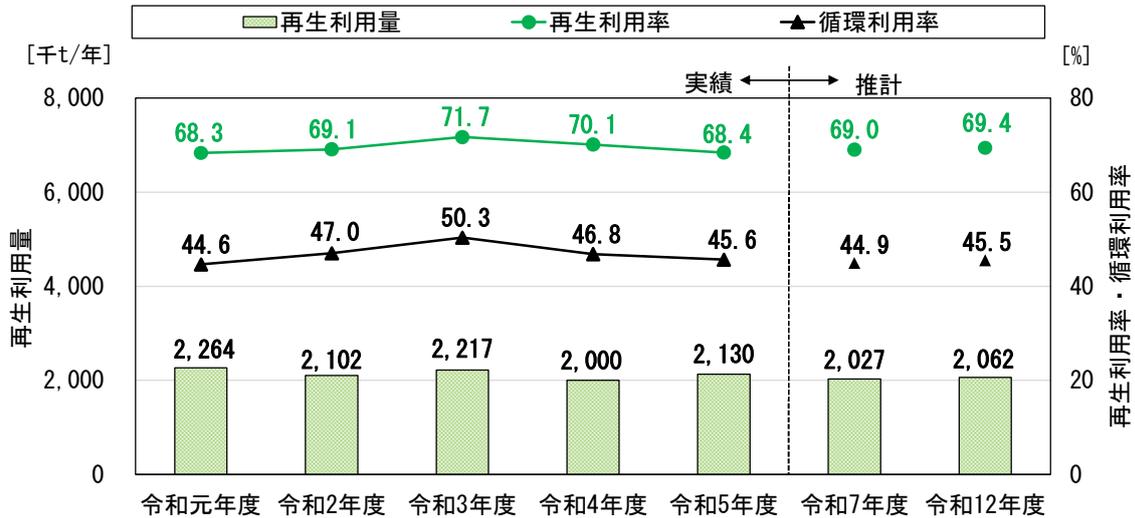


図Ⅱ.2-31 産業廃棄物排出量の将来推計結果（業種別）

(イ) 再生利用量

再生利用量の推計結果は図Ⅱ.2-32に示すとおりです。

再生利用量は、令和5年度において2,130千t/年であったのに対し、令和12年度では2,062千t/年となる見込みです。また、再生利用率は令和5年度において68.4%であったのに対し、令和12年度では69.4%となる見込みであり、循環利用率は令和5年度において45.6%であったのに対し、令和12年度では45.5%となる見込みです。

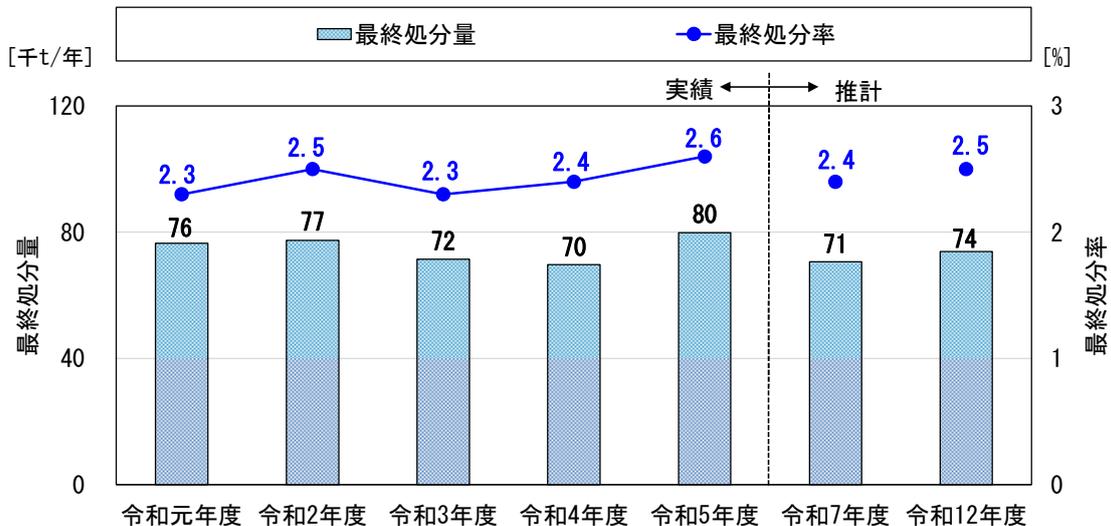


図Ⅱ.2-32 再生利用量の将来推計結果

(ウ) 最終処分量

最終処分量の推計結果は図Ⅱ.2-33に示すとおりです。

最終処分量は、令和5年度において80千t/年であったのに対し、令和12年度では74千t/年となる見込みです。また、最終処分率は令和5年度において2.6%であったのに対し、令和12年度では2.5%となる見込みです。



図Ⅱ.2-33 最終処分量の将来推計結果

(4) 前回計画の目標値の達成見込み

ア 一般廃棄物に関する目標値の達成見込み

前回計画では、一般廃棄物における目標として、ごみ排出量、1人1日当たりのごみ排出量及び再生利用率について目標値を設定しています。

前回計画における目標の達成見込みは表Ⅱ.2-18に示すとおりであり、全ての項目において達成困難となっています。推計値（令和7年度）はコロナ禍の期間中を含んだものとなっており、生活様式や経済活動の変化等が影響し、ごみの増加が進んだものと考えられます。また、前回計画期間中において県内では再資源化の促進に向けて、分別収集の徹底を図るとともに、回収業者と連携した分別収集を進めてきましたが、コロナ禍の期間中における集団回収の縮小等の影響もあり、再生利用率は横ばいで推移したものと考えられます。

表Ⅱ.2-18 前回計画における目標の達成見込み（一般廃棄物）

指標	単位	前回計画の 目標値	推計値 (令和7年度)	達成見込み
ごみ排出量	t/年	357,000	364,892	達成困難
1人1日当たりのごみ 排出量	g/人・日	898	918	達成困難
再生利用率	%	25.0	18.4	達成困難

イ 産業廃棄物に関する目標値の達成状況

前回計画では、産業廃棄物における目標として、排出量、再生利用率及び最終処分率について目標値を設定しています。

前回計画における目標の達成見込みは表Ⅱ.2-19に示すとおりであり、排出量は達成可能ですが、再生利用率及び最終処分率については達成困難となっています。排出量については、がれき類の排出量が大きく減少したことにより、目標達成見込となりました。再生利用率については、「汚泥」、「がれき類」及び「混合廃棄物」の再生利用率が目標を下回ったこと、最終処分率についても再生利用が進まなかったことにより、目標達成困難となったものであり、これらはコロナ禍の経済活動の変化が要因のひとつと考えられます。

表Ⅱ.2-19 前回計画における目標の達成見込み（産業廃棄物）

指標	単位	前回計画の 目標値	推計値 (令和7年度)	達成見込み
排出量	千t/年	3,420	2,938	達成可能
再生利用率	%	75.0	69.0	達成困難
最終処分率	%	2.0	2.4	達成困難

(5) 廃棄物処理に関する課題

ア 一般廃棄物に関する課題

一般廃棄物処理の現状や前回計画の達成見込み、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき一般廃棄物に関する主な課題は次のとおりです。

【課題①：発生・排出抑制の推進】

1人1日当たりのごみ排出量は年々減少傾向で推移しているものの、令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は全国平均よりも多い状況にあり、前回計画の目標達成は難しい見込みです。

国においてワンウェイプラスチックの排出抑制及び食品ロス削減の取組が加速化する中、県内においてワンウェイプラスチックの使用削減や食品廃棄物の有効利用に関して取組を行っている市町村は少ない状況です。

ごみの発生・排出抑制の推進のため、県民の環境意識の醸成が必要です。また、プラスチックごみに関しては、おおいたプラごみゼロ宣言に基づき、県民、事業者及び行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制に取り組むことが必要です。食品ロスの削減に向けて、事業関係者と連携・協働した取組や消費者の意識改革等、事業者と消費者の双方に向けた対策が必要です。

【課題②：再生利用の推進】

令和5年度の一般廃棄物の再生利用率は全国平均よりも低い状況にあり、前回計画の目標達成は難しい見込みです。

国においては、サーキュラーエコノミーへの移行を掲げる中、プラスチック資源の分別収集や未利用のバイオマス資源及び使用済紙おむつの再生利用等の取組を進めていくこととしています。県においては、生ごみやプラスチック資源の分別収集を実施している市町村は存在しているものの、実施市町村は少ない状況です。

市町村において、プラスチックごみの分別収集、再商品化を進めるとともに、未利用バイオマスの更なる利活用の促進に向けたコストの低減や体制の確立が必要です。

【課題③：最終処分量の削減】

令和5年度最終処分量は全国平均より低い状況にあります。

最終処分場は必要不可欠な施設ですが、住民の理解と協力が必要なことや、施設整備まで長期間を要することから、既存の最終処分場を可能な限り長期間使用していくことが重要となります。

県においては、発生・排出抑制及び再生利用の推進を図り、最終処分量の削減を進めていく必要があります。

【課題④：効率的かつ効果的な施設整備の推進】

前回計画内で広域ブロックを定め、一般廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めた結果、施設の集約化がなされる等、一定の成果が得られました。国は、2050年度を見据えた廃棄物処理施設の広域化・集約化の更なる取組が必要であるとしており、県においても長期のごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に関して、更に検討を進めていく必要があります。また、大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適正な処理体制を整備することが不可欠です。

イ 産業廃棄物に関する課題

産業廃棄物処理の現状や前回計画の達成見込み、近年の社会の動向を踏まえ、県が取り組むべき産業廃棄物に関する主な課題は次のとおりです。

【課題①：発生・排出抑制の推進】

産業廃棄物の排出量は、前回計画の目標は達成可能な見込みとなっています。一方、産業廃棄物の排出量は経済活動による影響を受けやすく、県の産業廃棄物排出量も将来的に増加傾向で推移する見込みとなっています。

県内事業者を対象とした調査結果では、発生抑制に取り組んでいる事業者が半数程度を占める中、取組が行えていない事業者も一定程度存在している状況にあり、各事業者での発生・排出抑制に関する取組拡大が必要です。

また、複数の産業廃棄物が混合された場合には、再生利用が困難になり、最終処分される割合が高まることから、現場分別の徹底等、関係部署とも連携し、混合廃棄物の排出抑制等を進めていく必要があります。

【課題②：再生利用の推進】

産業廃棄物の再生利用率は、全国値より高くなっているものの、前回計画の目標達成は困難な見込みです。県では「廃プラスチック類」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」及び「混合廃棄物」の再生利用率が低い状況にあり、それらの廃棄物の情報を把握し、再生利用を進めることが重要です。また、ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルを優先的に促進する他、これらが困難な廃棄物は、サーマルリサイクルを推進する必要があります。

県内事業者を対象とした調査結果では、再使用・再生利用に取り組んでいる事業者が6割程度と発生・排出抑制と比較して取組が進んでいる状況にあります。一方、再使用・再生利用に取り組んでいない事業者も存在している状況にあり、各事業者での再使用・再生利用に関する取組拡大が必要です。

【課題③：最終処分量の削減】

最終処分量は令和5年度において80千t程度であり、最終処分率は全国平均値より高い状況です。県の最終処分量としては「がれき類」、「混合廃棄物」、「ガラス・コンクリート・陶磁器くず」、「汚泥」及び「プラスチック類」で9割程度を占めている状況にあります。

県においては、最終処分量が多い産業廃棄物を対象に発生・排出抑制及び再生利用の推進を図り、最終処分量の削減を進めていく必要があります。また、県では県内処理の原則のもと、今後とも県内で排出された産業廃棄物の最終処分先を安定的に確保する必要があり、県外で排出された産業廃棄物に対しては、引き続き事前協議制度の厳正な運用を図るとともに、県内における産業廃棄物の適正な処理体制を堅持する必要があります。

【課題④：監視・指導の強化】

県では、毎年、産業廃棄物の不適正処理の防止に向けて排出事業者や処分業者への立入検査計画を策定し、立入検査を行ってきました。また、産業廃棄物監視員等による監視パトロールを行うとともに、不法処理防止連絡協議会や警察本部との連携体制を構築してきました。

一方、毎年一定数の不法投棄事案が発生している状況にあり、周辺住民の不安解消のため、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見と迅速な対応により、適正処理を推進する必要があります。

【課題⑤：適正処理の推進】

処分業者においては、「事務員、作業員等の不足・高齢化」及び「現場人員（作業員）の労務環境の改善」等が課題となっているアンケート結果が得られています。

また、県では電子マニフェスト導入費用の一部を補助する制度を設けていますが、制度の認知度が低く、電子マニフェストを導入している排出事業者は2割程度と低くなっています。

処分業者においては従来の産業廃棄物の適正処理とともに、今後排出の増加が見込まれる太陽光発電設備や災害廃棄物の適正処理に関しても、役割が期待されます。デジタル技術の活用により、高度な選別や処分業者の担い手不足の解消を進めていき、必要な処理体制が確保できるよう検討を進めていく必要があります。また、PCBによる環境汚染防止のため、低濃度PCB廃棄物については、処分期限内に適正処理を行い、使用中の低濃度PCB含有製品等については、適正な管理及び処分を進める必要があります。

3 基本的な方向性

(1) 目指す方向性

第4次大分県環境基本計画においては、廃棄物・資源循環分野と関係深い基本目標として、「環境への負荷を抑えた循環型社会の構築」及び「地球温暖化の緩和と気候変動への適応」を掲げ、3Rの取組による環境への負荷低減、資源の消費の抑制、廃棄物の適正処理の推進や2050年のカーボンニュートラル実現等を進めていくものとしています。

本計画においては第4次大分県環境基本計画の基本目標を踏まえ、「環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築」を目指す方向性と定め、「環境先進県おおいた」の実現を目指します。

(目指す方向性)

環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築

(2) 基本方針

本計画では、廃棄物・資源循環分野に求められる新たな課題への対応や国の方向性等を踏まえ、「環境への負荷を抑えた循環型社会・脱炭素社会の構築」に向け、次の基本方針に基づき、各取組を実施します。

【基本方針1】資源循環の促進

国が推進する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行について、県においても進めていきます。

一般廃棄物に関しては、プラスチックごみや食品ロスの排出抑制を優先的に進めていくとともに、プラスチック資源の再商品化や廃食用油等の再生利用を推進する取組を講じていきます。

産業廃棄物に関しては、排出抑制の推進に向けて多量排出事業者をはじめとした、各事業者の主体的な取組を促進します。また、各種リサイクル法に基づく、取組を進めていくとともに、県の関係課とも連携し、産業廃棄物の再生利用を推進させるための取組を講じていきます。

「グリーンアップおおいた」の取組等を活用し、環境を守り活かす担い手づくりの取組を推進していきます。

【基本方針2】廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物に関しては、廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めていくとともに、PFI等民間活力を活用した施設整備等も考慮し、効率的かつ効果的な廃棄物の適正処理体制を構築するための取組を講じていきます。また、火災等の原因となるリチウムイオン電池等の処理困難物の適正処理を進めていきます。

産業廃棄物に関しては、不適正処理の防止に向けた監視・指導體制を強化していくとともに、デジタル技術の導入等による処理効率化等を図ります。また、石綿含有廃棄物やPCB廃棄物等の有害廃棄物対策を進めるための取組を講じていきます。なお、廃棄物の適正処理の推進に向けては、住民の理解と協力の確保に向けた情報提供等を行い、相互理解の促進に向けた取組を進めていきます。

【基本方針3】脱炭素化の推進

一般廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めるとともに、施設整備時には再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の導入促進等により、一般廃棄物に起因する温室効果ガス排出量の削減を進めていきます。

産業廃棄物処理分野に関しては、二酸化炭素排出削減に向けた支援の検討を行うとともに、「おおいたグリーン事業者認証制度」を活用した脱炭素化を進めていきます。

【基本方針4】災害廃棄物処理体制の構築

大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適正に災害廃棄物が処理できる体制整備を進めていきます。

一般廃棄物処理施設に関しては、施設の強靱化を進めるとともに、最終処分場の残余容量の確保に向けた取組を進めていきます。

産業廃棄物処理施設に関しては、廃棄物の処理に支障が生じないよう災害対策の強化を促進するとともに、市町村と連携して取組を進めていきます。

4 一般廃棄物の処理に関する計画

(1) 計画の目標

県の目指す方向性、国の基本方針及び第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、一般廃棄物に関する計画の目標を次のとおり定めます。

(一般廃棄物の目標)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：478g/人・日以下

(資源ごみを除いた家庭から出るごみの量)

循環利用率：20.0%以上

最終処分量：20,300t/年以下

備考) 本計画での循環利用率は国の「一般廃棄物の出口側循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち循環利用された割合を示します。

表Ⅱ.4-1 一般廃棄物に関する計画の目標

指標	単位	現状 (令和5年度)	現状推移 (令和12年度)	目標 (令和12年度)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除いた家庭から出るごみの量)	g/人・日	512	516	478
循環利用率	%	18.1	18.3	20.0
最終処分量	t/年	25,450	23,587	20,300

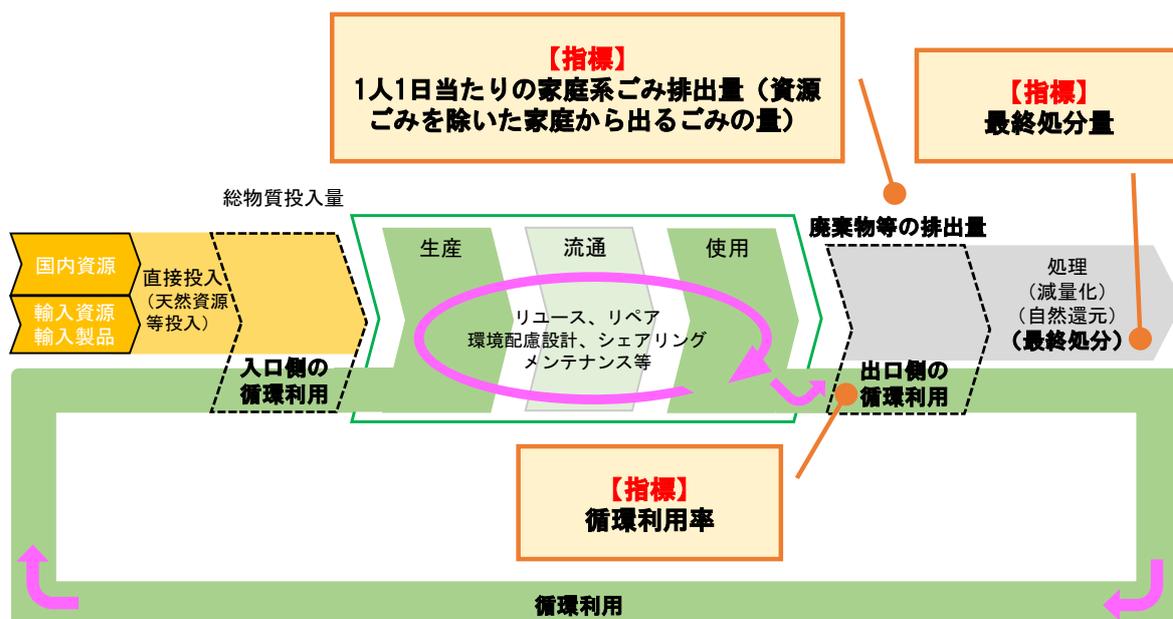
【指標の考え方】

- ◆ 一般廃棄物に関する指標の考え方は図Ⅱ.4-1に示すとおりであり、ごみの物質フローの観点から指標を設定します。
- ◆ 前回計画においては、「ごみ総排出量」を指標として採用していました。本計画では、県民1人ひとりの削減努力が反映できるよう、事業系ごみ排出量及び資源ごみ排出量を除いた「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を指標として設定します。
- ◆ 前回計画では、「再生利用率」を指標として採用していましたが、国の指標としては「一般廃棄物の出口側循環利用率」が採用されています。本計画では、県民1人ひとりの資源循環の取組が反映できるよう「循環利用率」を新たな指標として設定します。

- ◆ 国の指標としては「一般廃棄物の最終処分量」が採用されています。最終処分量は、県民や市町村等の総合的な取組の成果を表す指標として、上位計画における廃棄物関係分野の指標として採用されている「最終処分量」を指標として設定します。

【目標値の考え方】

- ◆ 目標値は計画目標年度（令和 12 年度）において新たな取組を実施しなかった場合の単純将来推計値から新たに実施する取組の削減効果を考慮して設定します。
- ◆ 発生・排出抑制等のごみ量削減に向けた取組及び資源化の取組を推進し、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除いた家庭から出るごみの量）」の削減を目指すものとします。
- ◆ 可燃ごみの中には資源化が可能なものが多く含まれていると考えられ、分別の徹底や処理残渣の資源化の取組を推進し、循環利用率の向上を目指すものとします。
- ◆ 最終処分量に関しては、発生・排出抑制や資源化の取組を考慮し、上位計画で定められた目標値の達成を目指すものとします。



※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。一般廃棄物の場合、「再生利用率」と「循環利用率」は同じ値となる。

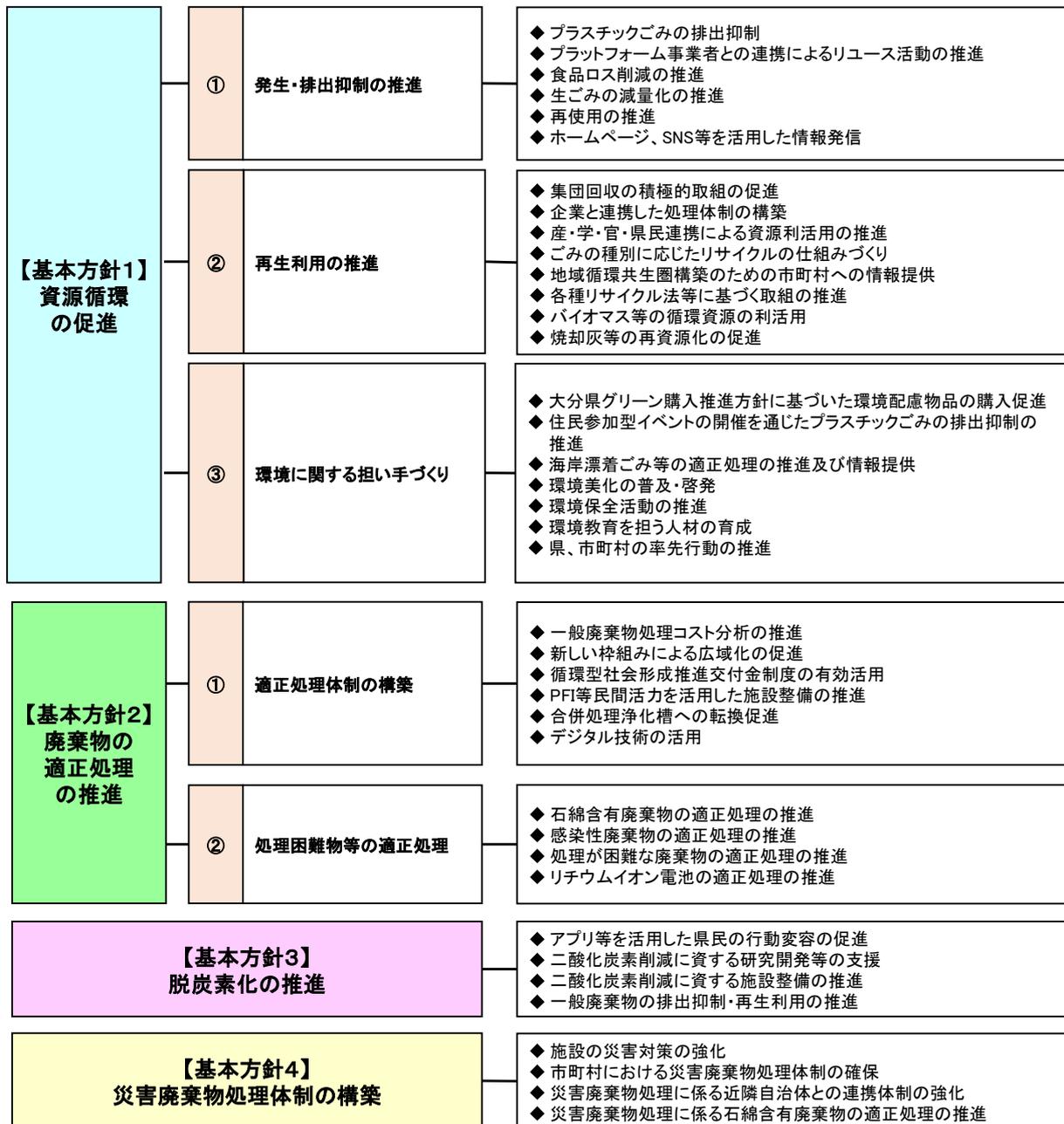
$$\text{循環利用率} = \text{再生利用率} = (\text{集団回収量} + \text{直接再生利用量} + \text{施設処理後再生利用量}) / \text{ごみ総排出量}$$

図Ⅱ.4-1 一般廃棄物の指標の考え方

(2) 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する主な施策

ア 施策の体系

本計画における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の体系は図Ⅱ.4-2 に示すとおりです。



図Ⅱ.4-2 一般廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の体系

【基本方針1】資源循環の促進

① 発生・排出抑制の推進

【プラスチックごみの排出抑制】

《ワンウェイプラスチック等の使用削減》

プラスチック資源循環戦略においては、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの排出抑制が求められており、県においても、ワンウェイプラスチックの使用削減に向け、マイバッグの持参やマイボトルの使用促進等、県民や事業者への意識啓発に取り組めます。また、商品が必要以上に包装されている「過剰包装」を断る（リフューズ）等の取組を推進します。

《大分県プラスチックごみ削減推進協議会による取組の推進》

事業者・消費者・行政等が連携協働し、それぞれが使う責任を意識して、プラスチックごみの排出抑制及びリサイクル等の取組を進めるとともに、県民の理解を深めるため情報提供を推進します。

《プラスチック代替製品の使用促進》

石油由来のプラスチックから、紙や木、再生可能な有機資源を使用したバイオマスプラスチック等の環境負荷の少ない素材への転換を促進します。市町村の指定袋についてプラスチック代替製品の導入の検討を促すとともに、事業者には、「おおいたグリーン事業者認証制度」を広く普及することで、プラスチック代替製品の開発や転換を促進し、プラスチックごみの排出抑制に努めます。

【プラットフォーム事業者との連携によるリユース活動の推進】

粗大ごみ等の中には、まだ使用可能なものが数多く存在します。また、解体される家屋等から発生する残置物についても、リユース活動の促進が求められています。そのため、行政と不用品の取引を仲介するプラットフォーム事業者との連携により、従来粗大ごみ等として廃棄されていた家財等を必要な人に引渡す取組等を進め、リユース活動をより一層推進していきます。

【食品ロス削減の推進】

《大分県食品ロス削減推進協議会による取組の推進》

消費者、事業者及び行政等の連携による大分県食品ロス削減推進協議会を開催し、食品ロス削減に向けた取組の推進を図ります。

《食品ロス削減に向けた県民の意識啓発》

県民に対し、食品表示法に基づく食品表示基準に定められた「消費期限」、「賞味期限」の定義の理解及び適正な食品の取扱いが進むよう周知を図ります。また、家庭ですぐ食べる食品は消費期限・賞味期限が近いものから購入することを促す「てまえどりキャンペーン」や家庭での食べ切りを促す「食べきりキャンペーン」、外食時の料理の食べきりを促す「30・10 運動」を実施し、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ります。

《小売事業者等と連携した食品ロスの削減》

賞味期限の迫った商品の割引販売などを行う「九州食べきり応援店」や小盛りメニューの設定などを行う「九州食べきり協力店」を登録し、事業者と連携した売れ残りや食べ残しを減らす取組を進めます。

《フードドライブ活動の推進》

市町村、小売店及び事業所等に呼びかけを行い、未利用食品等の寄贈を受け、フードバンク等を通じて子ども食堂や食に困っている方々に食品を提供するフードドライブ活動を推進するとともに、活動の意義や取組内容の周知を図ります。

【生ごみの減量化の推進】

生ごみの中には多くの水分が含まれており、生ごみの水切りにより減量化の効果が期待できるため、生ごみの水切りの取組推進に向けて、県民に対し普及啓発を図ります。

【再使用の推進】

各種製品を修理するお店「九州まちの修理屋さん」の情報提供や衣類のリユース、リユース食器の活用及びリターナブルびんの利用を促進し、使えるものは修理して大切に使う意識の醸成を図ります。

【ホームページ、SNS 等を活用した情報発信】

ホームページ、SNS 等の各種メディアを活用し、県民や事業者に対し一般廃棄物の排出抑制等の推進に向けた効果的な情報提供を図ります。

② 再生利用の推進

【集団回収の積極的取組の促進】

自治会、町内会及びPTA等による自主的な集団回収への取組を促進します。

【企業と連携した処理体制の構築】

県内企業の施設及び技術を資源ごみの安定的、効率的な処理体制の構築に活用するため、企業と市町村との連携強化を支援します。

【産・学・官・県民連携による資源利活用の推進】

産・学等との連携により新技術等に関する情報を広く調査できる仕組みづくりを推進します。官の役割として産学との連携及び県民への周知により、県全体としての取組となるよう推進します。また、環境ビジネスの情報提供や循環ビジネスのマッチング及び廃棄物の再利用に関する研究開発・事業化を支援するなど、循環型環境産業の育成と集積を図ります。

【ごみの種別に応じたりサイクルの仕組みづくり】

《分別収集の仕組みづくりの推進》

ごみの種別に応じた分別収集区分の設定に向けて、国が策定した一般廃棄物処理システムの指針や県内外の先進事例等を基にした情報提供や助言等を行い市町村の分別区分の見直し等を支援します。

《再資源化の仕組みづくりの推進》

ごみの種別に応じた再資源化方法の設定に向けて、市町村に対し情報提供や助言を行います。また、再資源化の推進に向けては、資源物の回収主体である行政と再資源化を行う事業者との連携も必要であり、官民連携体制の構築に向けた情報提供等の支援を行います。

【地域循環共生圏構築のための市町村への情報提供】

都市部と農山漁村部との連携による資源の利活用が推進されるよう、必要な情報を市町村へ提供するなど、地域循環共生圏構築のための取組を推進していきます。

【各種リサイクル法等に基づく取組の推進】

《容器包装リサイクル法に基づく分別収集・再資源化の推進》

プラスチック製容器包装、紙製容器包装及びガラスビン等についての分別収集の実施や分別の徹底を県民・市町村に働きかけ、再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）等を推進します。また、分別収集を実施していない市町村については、一般廃棄物処理のコスト分析を推進するとともに、国及び回収業者と連携し、効率的な分別収集等の仕組みづくりを支援します。

《小型家電リサイクル法に基づく分別収集・再資源化の推進》

小型家電リサイクル法に基づき、市町村が行う小型家電の分別収集に対して技術的な助言等を行います。

《食品リサイクル法に基づく分別収集・再資源化の推進》

食品リサイクル法等に基づき国や市町村と連携して分別収集を促進し、家庭や旅館等から発生する生ごみのバイオガス化や堆肥化等の施設整備により有効利用を促進します。また、家庭向けの生ごみ処理機の購入補助や普及啓発活動の推進等について技術的な助言等を行います。

《プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集・再商品化の推進》

プラスチック資源循環促進法では、プラスチック製容器包装とともに、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を推進しており、県内でのプラスチック資源の分別収集・再商品化の取組の加速化に向けた働きかけを行っていきます。

【バイオマス等の循環資源の利活用】

《廃食用油等の再生資源としての利活用等の推進》

家庭から発生する廃食用油等のバイオディーゼル燃料（BDF）化や、その利用のための仕組みづくりを促進します。

《都市と農山漁村との連携等による木質系バイオマス（木くず等）の有効利用》

廃木材・古紙・間伐材などの木質系バイオマスについては、大分市にある製紙工場、津久見市にあるセメント工場や日田市等にある木質バイオマス発電所等と農山漁村とが連携して、原・燃料としての利用を促進し、温暖化対策に寄与するとともに農山漁村の活性化を図ります。

《水産系リサイクル資材の利用促進》

貝殻、廃棄魚などについて、肥料などへの利用を促進します。

【焼却灰等の再資源化の促進】

焼却灰のセメント原料への利用や熔融スラグの路盤材等への利用等、再資源化を促進し、市町村等の最終処分場の延命化を図ります。

③ 環境に関する担い手づくり

【大分県グリーン購入推進方針に基づいた環境配慮物品の購入促進】

大分県グリーン購入推進方針に基づくグリーン購入等により、県民の環境にやさしい物品の積極的な利用を促進します。

【住民参加型イベントの開催を通じたプラスチックごみの排出抑制の推進】

プラスチックごみの削減行動に対する環境アプリのポイント付与や民間団体と連携したごみ拾い大会の実施などを通じて、プラスチックごみ削減行動の促進や県民意識の醸成を進めます。

【海岸漂着ごみ等の適正処理の推進及び情報提供】

「大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、海岸漂着ごみ及び漂流ごみ対策を強化します。特に近年問題となっているマイクロプラスチックの流出抑制対策など、具体的な施策の検討を行うとともに、リーフレット、パネル等を活用し、海洋ごみの減量化への啓発活動を進めます。

【環境美化の普及・啓発】

身近な道路、河川、海岸及び公園などの清掃活動、花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、快適な生活環境の確保に努めます。

【環境保全活動の推進】

ホームページや SNS 等を活用し、県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する「グリーンアップおおいた実践隊」の活動状況等を発信しながら、若年層やファミリー層など幅広い世代の環境保全活動への参加を促進します。また、グリーンアップおおいた実践隊へ支援事業の情報提供等を行い、環境保全活動に取組みやすい環境を整備するとともに、グリーンアップおおいた実践隊と行政が情報共有や意見交換を行う環境保全ネットワークを拡大します。

環境保全活動を推進する上では、環境保全団体や地域住民、民間団体、事業者、学校関係者及び行政などが連携・協働して環境保全活動に取り組む機会を創出し、より効果的な活動につなげるとともに、環境美化活動や環境保全の学術研究などに功績があった個人、団体及び企業などを顕彰し、環境保全活動を活性化します。

【環境教育を担う人材の育成】

学校や地域、職場において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るとともに、県民の自主的・主体的な環境保全活動への参加意欲の増進を図るグリーンアップおおいたアドバイザーの委嘱を進め、そのレベルアップを支援します。

【県、市町村の率先行動の推進】

事業を実施するにあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品の購入やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネの推進などの環境負荷低減のための具体的な行動を市町村と協働し、県自ら率先して実施します。また、職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員の環境保全活動への参加を促します。

【基本方針2】 廃棄物の適正処理の推進

① 適正処理体制の構築

【一般廃棄物処理コスト分析の推進】

一般廃棄物処理事業に係る効率的な処理に向け、国が策定した「一般廃棄物会計基準」に基づき行うコスト分析等について市町村へ技術的な助言等を行います。

【新しい枠組みによる広域化の促進】

少子高齢化によるごみ排出量の減少及びごみ処理施設の維持管理・更新コストの増大により、廃棄物処理の非効率化等が懸念されるため、広域化によりごみ処理施設の集約化を図る等、ごみ処理施設の計画的な整備を推進します。

ごみ処理施設の広域化に向けた方向性は、「大分県ごみ処理広域化・集約化計画」において詳細を定めます。

【循環型社会形成推進交付金制度の有効活用】

市町村の「循環型社会形成推進地域計画」の策定に際し、技術的な助言等を行い、「循環型社会形成推進交付金制度」の有効活用による一般廃棄物処理施設の計画的な整備を推進します。

【PFI 等民間活力を活用した施設整備の推進】

ごみ処理施設の整備は市町村の財政への影響が大きいため、PFI の導入による民間の資金や経営能力、技術的能力の活用も視野に入れて廃棄物処理施設の整備を促進するよう市町村に対し技術的な助言等を行います。

【合併処理浄化槽への転換促進】

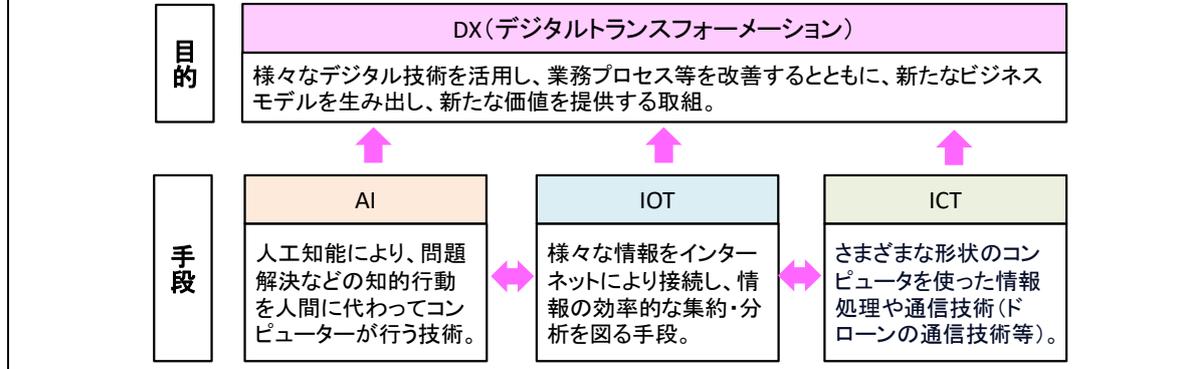
生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽への転換のための補助制度の活用などにより施設整備を進めるとともに、生活排水対策の普及啓発に努めます。

【デジタル技術の活用】

DX（デジタルトランスフォーメーション）の実現に向け、IoT を用いた廃棄物回収の効率化や AI 等を活用した高度選別など先端技術を活用した廃棄物処理の導入を支援します。

【参考：DX（デジタルトランスフォーメーション）の考え方】

DXとは、デジタルトランスフォーメーションの略であり、様々なデジタル技術を活用し、全体的な業務プロセスを改善するとともに、新たなビジネスモデルを生み出し、新たな価値の提供に向けた取組を示します。



② 処理困難物等の適正処理

【石綿含有廃棄物の適正処理の推進】

大気汚染防止法に基づき、解体等工事にあたっては、全ての建材及び資材について石綿が含まれているかを事前調査することが義務付けられているため、今後も継続的に広報等を行い適正な解体及び処理・処分を推進します。

【感染性廃棄物の適正処理の推進】

在宅医療における感染性廃棄物（注射針等）の分別排出の徹底や安全な収集・処理等の促進を図ります。また、感染症拡大時には一般廃棄物の処理に係る広域的な調整を行い、迅速かつ適正な処理を図るとともに、市町村と平時より廃棄物処理に係る基礎情報等の情報交換を行い、処理・処分先を確保します。

【処理が困難な廃棄物の適正処理の推進】

現状では効率的な回収、再資源化が行われていない廃棄物や処理が困難となっている廃棄物の発生、排出状況や処理状況の実態を把握し、適正に回収、処理されるよう市町村に技術的な助言等を行います。

【リチウムイオン電池の適正処理の推進】

近年、全国のごみ焼却施設等においてリチウムイオン電池による発火事故が多数発生しており、問題視されている状況にあります。県においても、各市町村における排出状況や処理状況等の実態を把握するとともに、他自治体における対応策の調査を行う等、リチウムイオン電池の適正処理に向けて情報収集、県民への普及・啓発を行います。

【基本方針3】脱炭素化の推進

【アプリ等を活用した県民の行動変容の促進】

九州エコファミリー応援アプリ「エコふあみ」の活用等により、食品トレー・ペットボトル回収への協力や環境に配慮した製品の購入など、県民一人ひとりの行動変容を促進するとともに、セミナーなどの開催により、消費者庁が推奨するエシカル消費について広く周知を図ります。

【二酸化炭素削減に資する研究開発等の支援】

二酸化炭素排出削減に資する研究開発等を支援するとともに、その普及を図ります。

【二酸化炭素削減に資する施設整備の推進】

一般廃棄物における広域化や施設の集約化を進めていくとともに、広域化に伴う効率的かつ効果的な収集運搬方法について他自治体における対応策の調査を行う等、情報収集を行います。

また、市町村において従来の焼却施設でのエネルギー回収が困難な場合には、バイオガス化の活用に向けた技術的な助言等を行う等、二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【一般廃棄物の排出抑制・再生利用の推進】

一般廃棄物の排出抑制・再生利用の推進は、循環型社会の構築とともに、脱炭素社会の構築にも有効となります。本計画で掲げるごみの排出抑制・再生利用の取組を推進し、廃棄物・資源循環分野からの二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【基本方針4】 災害廃棄物処理体制の構築

【施設の災害対策の強化】

一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として、施設の耐震化、地盤改良及び浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保するよう、技術的な助言等を行います。

【市町村における災害廃棄物処理体制の確保】

年々激甚化する自然災害に備え、災害廃棄物の仮置場の確保、収集運搬、処分及び再生等について市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを推進します。また、市町村職員が発災直後から迅速かつ的確に業務を遂行できるよう災害廃棄物処理マニュアルの策定・見直しを支援します。更に、災害廃棄物処理研修会を開催し、市町村等職員や災害時応援協定締結団体構成員のスキルアップを図り災害廃棄物処理体制を強化します。

【災害廃棄物処理に係る近隣自治体との連携体制の強化】

災害廃棄物処理に係る関係機関との応援協定に基づき、図上訓練を定期的実施する等、災害時に備えた行政間や行政と事業者との連携、協力を強化していきます。さらに、「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」及び「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」に基づき、非常災害時の広域処理体制を強化します。

【災害廃棄物処理に係る石綿含有廃棄物の適正処理の推進】

災害時には、被災建築物の解体等工事や災害廃棄物の仮置場から、建材等に含まれた石綿が飛散し、住民や災害対応の従事者が石綿にばく露するおそれがあります。そのため、市町村と連携して石綿ばく露防止の周知を図るとともに、仮置場での石綿含有廃棄物の適切な取扱いを指導します。また、平常時から大規模建築物等への石綿含有建材の使用状況の把握に努めるとともに、関係機関との災害時協定により、被災建築物等の石綿調査をすみやかに実施できる体制を整備することで、石綿含有廃棄物の分別解体及び適正処理を徹底します。

5 産業廃棄物の処理に関する計画

(1) 計画の目標

県の目指す方向性、国の基本方針及び第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、産業廃棄物に関する計画の目標を次のとおり定めます。

(産業廃棄物の目標)

排出量 : 2,880 千 t/年以下

循環利用率 : 47.0%以上

最終処分量 : 60,100t/年以下

備考) 本計画での循環利用率は国の「産業廃棄物の出口側循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち循環利用された割合を示します。

表 II. 5-1 産業廃棄物に関する計画の目標

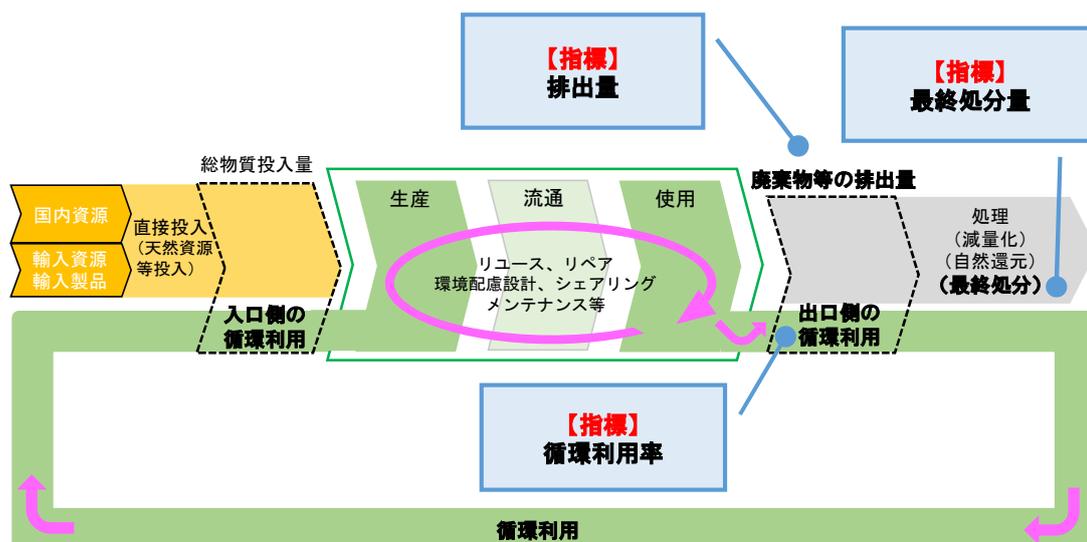
指標	単位	現状 (令和 5 年度)	現状推移 (令和 12 年度)	目標 (令和 12 年度)
排出量	千 t/年	3, 116	2, 970	2, 880
循環利用率	%	45. 6	45. 5	47. 0
最終処分量	t/年	79, 907	73, 866	60, 100

【指標の考え方】

- ◆ 産業廃棄物に関する指標の考え方は図 II. 5-1 に示すとおりであり、産業廃棄物の物質フローの観点から指標を設定します。
- ◆ 国の指標としては「排出量」が採用されています。本計画では、産業廃棄物の排出事業者やリサイクル事業者の排出抑制に関する努力を的確に計測する観点から、前回計画から引き続き「排出量」を指標として設定します。
- ◆ 前回計画では、「再生利用率」を指標として採用していましたが、国の指標としては「産業廃棄物の出口側循環利用率」が採用されています。本計画では、産業廃棄物の排出事業者やリサイクル事業者の資源循環に関する努力を的確に計測する観点から「循環利用率」を新たな指標として設定します。
- ◆ 国の指標としては「産業廃棄物の最終処分量」が採用されています。最終処分量は、排出事業者やリサイクル事業者等の各主体の総体的な取組の成果を表す指標として、上位計画における廃棄物関係分野の指標として採用されている「最終処分量」を指標として設定します。

【目標値の考え方】

- ◆ 目標値は計画目標年度（令和 12 年度）において新たな取組を実施しなかった場合の単純将来推計値から新たに実施する取組の削減効果を考慮して設定します。
- ◆ 国は排出量の増加を令和 4 年度比で 1%に抑制することを目標としています。県の排出量は令和 5 年度に増加し、令和 12 年度の将来推計値は令和 4 年度比で約 4 ポイント増加する見込みとなっています。産業廃棄物の排出量に関しては、国の考え方との整合を図り、排出量の増加を令和 4 年度比で 1%に抑制することを目標値として設定します。
- ◆ 循環利用率に関しては最終処分量が多い産業廃棄物を対象に再生利用の取組を推進し、循環利用率の向上を目指すものとします。なお、動物のふん尿の直接再生利用量に関しては国の産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（令和 5 年度速報値）における動物のふん尿の排出量に対する直接再生利用量の割合（81.9%）を基に設定します。
- ◆ 最終処分量に関しては、発生・排出抑制や資源化の取組を考慮し、上位計画で定められた目標値の達成を目指すものとします。



※本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。産業廃棄物の場合、循環利用率と再生利用率は異なる計算式から求められる。

$$\text{循環利用率} = (\text{再生利用量} + \text{金属くず、ガラ陶、鉱さい、がれき類の減量化量} - \text{動物のふん尿の直接再生利用量}) / \text{排出量}$$

$$\text{再生利用率} = \text{再生利用量} / \text{排出量}$$

図Ⅱ.5-1 産業廃棄物の指標の考え方

(2) 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する主な施策

ア 施策の体系

本計画における産業廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の体系は図Ⅱ.5-2 に示すとおりです。



図Ⅱ.5-2 産業廃棄物の減量及び適正処理に関する施策の体系

【基本方針1】資源循環の促進

① 発生・排出抑制の推進

【多量排出事業者の処理計画に基づく排出抑制等の指導】

多量排出事業者に対して、毎年度、排出抑制、再生利用等を盛り込んだ産業廃棄物処理計画の策定・実施状況の報告を求め、各事業者の主体的な排出抑制や再使用（2R）の取組を促進します。

【廃プラスチック類の発生・排出抑制の推進】

《認証制度を活用した廃プラスチック類の排出抑制》

プラスチック削減に取り組む事業者をおおいたグリーン事業者として認証し、廃プラスチック類の排出抑制の推進を図ります。

《農業分野におけるプラスチック類の使用削減》

プラスチック被覆肥料の代替肥料や減プラ肥料の利用を促進し、海洋プラスチック汚染の低減を目指します。

また、農業から排出されるプラスチック廃棄物の削減に向けて、生分解性マルチや紙製育苗ポット等の生分解性資材の利用を促進します。

《漁業分野における廃プラスチック類の排出抑制》

養殖に使用されるプラスチック（発砲スチロール製フロート、漁網、ロープ等）や金網等の漁業系産業廃棄物の排出を抑制、再利用を推進します。

【適正分別の徹底】

混合廃棄物となった場合には再生利用が難しく、最終処分される割合が高くなるため、排出段階における分別の徹底及び適正処理が重要です。このため、関係団体等と協力し、各業種に対応した研修会及びリーフレット等により法令について周知するとともに、事業所への立入検査等を通じて、事業者（排出事業者及び処理業者）への指導を強化します。

② 再生利用の推進

【産業廃棄物の資源化の推進】

《リサイクル産業の育成》

廃棄物発生抑制とリサイクルの推進を目的に、県内で発生した廃棄物等を使用して製造された土木資材等を認定する「大分県リサイクル製品認定制度」を設けています。現在、リサイクル認定製品の優先使用について公共工事にかかる土木工事共通仕様書に記載しており、今後も県が行う公共工事において優先使用を推進します。

《基礎素材型基幹産業の施設及び技術を活用したリサイクルの促進》

鉄鋼、セメント等の基礎素材型基幹産業の施設を活用して、リサイクルの促進を図ることにより、再生利用等の更なる向上を図ります。

《農業分野を活用したリサイクルの促進》

バーク堆肥(杉皮)や石炭灰等の農地等への投入による土壌の物理性及び化学性改善効果を検証し、さらなる利用の促進を行います。

《農業用廃プラスチックの適正処理と資源循環の推進》

農業用廃プラスチック類の適正処理を推進するため、市町村及び農業団体と連携し、農業者に自らが排出事業者であることを啓発するとともに、地域の実態に即した適正処理推進体制を確保し、適正回収及びリサイクルを推進します。

《下水汚泥の広域的なリサイクルの推進》

県内自治体から排出される下水汚泥について、セメント原料化や堆肥化に加え、複数自治体での施設の共同利用による固形燃料化を促進し、リサイクルを一層推進します。

【各種リサイクル法等に基づく取組の推進】

《建設リサイクル法による特定建設資材の分別解体等及び再資源化の徹底》

建設工事に伴って発生する特定建設資材について、行政自らが率先して分別解体等、再資源化、再生資源の活用等を実施するとともに、一定規模以上の民間工事に対しては、解体工事の届出制による分別解体等の実施や再資源化が的確に実施されるよう監視指導を徹底します。特に、不十分な分別解体は、再生資源への有害物の混入を招き、再資源化の大きな妨げとなることから分別解体の指導を徹底します。

《食品リサイクル法による食品残さの再生利用の推進》

食品関連事業者に対する発生抑制、農業等での再生利用製品の利用を促進する啓発を関係部局と協力して実施します。食品製造事業者等から発生する焼酎かすやカボス搾汁かすなどの有用な食品残さについては、家畜飼料や養殖魚の資材及び貧栄養化した海域への供給源としての拡大を図るなど飼料化施設等での再生利用・資源化処理の推進を指導します。

《フロン排出抑制法による第一種特定製品の適正処理の促進》

解体工事現場及び第一種特定製品引取等実施者に対する監視・指導を強化し、第一種特定製品廃棄時におけるフロン類の大気中への放出を抑制します。

《自動車リサイクル法による使用済自動車の適正処理の推進》

電子マニフェストシステムによる管理の徹底等、使用済自動車の適正なりサイクルを推進するため、解体業者等の関連事業者に対する立入検査等を計画的に行います。

《家畜排せつ物法による動物ふん尿の再生利用の推進》

家畜排せつ物（堆肥）の利用促進のため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」に基づき、堆肥を活用した飼料作物の生産拡大、耕畜連携堆肥マッチングの取組による耕種農家への堆肥利用促進、堆肥の散布作業や飼料の収穫等の作業を請け負う組織であるコントラクター等の育成及び農林水産分野における堆肥利用の促進に取組みます。

【循環性の高いものづくりを促進する設備の導入支援】

循環経済への転換を進めるため、産業廃棄物税等を活用して、ものづくり産業における設計段階・生産段階・廃棄段階での廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用等に資する設備導入を支援します。

【資源化の推進に向けた動静脈連携体制の構築】

資源化の推進に向けては、製品の製造側である動脈産業と使用済み製品を回収し処理を行う静脈産業の連携体制を構築することが重要です。このため、県においても、今後動脈産業と静脈産業の連携体制の構築に向け、先進事例等の調査を行い情報収集に努めます。

【リサイクル関連企業の立地促進】

県内では、バイオマス燃料（木くずチップ）製造及びバイオマス発電企業の立地により、木質系バイオマス資源のエネルギー利用等が進んでいます。県内発生の産業廃棄物の県内での適正な処理やリサイクルをより一層推進するため、引き続き高度な処理・リサイクル技術を持った企業の立地を促進します。

③ 環境に関する担い手づくり

【県、市町村の率先行動の推進】

事業を実施するにあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品の購入や廃棄物発生抑制・リサイクル、省資源・省エネの推進などの環境負荷低減のための具体的な行動を市町村と協働し、県自ら率先して実施します。

【エコアクション 21 の認証取得支援】

事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めた「エコアクション 21」の認証取得を支援し、事業所における総合的な環境への取組を促進します。

【環境教育・学習の推進】

事業者の環境への取組を推進するエコアクション 21 やおおいたグリーン事業者認証制度の導入を促進するほか、グリーンアップおおいたアドバイザーの派遣等により、職場における環境教育を支援します。

【循環経済への移行に向けた取組の推進】

ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階において、産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備導入を支援し、持続可能なものづくりに取り組む事業の推進を図ります。また、循環経済に係る最新動向等の情報提供を行うセミナー等を実施し、事業者の理解取得に努めます。

【基本方針2】廃棄物の適正処理の推進

① 適正処理体制の構築

【排出事業者責任の徹底】

産業廃棄物処理は、排出事業者によるその責任（排出事業者責任）があることから、排出事業者を対象とした講習会の開催や立入の強化により処理委託先における処分状況の確認、マニフェスト制度の適正な運用及び委託基準の遵守等、排出事業者責任の周知徹底を図り適正処理を推進します。

【県内処理の原則】

県内で発生する産業廃棄物は県内で処理するという基本的な考え方のもとに、適正化条例の運用により、必要な産業廃棄物処理施設の円滑な確保に努めます。

【産業廃棄物処理施設の確保】

処理施設の設置に際しては、適正化条例に基づき設置者に事前協議や説明会等を義務付けており、地域住民との相互理解を深めながら円滑な設置を促進します。

産業廃棄物処理施設の整備に当たっては、「産業廃棄物処理施設の整備方針」に基づき、産業廃棄物の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設とします。

【市町村処理施設（産業廃棄物のあわせ処理）の活用の促進】

市町村に対しては、必要に応じ一般廃棄物処理に支障のない範囲で産業廃棄物を受け入れ、その処理や施設の有効活用に向けた情報提供を図ります。

【太陽光発電設備等の保守管理・適正処理の推進】

太陽光発電設備の保守点検業者等を対象として研修会を実施し、適切な保守管理を推進します。また、今後は、太陽光発電設備の大量廃棄が想定されるため、使用済太陽光発電設備の適切なリサイクルができる体制づくりを進めるとともに、太陽光発電設備の高度処理等に関する情報収集を行います。

【県外産業廃棄物の適正な処理・再生利用の推進】

県外から搬入される産業廃棄物に対しては、今後も適正化条例に基づき事前協議を厳正に運用することで、県内の適正処理体制を確保します。減量・リサイクル率の低い処理業者へ搬入する県外排出事業者に対しては、面談や立入検査等を行い、選別の徹底を指導することで、県外産業廃棄物の最終処分量の減少を目指します。また、減量・リサイクル率が低い処理業者に対しても搬入廃棄物の把握や選別の徹底を指導し、再資源化の取組を促し、最終処分場の延命化を図ります。

【電子マニフェスト制度の普及促進】

電子マニフェストの利用には、排出事業者と産業廃棄物処理業者のどちらも導入する必要があるため、関係団体と協力した研修会の開催や電子マニフェスト導入を支援する補助金制度の整備等により、普及促進に努めます。

【産業廃棄物適正処理に向けた基金の活用】

原因者が不明かつ生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるような不法投棄等の事案については、国や県の基金を活用して早期の改善を図ります。

【デジタル技術の導入による適正処理の推進】

デジタル技術の導入により、高度な選別や担い手不足の解消が期待できるため、関係団体と協力した研修会の開催や産業廃棄物の処理を対象としたデジタル技術の導入を支援する補助金制度の整備等により適正処理の推進を図ります。

② 監視・指導体制の強化

【監視・指導の強化】

《産業廃棄物監視員等による監視指導の強化》

産業廃棄物処理施設等の監視、指導に当たるため、各保健所等に環境衛生指導員や産業廃棄物監視員を配置し、定期的な研修の実施等を通じて資質の向上に努めます。また、処理業者の経営状況監査、ヘリコプターによるスカイパトロール及びドローンを活用した施設の監視等を行い、効率的、効果的な監視指導体制を構築します。

《県外産業廃棄物の監視指導の強化》

県外から搬入される産業廃棄物については、県外産業廃棄物を重点的に監視する産業廃棄物監視員を配置し、県内の受入施設に対して立入検査を実施するとともに、県外排出事業者に対しても職員が立入検査を実施し、監視指導を強化します。特に最終処分場に対しては、搬入物の確認や水質検査の実施により、不適正処理の未然防止に努めます。

《市町村職員の県職員併任制度》

不適正処理の早期発見、早期対応のため産業廃棄物処理業者等へ市町村職員の立入検査を可能にする県職員併任制度により、地域密着型の情報収集体制を構築し、適正処理の推進を図ります。

《早期かつ的確な改善命令等の行政処分》

排出事業者、処理業者等による基準に適合しない廃棄物の処理や保管が行われている場合には、その状況を改善させるため、速やかに必要な行政指導や改善命令等を行うとともに、悪質な違反行為に対しては、県警との連携を密にして厳正に対処します。

【不法投棄対策の推進】

《不法処理防止連絡協議会の設置》

各保健所単位に設置している県、市町村、県警及び関係業界等により構成する「不法処理防止連絡協議会」をとおして連携を強化し、不法投棄等の防止に努めます。

《不法投棄情報収集体制の強化》

不法投棄 110 番（097-506-3129）の設置等、県民からの不適正処理に関する情報の収集を強化します。

《不法投棄者等に対する厳格な責任追及》

不法投棄等の事案に対しては、原因者（不法投棄実行者）を徹底究明し、現状回復させることを基本としますが、原状回復等の支障の除去措置を十分に果たせない場合には、一定の要件（委託基準違反、マニフェスト交付義務違反、悪質な注意義務違反等）のもと、排出事業者や土地所有者に対しても措置命令の対象とする等、厳格に対処します。

《不法投棄監視システムの強化》

監視カメラ、トレイルカメラ等の監視機器に加え、A I 技術を活用した監視カメラを整備し、不法投棄の監視体制を強化します。

【産業廃棄物処理施設の浸透水等のモニタリング】

設置者が実施する産業廃棄物最終処分場の浸透水（放流水）や地下水の検査結果を確認するとともに、県でもこれらの水質検査を実施し、維持管理状況の把握に努めます。

【不適正処理等の再発防止】

不法投棄、多量保管や不適物の搬入等不適正処理が確認された場所や事業所を重点監視先に指定して、環境衛生指導員や産業廃棄物監視員等による重点的な立入を実施し、監視指導を強化することで再発防止を図ります。

③ 有害廃棄物対策の推進

【石綿含有廃棄物の処理対策の推進】

大気汚染防止法に基づき、解体等工事にあたっては、全ての建材及び資材について石綿が含まれているかを事前調査することが義務付けられています。不十分な事前調査は、再資源化の大きな妨げとなるため、立入検査により、監視・指導を強化するとともに、事前調査者の技術向上を推進します。また、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に基づき、適正に処分・再生するよう指導します。

【PCB 廃棄物の適正保管と期限内処理の徹底】

「大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、保管事業者に対しては厳重な保管を指導するとともに、低濃度 PCB 廃棄物については、処分期限内の適正処理、使用中の低濃度 PCB 含有製品等については、適正な管理及び処分について指導します。

【水銀廃棄物の適正処理の推進】

「水銀廃棄物ガイドライン」に基づき、他の廃棄物との区分の明確化（保管・運搬や委託契約書及びマニフェスト等への記載等）や適正に処分・再生するよう指導します。

【ダイオキシン類の排出削減及び適正な処分の徹底】

産業廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類の自主検査・報告の徹底を指導するとともに、燃えがら等は定期的なダイオキシン類の検査を行った上で、適正に処理・処分するよう指導します。

【感染性廃棄物の適正な処分の指導】

感染性廃棄物は、医療関係機関等（病院、診療所、老人保健施設、動物の診療施設等）に対しては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき適正に保管、委託処理されるよう指導を徹底するとともに、医師会等の関係団体や市町村とも協議しながら、引き続き適正な処理・処分先を確保します。

④ 情報公開・相互理解の促進

【インターネット等による産業廃棄物に関する情報の提供】

法改正の状況や処理業者情報、申請等の手続等を県のホームページに掲載し、インターネット等を通じて、排出事業者や処理業者に情報提供することにより産業廃棄物の適正処理を図ります。

【事業者等による情報公開の促進】

焼却施設や最終処分場等の廃棄物処理施設の設置者又は管理者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないため、県は、処理施設の設置者等に対して、適切な情報公開について指導し、適正処理の推進や県民の不信感の除去に努めます。

【優良産廃処理業者の周知と活用の推進】

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備し、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るため、平成 23 年度から「優良産廃処理業者認定制度」を整備・運用しています。県では、この認定制度（法制度）の下に、県独自のステップ（「事業の透明性」の一部と「環境配慮の取組」を緩和）を設けた「おおいた優良産廃処理業者評価制度」を創設し、平成 26 年 4 月 1 日から運用しており、今後もあらゆる機会を通じて、国の制度とあわせて県制度の周知・啓発に努めます。

また、「優良産廃処理業者」及び「おおいた優良産廃処理業者」となった事業者についてはホームページ等に掲載し、公開します。

【適正化条例等によるリスクコミュニケーションの促進】

廃棄物処理施設の整備に当たっては、適正化条例に基づく説明会等、施設設置者と地域住民とのリスクコミュニケーションの場を設置し、相互理解と信頼関係の構築を図ります。

【ホームページ、SNS 等を活用した情報発信】

ホームページ、SNS 等の各種メディアを活用し、県民、排出事業者及び処理業者へ適正処理について周知を図るとともに、循環型社会を支える静脈産業の魅力を発信し、担い手確保を図ります。

【基本方針3】脱炭素化の推進

【二酸化炭素の排出抑制対策等の推進】

脱炭素やプラスチック削減を目指す事業者を認証する県独自の制度である「おおいたグリーン事業者認証制度」により、企業の環境貢献が見える化し、企業価値の向上を後押しします。

【二酸化炭素削減に資する研究開発等の支援】

二酸化炭素排出削減に資する研究開発等を支援するとともに、その普及を図ります。

【産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進】

産業廃棄物の排出抑制・再生利用の推進は、循環型社会の構築とともに、脱炭素社会の構築にも有効となります。本計画で掲げる排出抑制・再生利用の取組を推進し、廃棄物・資源循環分野からの二酸化炭素排出量の削減を図ります。

【二酸化炭素削減に資する施設整備の推進】

産業廃棄物処理施設における創エネルギーの取組や省エネルギーの取組について先進事例等の調査を行い情報収集に努めます。また、温室効果ガス排出量のさらなる削減等を目指した再資源化事業等高度化法等の国の取組に関する最新情報を収集し、事業者への周知を図ります。

【メタン発生量削減によるJ-クレジット方法論創出に関する調査】

J-クレジット制度における農業分野方法論の新規策定の推進のために、温室効果ガスの排出削減策として有用と考えられるスラグ等の活用技術を検証します。

【地域における廃棄物等のエネルギー源としての利用の充実】

「大分県バイオマス活用推進計画」により、未利用バイオマスのエネルギー源としての活用等、さらなる利用の充実を図ります。

【GX 推進に向けた事業者等への取組支援】

2050年のカーボンニュートラルに向けては、化石燃料への依存から脱却し、再生可能エネルギー等を活用するGX（グリーントランスフォーメーション）の実現に向けた取組が必要となります。このため、県においても、セミナー等の開催により企業の意識醸成を図るとともに、GXに必要な投資を行う事業者、GXを先導する人材の確保・育成等を支援します。

【参考：GX（グリーントランスフォーメーション）の考え方】¹⁵

GXとはグリーントランスフォーメーションの略であり、化石燃料に頼らず、太陽光や水素等の自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで二酸化炭素の排出量を削減するとともに、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していく取組を示します。

- **強みを有する脱炭素関連技術やAIなどのデジタル技術を活用し、経済成長・産業競争力強化を実現**



- **待ったなしの気候変動対策の加速**
- **2050年カーボンニュートラル等の国際公約**

- **ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生**
- **化石燃料への過度な依存から脱却し、危機にも強いエネルギー需給構造を構築**

【基本方針4】 災害廃棄物処理体制の構築

【災害廃棄物処理に係る産業廃棄物処理施設の活用】

災害廃棄物処理を産業廃棄物処理施設で行うことを想定し、処理能力等について市町村他、関係者で情報共有を図るとともに、法令等による必要な手続きを行うよう指導します。

【施設の災害対策の強化】

産業廃棄物処理施設については、災害廃棄物を円滑に処理するために大きな役割を担うことから、災害時等においても廃棄物の処理に支障が生じることがないように、災害対策の強化に向けて情報提供を行います。

(3) 産業廃棄物処理施設の整備に関する事項

ア 中間処理施設の処理能力の見通し

中間処理施設の処理能力の見通しは、表Ⅱ.5-2に示すとおりです。

産業廃棄物の中間処理施設は、令和6年4月1日時点の処理能力を考慮すると、令和12年度においても現有の処理施設にて対応することが可能な見込みです。

表Ⅱ.5-2 中間処理施設の処理能力の見通し

施設区分		大分市 処理能力 [t/日]	県(大分市 除く) 処理能力 [t/日]	日平均排出量 [t/日]	
				令和5年度	令和12年度 (目標達成時)
汚泥	脱水施設	10,493	2,240	2,567	2,546
	乾燥施設	55	370		
	焼却施設	6,762	16,684		
	コンクリート固型化施設	22	0		
廃油	油水分離施設	25,308	0	38	32
	焼却施設	5,439	13,650		
廃酸・廃アルカリの中和施設		49,623	881	189	173
廃プラスチック類	破碎施設	2,264	1,944	227	195
	焼却施設	6,125	15,167		
木くず又ははがれき類の破碎施設		39,697	58,643	2,303	2,043
上記以外の焼却施設		357	15,181	547	498

備考1) 令和6年4月1日時点

備考2) 汚泥、廃油、廃酸・廃アルカリはm³/日であることから、産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数を用いてt/日に単位換算を行った結果を記載。

イ 最終処分場の残余容量の見通し

最終処分場の残余容量の見通しは、表Ⅱ.5-3に示すとおりです。

最終処分場の残余年数は、安定型及び管理型ともに増加している状況ですが、今後も減量化及び循環利用を促進し、埋立量の削減に努めることが重要です。

表Ⅱ.5-3 最終処分場の残余容量の見通し

施設の区分	前回計画策定時		本計画策定時		
	残余容量 [千m ³]	残余年数 [年]	残余容量 [千m ³]	埋立実績 [千m ³]	残余年数 [年]
安定型	2,298	5.9	1,790	245	7.3
管理型	726	2.0	1,378	212	6.5

備考1) 令和6年4月1日時点

備考2) 残余容量は県及び大分市を含んだ容量を示す。

ウ 産業廃棄物処理施設の整備方針

(ア) 全体方針

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提として、さらに資源循環及び脱炭素化の観点から、産業廃棄物の適正な循環的利用及び適正な処分のための施設を整備し、循環型社会及び脱炭素社会の形成を統合的に推進するものとします。

(イ) 施設整備の基本方針

産業廃棄物処理施設の整備に当たっての基本方針は表Ⅱ.5-4に示すとおりとします。

表Ⅱ.5-4 産業廃棄物処理施設整備の基本方針

項目	基本方針
中間処理施設	<ul style="list-style-type: none">◆ 循環経済への移行、廃棄物の適正処理を推進させるため、デジタル技術等を活用しながら、高度な技術を用いた中間処理施設の整備を推進する。◆ 脱炭素社会への移行に向け、高効率発電等の導入、余熱利用率の向上等高効率エネルギー回収施設を優先した整備を推進する。◆ 災害廃棄物処理体制の構築に向け、感染症や災害等の発生時に適切に廃棄物の処理が継続できるよう、地域ごとの排出量に応じた能力の施設を確保することを目標とする。
最終処分場	<ul style="list-style-type: none">◆ 産業廃棄物の排出抑制、減量化及び再生利用を推進し、最終処分場の延命化を図る。◆ 県内処理の原則のもと県内の廃棄物を主に処理するための施設を優先し、排出量に応じた適当な規模の施設整備を目標とする。◆ 最終処分場の新たな設置又は拡張については、適正化条例に基づき、処理に対する信頼性、継続性を確保する。

(ウ) 基本的な方向性

産業廃棄物処理施設の整備に当たっての基本的な方向性は次のとおりです。

- ◆ 地域・県内処理を基本とした処理施設の整備
- ◆ 排出事業者責任に基づく民間事業者による処理施設の整備
- ◆ 地域住民の理解と協力を得た処理施設の整備
- ◆ 周辺地域の生活環境に配慮した処理施設の整備
- ◆ 循環利用率の向上・埋立処分量の削減に資する処理設備の整備
- ◆ 脱炭素社会への移行に資する処理施設の整備
- ◆ 災害廃棄物の処理協力可能な処理施設の整備

(エ) 住民の不安の解消、不信感の除去のための措置

産業廃棄物処理施設の整備に当たって、住民の不安の解消、不信感の除去のための措置を次のとおり定めます。

- ◆ 産業廃棄物処理施設を設置しようとする者（以下「処理施設設置者」という。）は、処理施設の設置に当たり、適正化条例に基づく説明会の開催等により事業内容等について十分説明し、関係住民と相互理解を深めるよう努めます。
- ◆ 処理施設設置者は、処理施設の設置に当たり、関係住民と処理施設の維持管理等について生活環境保全に関する協定を締結するよう努めます。
- ◆ 県は、予算の範囲内において、処理施設設置者等が行う処理施設周辺の環境整備及び住民の利便に供する施設の整備に要する経費の一部を助成します。
- ◆ 県は、住民の不安感、不信感を除去するための啓発等に努めます。

(オ) 県、市町村、処理施設設置者の役割

産業廃棄物処理施設の整備に当たって、県、市町村及び処理施設設置者の役割は表Ⅱ.5-5に示すとおりです。

表Ⅱ.5-5 県、市町村、処理施設設置者の役割

主体	役割
県	処理施設の適正な配置及び円滑な設置を図るため、関係市町村との連携のもとに、処理施設設置者に対し、適切な指導及び助言を行う。
市町村	処理施設の円滑な設置及び当該市町村の区域内において排出される産業廃棄物の適正な処理に関する県の施策に協力する。
処理施設設置者	処理施設の円滑な設置及び運営を図るため、関係市町村及び関係住民の理解と協力を得るよう努める。また、非常災害の発生時は市町村の災害廃棄物処理に協力する。

6 計画の進捗管理

(1) 関係者の責務と役割分担

ア 県民の努力義務と役割

県民は、ごみの排出者であることから、減量や分別、資源化等への取組を通じて、環境への負荷の低減に配慮することが求められます。商品の選択から使用、廃棄に至るまでの間、ワンウェイプラスチックや食品ロス等の発生・排出抑制に向けたライフスタイルの見直しに努めるとともに、市町村が行う分別収集や事業者の店頭回収等の資源回収に積極的に協力します。

また、地域の生活環境の保全を担う一員として、不法投棄等の通報等、不適正処理の根絶に向けた市町村及び県の施策に積極的に協力するとともに、環境学習会や普及啓発事業に積極的に参加し、循環型社会に関する知識・意識の向上に努めます。

イ 動脈事業者（製造業者等）の役割と責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。原料の選択、製品の設計、生産工程や流通過程、販売に際して、可能な限り廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に取り組みます。また、廃棄物になった場合にリサイクルが容易な製品開発や製品の適正処理方法の情報提供等を行い不適正処理の防止に努めます。さらに、生産者として、製品の耐久性向上等、排出抑制、製品の設計や材質の工夫等により適正な循環的利用が行われるよう取り組みます。

可能な限り廃棄物の発生抑制、再使用を進める中で廃棄物が発生する場合には、事業系ごみと産業廃棄物に区分し、適正処理を推進します。特に産業廃棄物処理の委託に当たっては、マニフェストを使用し、発生から中間処理、最終処分に至るまでの全ての過程において適正な処理が実施されているか把握・管理します。なお、マニフェストの使用に当たっては積極的に電子マニフェストを導入し、効率化を図ります。

静脈側産業との連携により再生材を積極的に活用すること等により、廃棄物の適正な循環的利用に努めます。

ウ 静脈事業者（処理業者）の役割と責務

循環産業の主な担い手である廃棄物処理業者は、排出事業者の協力のもと、廃棄物の適正処理に努め、事業活動に伴う環境負荷の低減や生活環境の保全に努めます。また、災害時や感染症流行時等においては、自治体とも連携し、安定的な処理体制の確保に向けて協力します。2050年までに脱炭素社会の実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組に努めるとともに、各種デジタル技術を活用した業務効率化や動静脈連携の強化等に努め、資源循環を促進します。

事業活動においては、積極的な情報公開を行うほか、県民から信頼される施設整備と維持管理を行うとともに、県及び市町村が実施する諸施策に積極的に協力します。

エ 市町村の役割と責務

市町村は、一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、区域内における一般廃棄物の発生抑制、分別収集、資源化等に関する取組の普及啓発や情報提供及び幅広い世代への環境教育等を行うことにより、住民や事業者の自主的な取組を促進します。

また、廃棄物の発生抑制や資源化の推進に向けた分別収集の検討や手数料の見直し等のしくみづくりについても検討を行い、実施します。資源化が困難な廃棄物に関しては適正処理に加え、熱回収が可能なものに関しては処理過程において得られるエネルギーを積極的に回収・利用します。

さらに、廃棄物を適正かつ効率的に処理するためには、地域間の連携や協力も不可欠であることから、市町村間における連携を図るとともに、県と連携・協力し施策を推進します。

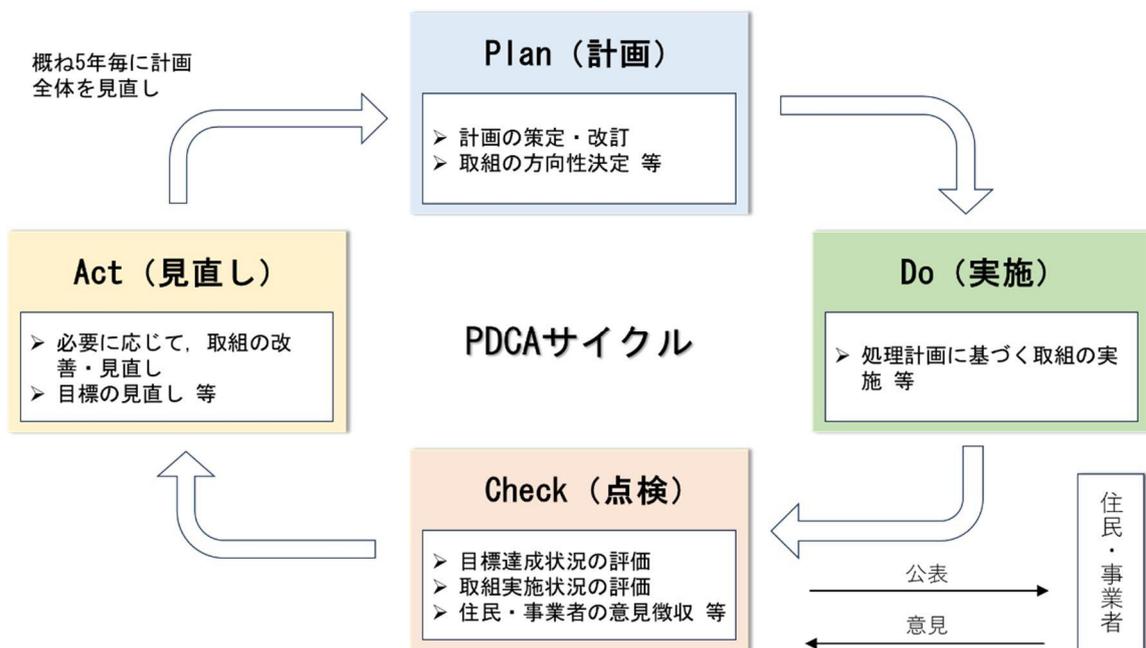
オ 県の役割と責務

県は、廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収等）及び適正処理を推進するため、計画的かつ総合的な施策を講じていくものとし、事業者に対しては産業廃棄物の排出抑制や循環的利用の促進、適正処理の確保に関する指導監督や必要な情報の収集・提供を行います。市町村に対しては、関係法令等の最新情報や各市町村における取組や現状等について把握し、意見交換会等において、情報の提供や技術的な助言等を行います。

また、大規模災害等をはじめとする市町村や県をまたぐような事案の発生に対しては、市町村、処理業者、近隣県及び国とも連携し、迅速かつ適正な廃棄物処理体制が維持できるよう努めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理は、図Ⅱ.6-1に示すとおりであり、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより継続的に計画の点検・評価、見直しを行っていきます。



図Ⅱ.6-1 PDCAサイクルの流れ

Ⅲ 大分県ごみ処理広域化・集約化計画

1 計画の基本的事項

(1) 新たな広域化・集約化計画の必要性

県では、前回計画において、県内を6つの広域化ブロックに区割りし廃棄物処理施設の広域化・集約化を進めてきました。

国においては、人口減少によるごみ排出量の減少や廃棄物処理施設の維持管理費・更新コストの増大等、廃棄物処理の非効率化が懸念されているとともに、近年頻発する大規模災害に対応した処理体制の構築が必要であるとして、環境省通知を発出し、都道府県に対し安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向け、広域化・集約化計画の策定を求めています。

県では、環境省通知を受け、今後将来にわたり持続可能な廃棄物処理体制を確保することを目指し、新たに広域化・集約化計画を策定することとしました。

(2) 計画の期間

広域化・集約化計画の計画期間は、令和8年度から令和32年度までとします。

なお、広域化・集約化計画は県内市町村における廃棄物処理施設の整備等に対する意向を踏まえ策定をしていますが、今後の市町村における廃棄物処理施設の稼働状況や新たな廃棄物処理施設の整備等、廃棄物処理情勢の変化に留意しつつ、概ね5年ごとに見直しを行い必要に応じて改訂を行います。

(3) 対象施設

広域化・集約化計画の対象施設は、県の構成市町村及び一部事務組合等が施設整備に関与する焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設、最終処分場とします。

広域化ブロックの区割りは、県では焼却施設の広域化・集約化に向けて既に取り組んでいることを踏まえ、焼却施設を中心に検討を行います。

また、施設の整備数に関しては、焼却施設・マテリアルリサイクル推進施設・最終処分場の各施設において検討を行います。

2 広域化・集約化状況の評価

(1) 前回計画における広域化ブロックの区割り

前回計画における広域化ブロックの区割りは図Ⅲ. 2-1 及び表Ⅲ. 2-1 に示すとおりであり、県内を6つの広域化ブロックに分け、廃棄物処理施設の広域化・集約化に向けた取組を進めてきました。



図Ⅲ. 2-1 広域化ブロックの区割り（前回計画）

表Ⅲ. 2-1 広域化ブロックの区割り（前回計画）

ブロック名	構成市町村名
大分	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市
別杵	別府市、杵築市、日出町
県北	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村
中津	中津市
県南	佐伯市
日田玖珠	日田市、九重町、玖珠町

(2) 広域化・集約化状況の評価

焼却施設の広域化・集約化状況の評価は表Ⅲ. 2-2 に示すとおりであり、6ブロック中4ブロックが広域化済みまたは今後広域化達成見込みとなっています。

表Ⅲ. 2-2 広域化・集約化状況の評価

ブロック名	構成市町村名	広域化・集約化状況	評価
大分	大分市	令和9年度より共同処理予定	令和9年度に達成見込み
	臼杵市		
	津久見市		
	竹田市		
	豊後大野市		
	由布市		
別杵	別府市	別杵速見地域広域市町村圏事務組合として共同処理	達成済み
	杵築市		
	日出町		
県北	豊後高田市	宇佐・高田・国東広域事務組合として共同処理	未達成
	宇佐市		
	国東市		
	姫島村	自らの施設で処理	
中津	中津市	現在自らの施設で処理を行っており、今後は、福岡県築上郡上毛町と一部事務組合を設立し、共同処理予定	達成済み
県南	佐伯市	自らの施設で処理	達成済み
日田玖珠	日田市	自らの施設で処理	未達成
	九重町	玖珠九重行政事務組合として共同処理	
	玖珠町		

3 市町村別のごみ排出量等の将来推計

人口及びごみ排出量等の将来推計の結果は表Ⅲ. 3-1 に示すとおりです。

人口は「大分県人口ビジョン（令和 7 年 3 月改訂）」において示されている人口目標に基づき推計を行いました。また、ごみ排出量は「第 6 次大分県廃棄物処理計画」におけるごみ排出量等の目標値を達成した場合に見込まれる推計値を設定しました。

表Ⅲ. 3-1 推計結果

ブロック	構成市町村	令和 5 年度 ¹⁶		令和 32 年度	
		人口[人]	ごみ排出量[t/年]	人口[人]	ごみ排出量[t/年]
大分	大分市	473,131	154,979	398,827	119,243
	臼杵市	35,784	10,893	30,164	8,381
	津久見市	15,234	4,739	12,842	3,646
	竹田市	19,138	5,900	16,132	4,539
	豊後大野市	32,910	11,263	27,742	8,666
	由布市	33,531	8,265	28,265	6,359
別杵	別府市	112,010	47,189	94,419	36,307
	杵築市	26,801	6,768	22,592	5,207
	日出町	27,994	7,792	23,598	5,995
県北	豊後高田市	22,021	7,832	18,563	6,026
	宇佐市	52,893	17,909	44,586	13,779
	国東市	25,800	8,405	21,748	6,467
	姫島村	1,810	578	1,526	445
中津	中津市	82,553	25,917	69,588	19,941
県南	佐伯市	65,979	23,639	55,617	18,188
日田玖珠	日田市	61,313	20,512	51,684	15,782
	九重町	8,551	1,557	7,208	1,198
	玖珠町	14,116	4,358	11,899	3,353
大分県全体		1,111,569	368,495	937,000	283,522

16 令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

4 新たな広域化ブロックの設定

広域化・集約化計画では、広域化ブロックの区割りは、現状の広域化・集約化の達成状況、県内市町村における広域化ブロックの区割りに対する意向、経済性及び環境性等を勘案し、表Ⅲ. 4-1に示す6ブロック体制により広域化・集約化を進めます。

なお、中津ブロックに関しては、中津市は福岡県築上郡上毛町と広域処理に向けた一部事務組合を設立予定であることを踏まえ、構成市町村に追加します。

表Ⅲ. 4-1 広域化ブロックの区割り

ブロック名	構成市町村名
大分	大分市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市
別杵	別府市、杵築市、日出町
県北	豊後高田市、宇佐市、国東市、姫島村
中津	中津市、福岡県築上郡上毛町
県南	佐伯市
日田玖珠	日田市、九重町、玖珠町

5 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制等

(1) 広域化ブロックごとの人口・排出量の将来予測

本節では、前節で設定した広域化ブロック別に人口及びごみ排出量の将来推計結果を整理しました。各ブロックにおける将来推計結果は表Ⅲ.5-1～表Ⅲ.5-6に示すとおりです。

なお、各施設の施設数は、県内市町村における今後の施設整備の方向性等を踏まえ設定しました。

表Ⅲ.5-1 大分ブロックの将来推計結果

構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和5年度 ¹⁷	令和32年度
大分市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後大野市 由布市	609,728	2,273.06	人口 513,972人 ごみ排出量 150,834t/年	焼却施設	3	1
				マテリアルリサイクル推進施設	13	12
				最終処分場	6	6

表Ⅲ.5-2 別杵ブロックの将来推計結果

一部事務組合 構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和5年度 ¹⁷	令和32年度
別杵速見地域 広域市町村圏 事務組合 別府市 杵築市 日出町	166,805	478.68	人口 140,609人 ごみ排出量 47,509t/年	焼却施設	1	1
				マテリアルリサイクル推進施設	1	1
				最終処分場	2	2

表Ⅲ.5-3 県北ブロックの将来推計結果

一部事務組合 構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和5年度 ¹⁷	令和32年度
宇佐・高田・ 国東広域事務 組合 豊後高田市 宇佐市 国東市 姫島村※	102,524	970.37	人口 86,423人 ごみ排出量 26,717t/年	焼却施設	4	2
				マテリアルリサイクル推進施設	6	4
				最終処分場	2	2

※姫島村は現在単独処理を行っています。

17 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

18 国土交通省国土地理院『令和7年度全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）』

表Ⅲ. 5-4 中津ブロックの将来推計結果

構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和 5年度 ¹⁷	令和 32年度
中津市	82,553	491.44	人口 69,588人 ごみ排出量 19,941t/年	焼却施設	1	1
				マテリアルリサイクル 推進施設	3	3
				最終処分場	1	1

表Ⅲ. 5-5 県南ブロックの将来推計結果

構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和 5年度 ¹⁷	令和 32年度
佐伯市	65,979	903.14	人口 55,617人 ごみ排出量 18,188t/年	焼却施設	1	1
				マテリアルリサイクル 推進施設	2	2
				最終処分場	2	2

表Ⅲ. 5-6 日田玖珠ブロックの将来推計結果

一部事務組合 構成市町村	人口 ¹⁷ [人]	面積 ¹⁸ [km ²]	将来推計 (令和32年度)	施設数		
				施設種類	令和 5年度 ¹⁷	令和 32年度
玖珠九重行政 事務組合 九重町 玖珠町 日田市※	83,980	1,224	人口 70,791人 ごみ排出量 20,333t/年	焼却施設	2	2
				マテリアルリサイクル 推進施設	3	3
				最終処分場	2	2

※日田市は現在単独処理を行っています。

(2) 広域化ブロックごとの廃棄物処理体制

各ブロックにおける廃棄物処理体制は表Ⅲ.5-7～表Ⅲ.5-12に示すとおりです。

表Ⅲ.5-7 (1) 大分ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名	稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]	
				余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]		
焼却施設	現行	大分市福宗環境センター清掃工場	438t/日	9,095	32,121	0	
		大分市佐野清掃センター清掃工場	387t/日	77,679	30,933	7,986	
		豊後大野市清掃センター	50t/日	38,479	発電なし	0	
	計画	大分市新環境センター	R9～	690t/日	-	-	-
		大分市福宗環境センターリサイクルプラザ	H19～R9	166t/日	-	-	7,929
		臼杵市清掃センター(粗大ごみ処理施設)	H16～	15t/日	-	-	213
		臼杵市清掃センター(資源化等を行う施設)	H29～	4t/日	-	-	578
		臼杵市清掃センター(保管施設)	H26～	709t/年度*	-	-	-
		津久見市ドリームフェューエルセンター(不燃物資源化設備)	H9～	5t/日	-	-	41
		津久見市再生資源保管施設	H9～	346t/年度*	-	-	-
現行	竹田市清掃センター(リサイクルセンター)	H24～	6.7t/日	-	-	662	
	竹田市清掃センター(保管施設)	H12～	83t/年度*	-	-	-	
	竹田市清掃センター(保管施設)	H23～	684t/年度*	-	-	-	
	豊後大野市清掃センター(粗大ごみ処理施設)	H10～	22t/日	-	-	264	
	豊後大野市清掃センター(資源化等を行う施設)	H10～	22t/日	-	-	201	
	豊後大野市清掃センター(保管施設)	H10～	1,161t/年度*	-	-	-	
	由布市環境管理センター廃棄物保管所	H元～	265t/年度*	-	-	-	
計画	大分市新リサイクルセンター(粗大ごみ処理施設)	R9～	-	-	-	-	
	大分市新リサイクルセンター(資源化等を行う施設)	R9～	59.4t/日	-	-	-	
	大分市新リサイクルセンター(保管施設)	R9～	-	-	-	-	
	津久見市の所有する同上2施設	-	-	-	-	-	
	竹田市の所有する同上3施設	-	-	-	-	-	
	豊後大野市の所有する同上3施設	-	-	-	-	-	
	由布市環境管理センター廃棄物保管所	-	-	-	-	-	

※令和5年度における年間保管量

19 令和5年度一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)

表Ⅲ.5-7 (2) 大分ブロックにおける廃棄物処理体制 (続き)

種類	施設名		稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
	稼働期間	処理能力等 ¹⁹			エネルギー回収量 ¹⁹	再生利用量 ¹⁹ [t/年]	
最終処分場	現行	大分市福宗環境センター鬼崎埋立場	S47～	380,543 m ³			
		大分市佐野清掃センター埋立場	S61～	226,485 m ³			
		大分市関崎清浄園埋立処分場	H10～	12,755 m ³			
		臼杵市不燃物処理センター	H16～	58,650 m ³			
		津久見市最終処分場	H7～	16,443 m ³			
	竹田市清掃センター	S58～	13,195 m ³				
	計画	同上6施設	-	-	-	-	-

表Ⅲ.5-8 別枠ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名		稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
	稼働期間	処理能力等 ¹⁹			余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]	
焼却施設	現行	藤ヶ谷清掃センター	H26～	235t/日	余熱利用なし	27,312	0
	計画	同上1施設	-	-	-	-	-
マテリアルリサイクル推進施設	現行	藤ヶ谷清掃センター	H26～	25t/日	-	-	932
	計画	同上1施設	-	-	-	-	-
最終処分場	現行	別府市南畑不燃物埋立場	S51～	22,593 m ³	-	-	-
	計画	藤ヶ谷清掃センター	S53～	6,535 m ³	-	-	-
	計画	同上2施設	-	-	-	-	-

表Ⅲ. 5-9 県北ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名	稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
				余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]	
焼却施設	現行 豊後高田市ごみ清掃工場 宇佐市ごみ焼却センター 国東市クリーンセンター 姫島村清掃センター	S52～R7	35t/日	余熱利用なし	発電なし	0
		S56～R7	90t/日	余熱利用なし	発電なし	8
		H11～R7	31t/日	420	発電なし	551
		R3～	3t/日	余熱利用なし	発電なし	9
マテリアルリサイクル推進施設	計画 宇佐・高田・国東広域クリーンセンター 姫島村の所有する同上1施設	R7～	96t/日	-	-	-
		-	-	-	-	-
	現行 豊後高田市ごみ清掃工場 豊後高田市一時保管施設 宇佐市不燃物処理場 国東市クリーンセンターリサイクルプラザ 国東市クリーンセンター(保管施設) 姫島村清掃センター(保管施設)	S52～R7	8t/日	-	-	313
		H10～R7	0t/年度*	-	-	-
		S57～R7	20t/日	-	-	178
		H11～R7	7t/日	-	-	501
		H11～R7	501t/年度*	-	-	-
		H9～	17t/年度*	-	-	-
		R7～	-	-	-	-
		R7～	10.3t/日	-	-	-
最終処分場	現行 宇佐市不燃物処理場 国東市最終処分場 同上2施設	R7～	-	-	-	
		S57～	6,390 m ³	-	-	
		H13～	5,028 m ³	-	-	
		-	-	-	-	

※令和5年度における年間保管量

表Ⅲ. 5-10 中津ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名		稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
	種別	名称			余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]	
焼却施設	現行 計画	中津市クリーンプラザ 新施設	H11～R15 R16～	100t/日 -	189 -	発電なし -	1,703 -
	現行	中津市クリーンプラザ (相大ごみ処理施設) 中津市クリーンプラザ (資源化等を行う施設) 中津市クリーンプラザ (保管施設)	H11～R15 H11～R15 H11～R15	20t/日 20t/日 675t/年度*	- - -	- - -	211 1,032 -
マテリアル リサイクル 推進施設	計画	新施設 (相大ごみ処理施設)	R16～	-	-	-	-
		新施設 (資源化等を行う施設)	R16～	-	-	-	-
		新施設 (保管施設)	R16～	-	-	-	-
最終処分場	現行 計画	中津市一般廃棄物埋立処分場 同上1施設	H3～ -	28,566 m ³ -	- -	- -	- -

※令和5年度における年間保管量

表Ⅲ. 5-11 県南ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名		稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
	種別	名称			余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]	
焼却施設	現行 計画	エコセクター番匠 (焼却施設) 同上1施設	H15～ -	110t/日 -	88,023,485 -	8,655 -	3,871 -
	現行 計画	エコセクター番匠 (資源化等を行う施設) エコセクター番匠 (保管施設) 同上2施設	H15～ H15～ -	33t/日 897t/年度* -	- - -	- - -	877 - -
マテリアル リサイクル 推進施設	現行 計画	佐伯一般廃棄物最終処分場	S59～	24,780 m ³	-	-	-
		蒲江一般廃棄物最終処分場 同上2施設	H13～ -	14,604 m ³ -	- -	- -	- -

※令和5年度における年間保管量

表Ⅲ.5-12 日田玖珠ブロックにおける廃棄物処理体制

種類	施設名	稼働期間	処理能力等 ¹⁹	エネルギー回収量 ¹⁹		再生利用量 ¹⁹ [t/年]
				余熱利用量 [MJ]	発電量 [MWh]	
焼却施設 pp	日田市清掃センター	H2~R10	90t/日	余熱利用なし	発電なし	1,255
	玖珠清掃センター	H10~	28t/日	194	発電なし	299
マテリアル リサイクル 推進施設	日田市新施設	R11~	65t/日	-	-	-
	玖珠九重行政事務組合の所有する同上1施設	-	-	-	-	-
	玖珠清掃センター(粗大ごみ処理施設)	H11~	7t/日	-	-	-
	玖珠清掃センター(資源化等を行う施設)	H11~	4t/日	-	-	346
最終処分場	玖珠清掃センター(保管施設)	H10~	300t/年度※	-	-	-
	同上3施設	-	-	-	-	-
	日田市清掃センター最終処分場	S61~	30,609 m ³	-	-	-
	玖珠清掃センター最終処分場	H13~	8,538 m ³	-	-	-
	同上2施設	-	-	-	-	-

※令和5年度における年間保管量

6 計画の進捗管理

(1) ごみ処理広域化・集約化協議会

広域化・集約化計画の策定に当たっては、表Ⅲ. 6-1 に示すごみ処理広域化・集約化協議会を設立し、新たな広域化ブロックの区割りや各ブロックにおける廃棄物処理体制について議論を行いました。

また、今後は適宜、ごみ処理広域化・集約化協議会を開催し、ブロックごとでの広域化・集約化に係る詳細な議論やその後の進捗確認を行い計画のフォローアップを図ります。

表Ⅲ. 6-1 ごみ処理広域化・集約化協議会の概要

	内容
設立年月日	令和7年5月20日
構成メンバー	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
オブザーバー	協議事項により招集を検討

(2) 各主体の役割分担

ごみ処理広域化・集約化の推進に当たっては各主体が自らの役割を認識し取組むことが肝要です。広域化・集約化計画では主体別の役割を表Ⅲ. 6-2 に示すとおり定め、ごみ処理の広域化・集約化の推進を図ります。

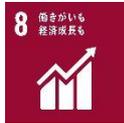
表Ⅲ. 6-2 各主体の役割

	役割
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ処理広域化・集約化計画の策定（現時点での広域化状況の評価、人口及びごみ排出量等の将来予測と広域化ブロック区割りの設定見直し、ブロック毎の廃棄物処理体制の検討） ◆ 市町村の情報共有・意見交換の場の設定 ◆ 広域化・集約化の進行管理（ブロック毎の施設整備の進捗状況、過渡期の対応等の把握） ◆ 広域化・集約化を進めるための技術的助言、各種届出・手続きへの助言 ◆ 循環型社会形成推進地域計画の作成への助言 ◆ 市町村間の調整への積極的な関与
市町村 一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ処理広域化・集約化計画に基づく検討、実行 ◆ 関係機関との積極的な協議、情報提供 ◆ ごみ処理広域化・集約化を見据えた施設整備計画の検討

【資料編】

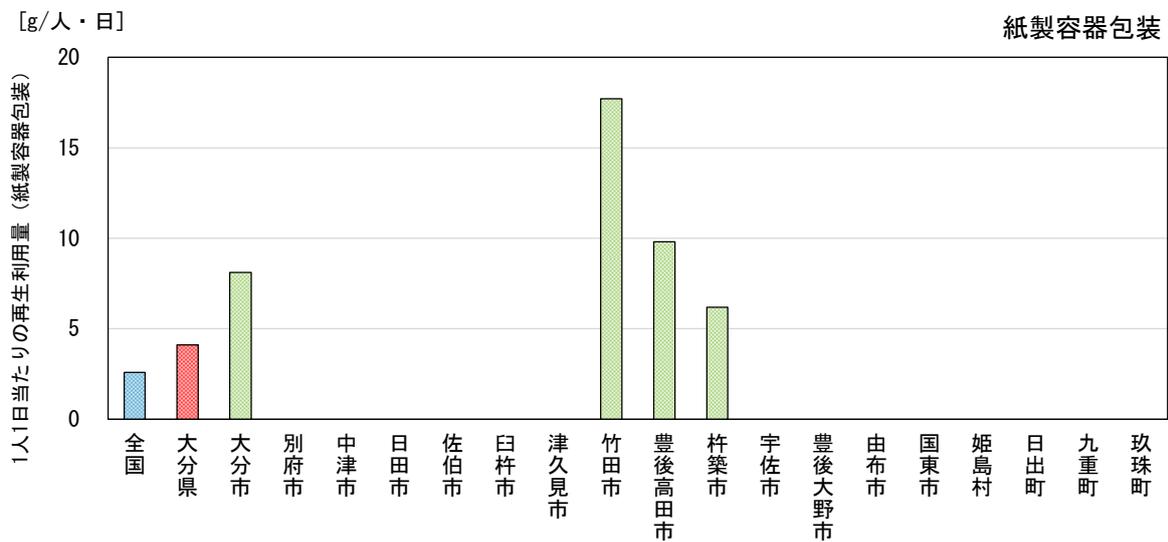
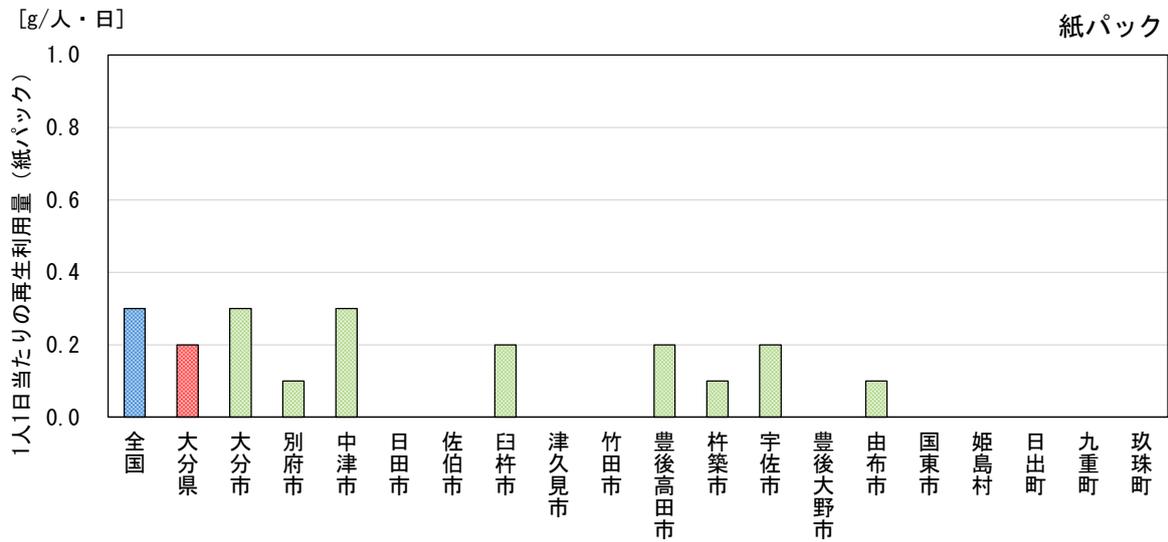
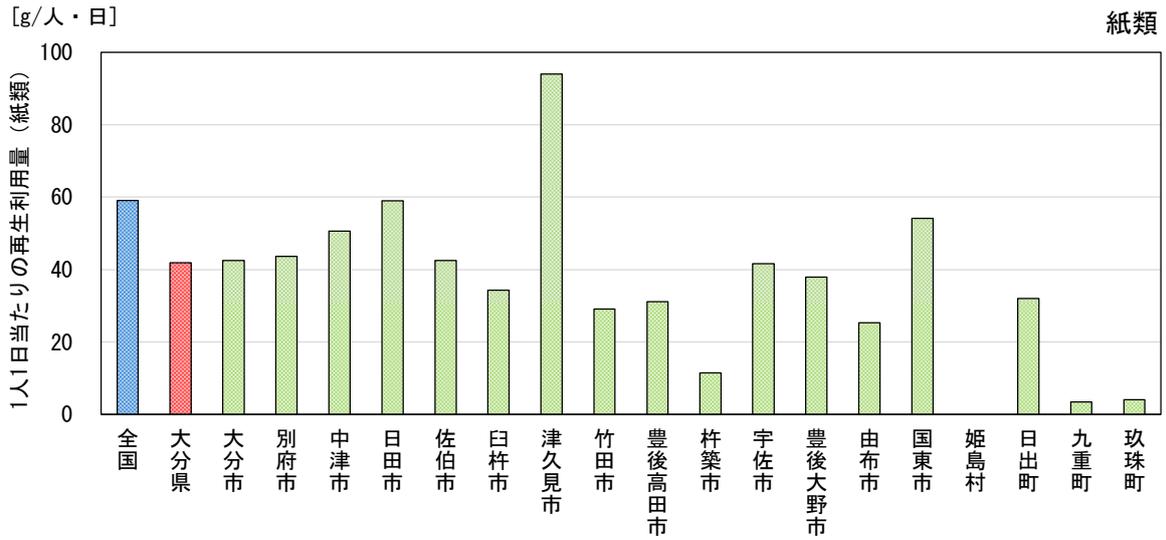
1 「第6次大分県廃棄物処理計画」の目標達成のための主な施策とSDGsの関連表

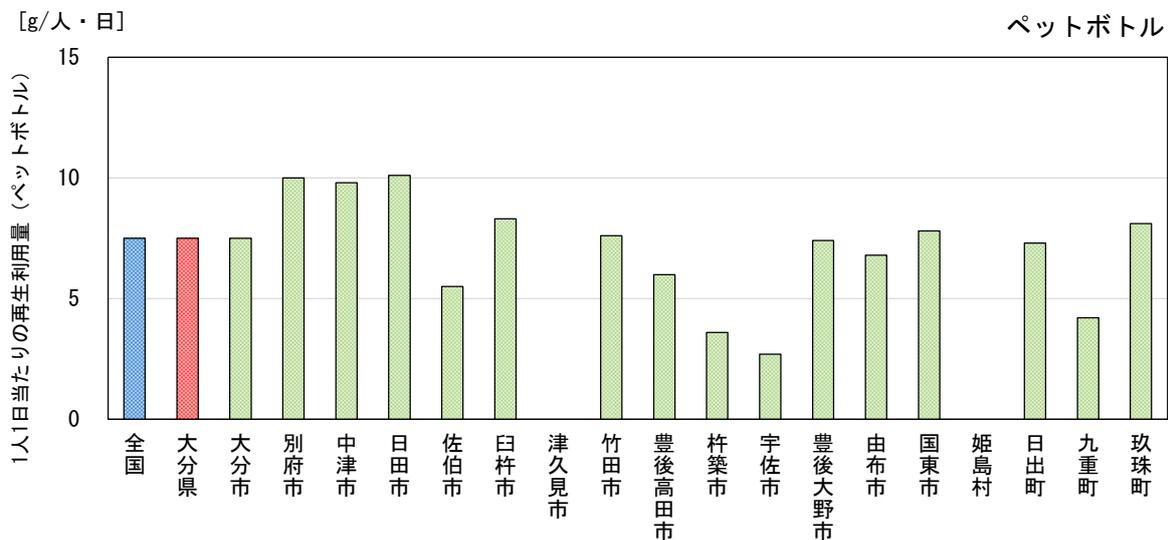
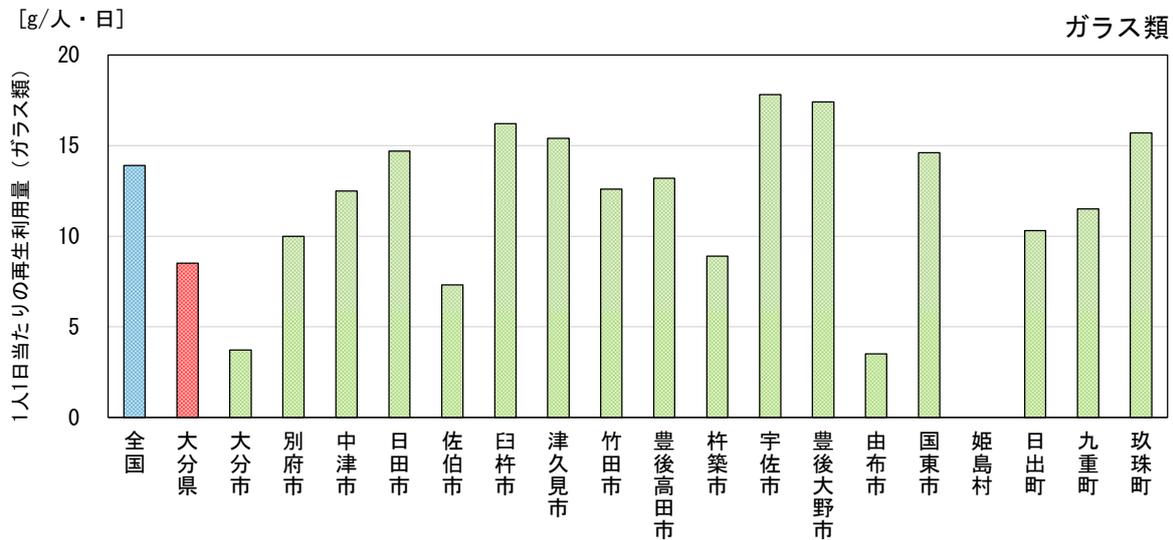
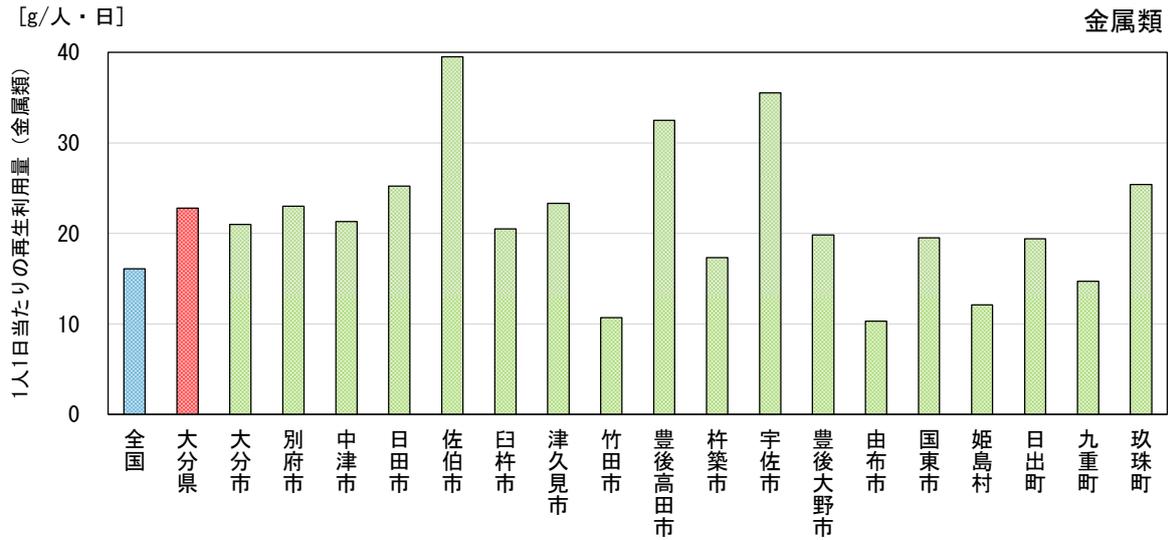
(1) 一般廃棄物に関する施策

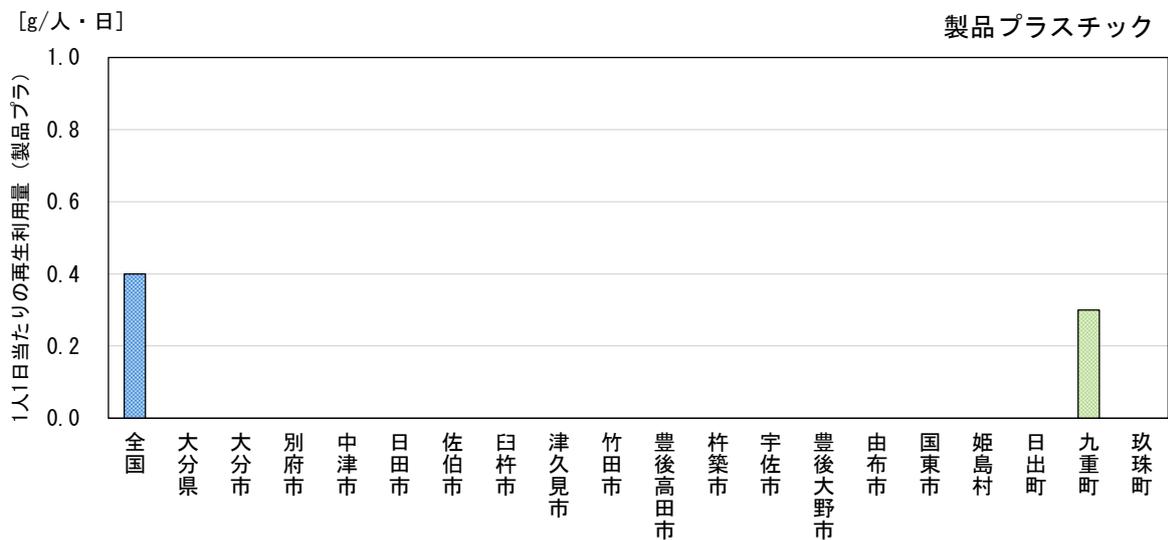
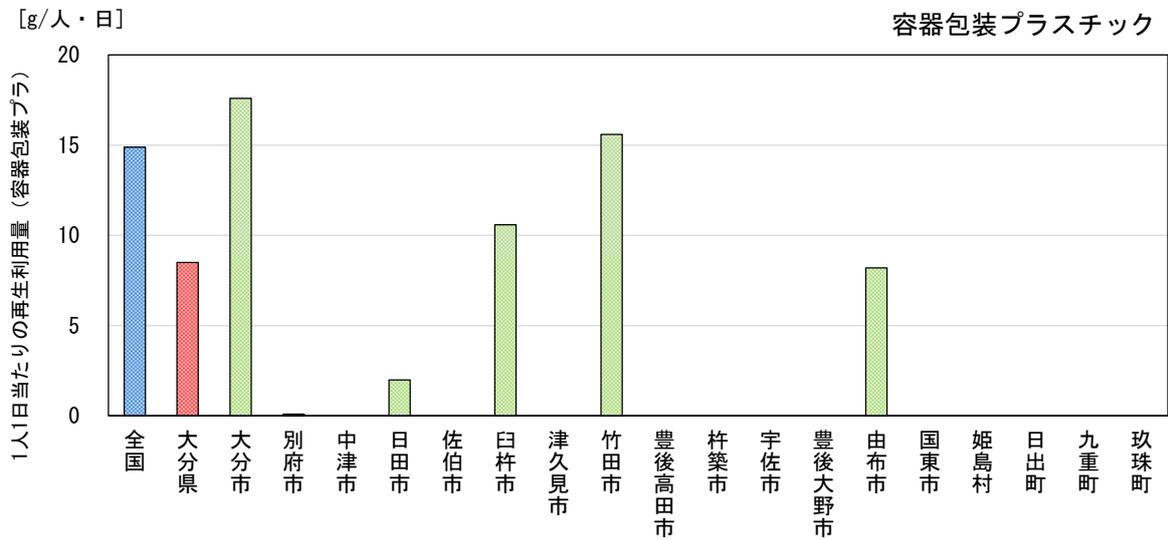
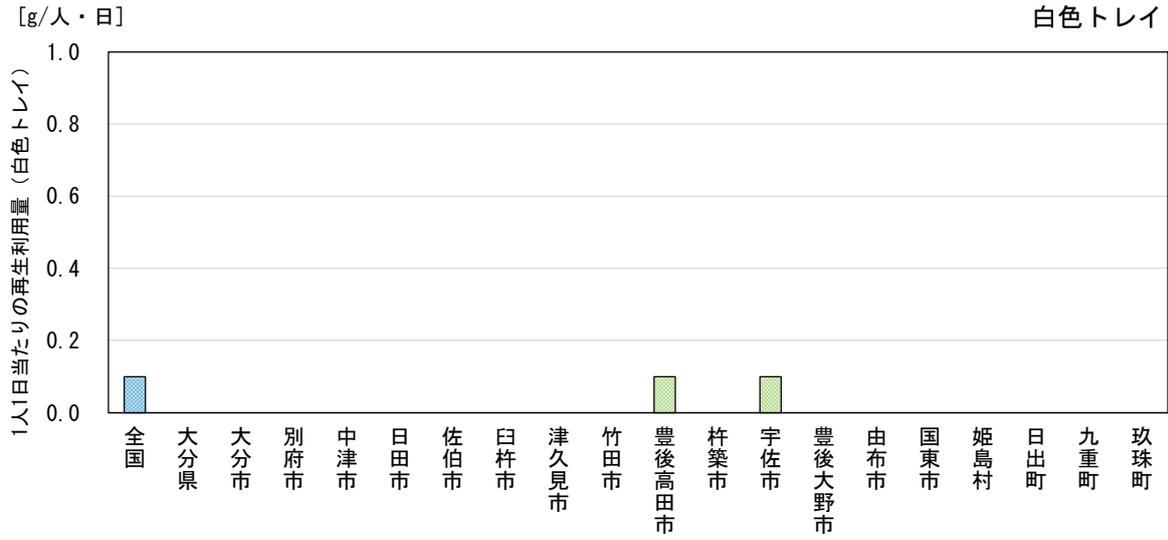
施策（一般廃棄物）	対応するSDGsの目標					
【基本方針1】 資源循環の促進						
						
【基本方針2】 廃棄物の 適正処理の推進						
【基本方針3】 脱炭素化の推進						
【基本方針4】 災害廃棄物処理体制の 構築						

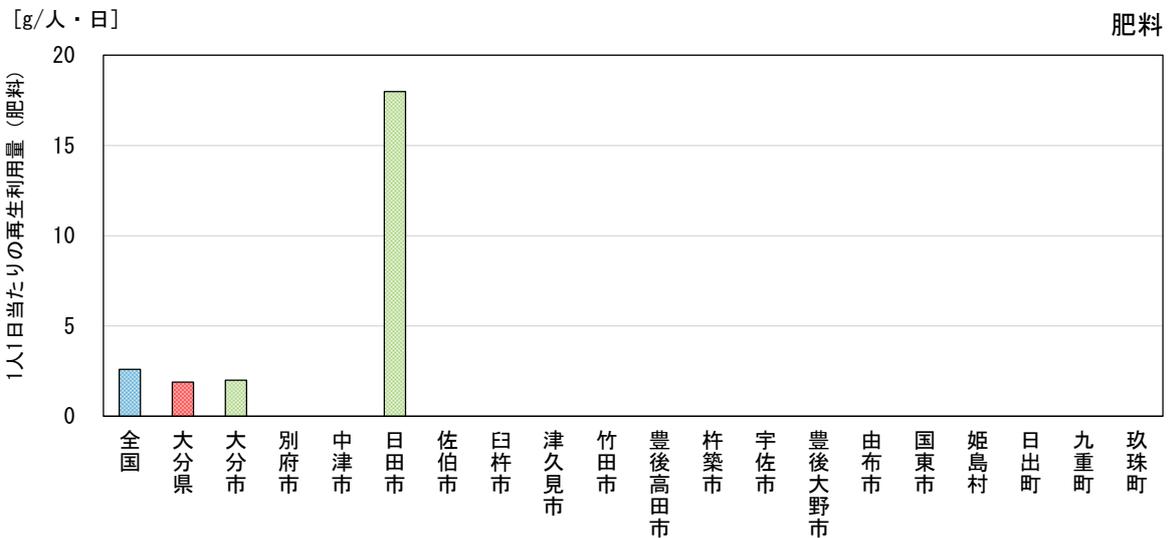
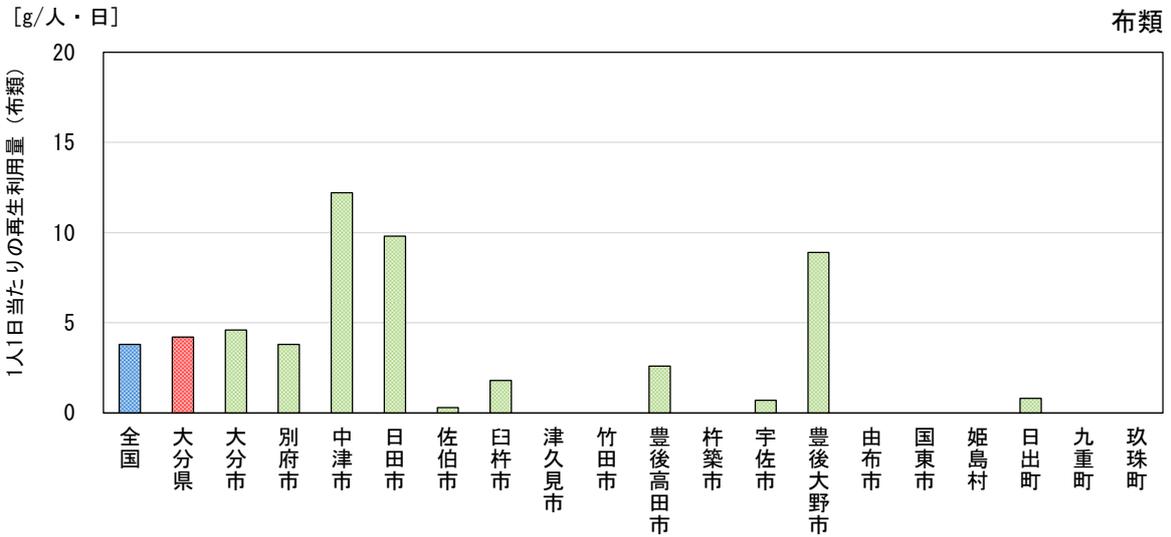
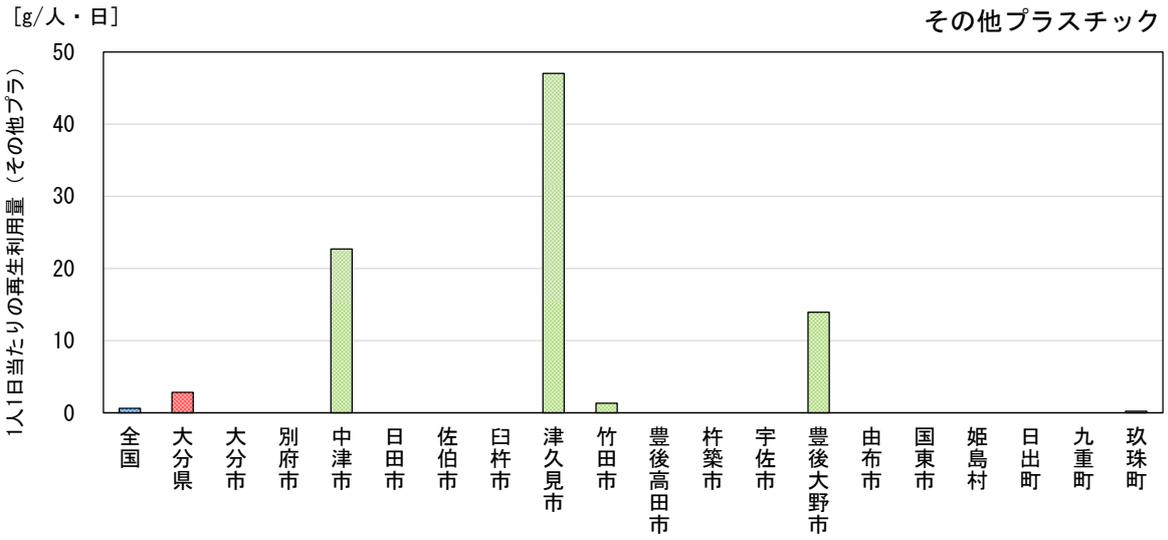
(2) 産業廃棄物に関する施策

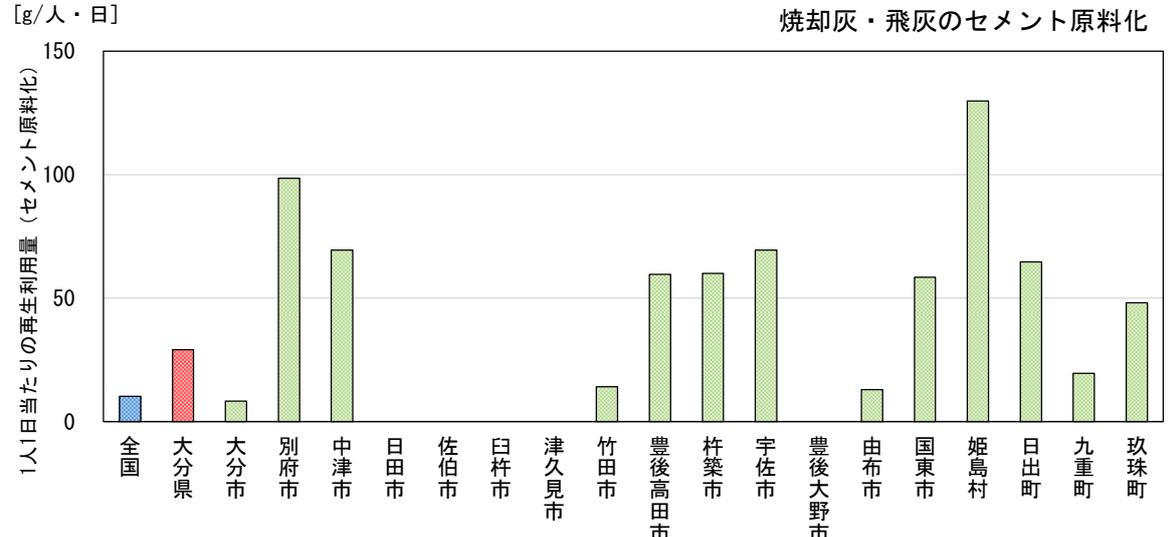
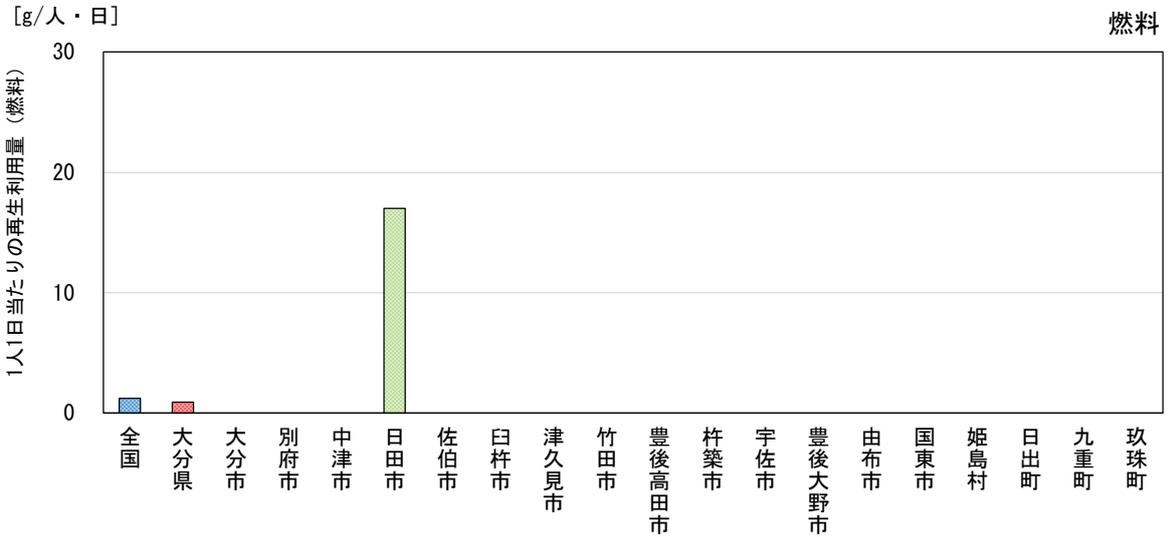
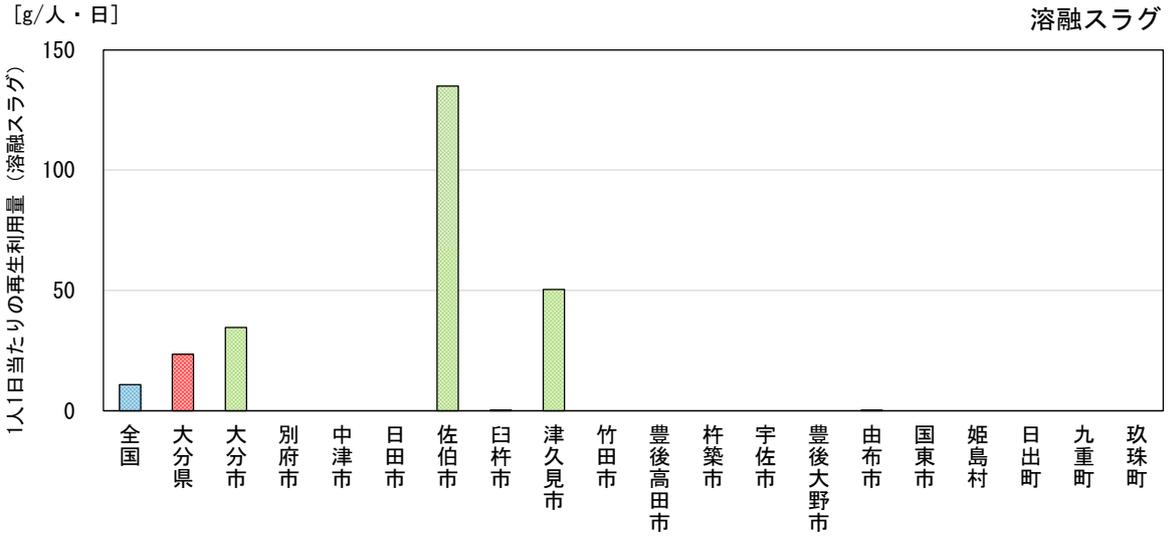
施策（産業廃棄物）	対応するSDGsの目標					
【基本方針1】 資源循環の促進						
						
【基本方針2】 廃棄物の 適正処理の推進						
【基本方針3】 脱炭素化の推進						
【基本方針4】 災害廃棄物処理体制の 構築						

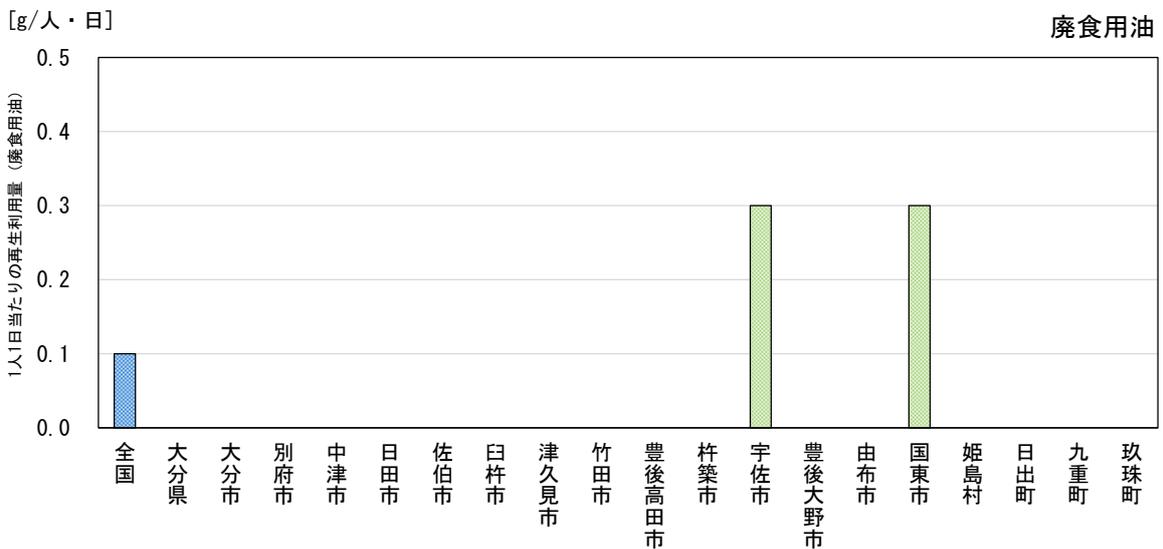
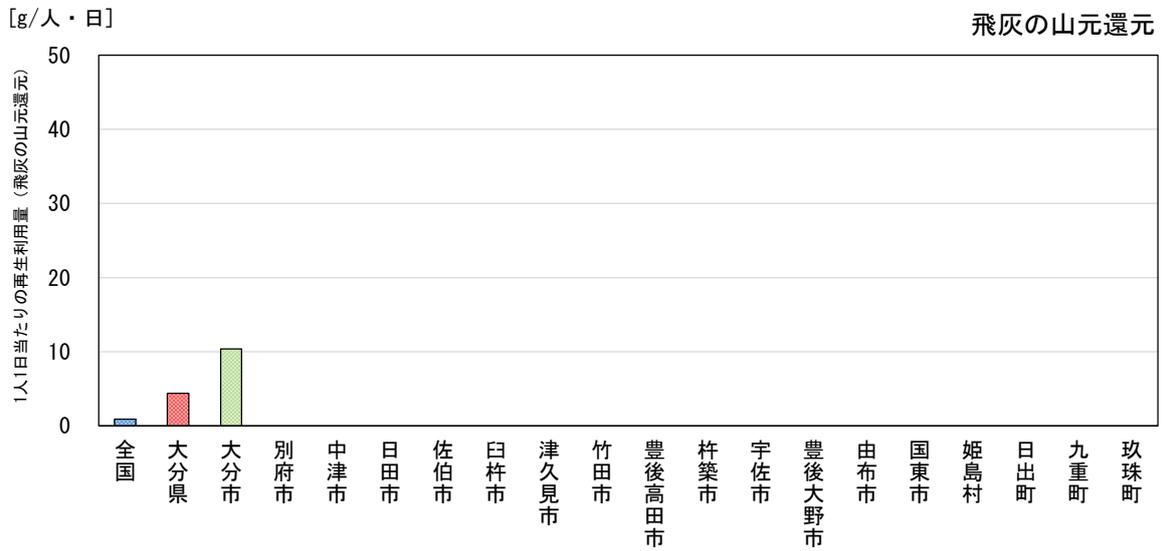
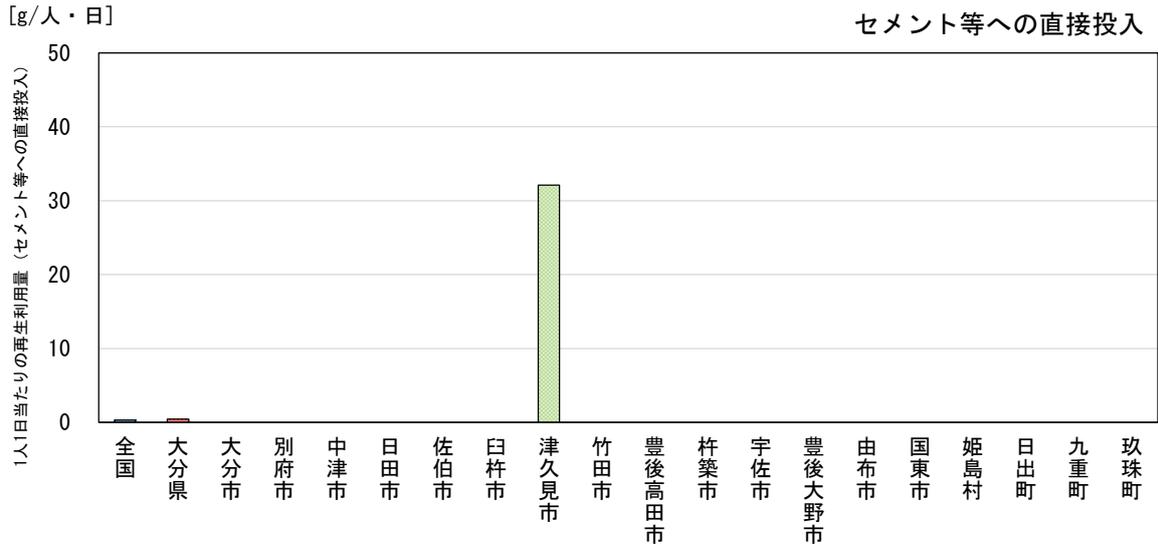


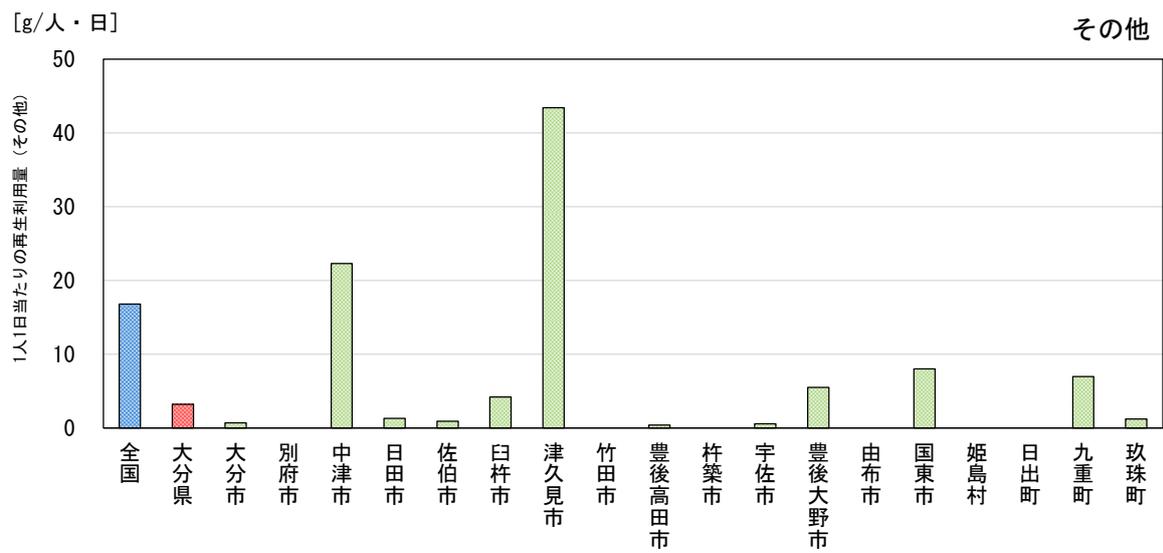












3 用語集

あ行

【安定型（安定型最終処分場）】

(p. 27, 67)

有害物や有機物等が付着していない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、がれき類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず）のみの処分が認められている最終処分場。

【一般廃棄物会計基準】 (p. 48)

平成 19 年 6 月に市町村の一般廃棄物処理事業 3R 化ガイドラインのひとつとして国がとりまとめたもの。

一般廃棄物処理事業に関する費用分析を行うための財務書類を作成するにあたり、費用分析の対象となる費目や費用等の配賦方法、資産の減価償却方法等について標準的な手法を定めており、「一般廃棄物会計基準」を使うことで、各市町村がそれぞれ行ってきた原価計算等を統一的な方法で行うことができるため、一般廃棄物処理事業に係る会計について客観的に把握することが可能となった。

【一般廃棄物処理システムの指針】

(p. 44)

市町村が廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に向けた取組を円滑に実施することを目指し、廃棄物処理法の基本方針に基づき、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方等を示した指針。平成 19 年 6 月に策定された後、平成 25 年 4 月に改訂、令和 7 年 3 月に一部改訂されている。

【エコアクション 21】 (p. 54, 58)

事業者が環境への取組を効果的・効率的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。また、その取組を行う事業者を認証・登録する制度。

【エコふぁみ】 (p. 50)

九州エコファミリー応援アプリの通称。九州 7 県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。

【エシカル消費】 (p. 50)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

【SDG s】 (資料-1)

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす SDGs（持続可能な開発目標： Sustainable Development Goals）は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。

【おおいたグリーン事業者認証制度】

(p. 38, 42, 58, 64)

CO₂削減やプラスチック削減に取り組む事業者を、大分県がおおいたグリーン事業者として認証する制度のこと。大分県は、認証した事業者の取組を支援し、県内事業者

等のCO2削減やプラスチック削減の促進を図る。

【大分県環境基本計画】（p. 1, 2, 5, 37）

大分県環境基本条例に基づき、本県の環境保全に関する長期的目標及び施策の基本的方向を示した計画。令和6年9月に「第4次大分県環境基本計画」を策定し、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおい」を目指すべき将来像とし、実現に向けて5つの基本目標を定めている。計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間である。

【大分県きれいな海岸づくり推進計画】

（p. 46）

大分県の豊かな水環境の創出・県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し次世代に継承することを目指し、行政・県民・関係団体等が連携し、漂流・漂着ごみの回収・処理対策、発生抑制対策等について、総合的な取組を推進することを目的に策定された計画。令和3年3月に令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間とした「第3次大分県きれいな海岸づくり推進計画」を策定。

【大分県グリーン購入推進方針】

（p. 41, 46）

「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第10条第1項の規定に基づき、平成14年4月に策定した方針であり、製品やサービスを購入する際にはできる限り環境への負荷が少ないものの優先的購入を推進することを定めている。

【大分県災害廃棄物処理計画】（p. 2）

地震や風水害などの大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため策定した計画。災害時の生活環境の保全と円滑な復旧に向け、県や市町村、関係機関の役割分担や処理体制・具体的な処理手順等について定めている。

【大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例】（p. 26, 54, 59, 60, 63, 68, 69）

産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全に寄与することを目的として、産業廃棄物処理施設等の設置や県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手続き等を定めた条例。平成17年10月1日施行。

【大分県食品ロス削減推進協議会】

（p. 42）

食品ロスの削減に向け、行政、事業者、消費者、その他関係団体が連携・協働し、情報共有・取組を推進することを目的とし、令和3年10月に設立した協議会。

【大分県地域防災計画】（p. 2）

災害対策基本法に基づき、本県における地震・津波災害に対応するための活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、県土の保全と県民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし策定した計画。

【大分県長期総合計画】（p. 1, 2, 5）

本県の行政の長期的・総合的な指針を示した最上位計画。令和6年9月に「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおい共創～」を策定し、「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」を基本目標とし、計画の達成により年齢や性別・国

籍・障がいの有無等に関わらず、多様性を認めあい、誰もがいきいきと活躍している「共生社会おおいた」の実現を目指す。計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とし、中間年度である令和10年度に見直しを行う。

【大分県プラスチックごみ削減推進協議会】 (p. 12, 42)

プラスチックごみの削減に向け、行政・事業者・消費者が連携・協働し取組を推進することを目的とし、令和3年3月に設立した協議会。

【大分県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画】 (p. 62)

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第7条の規定に基づき、県が平成18年3月に策定、平成27年3月、平成29年11月及び令和2年5月に変更した計画。大分県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的に推進するための方策を定めており、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、将来にわたる県民の健康保護と生活環境の保全を目的としている。

【大分県リサイクル製品認定制度】 (p. 56)

廃棄物の減量及び資源の有効利用に資するものを大分県リサイクル認定製品として認定し、認定製品の利用促進を図るもの。

【おおいたプラごみゼロ宣言】 (p. 5, 34)

令和5年8月に開催した「令和5年度第1回おおいたうつくし作戦県民会議」において、県民・事業者・行政が連携・協力し、かけがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラ

スチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを表明した宣言。

【おおいた優良産廃処理業者評価制度】 (p. 63)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法認定制度で規定する優良基準を基本とした県独自の基準により認定するもの。より処理業者が取り組みやすい項目を基準に盛り込んでおり、法に基づく優良産廃処理業者認定へのステップアップを図ることを目的とする。

【温室効果ガス】 (p. 4, 38, 64, 70)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

か行

【カーボンニュートラル】 (p. 1, 4, 37, 64)

二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの排出量から、植林や森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

【ガス化溶解】 (p. 13)

ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶解する施設。

【家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針】（p. 57）

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、我が国の家畜排せつ物の利用促進に向けた施策を示した方針。令和7年4月に改正が行われ、「家畜排せつ物の適正管理」、「国内肥料資源としての有効利用」、「家畜排せつ物のエネルギー利用」、「環境規制への適切な対応」、「地球温暖化対策」を大きな柱とし、家畜排せつ物の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目指している。

【家畜排せつ物法】（資料-12）

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。家畜排せつ物の野積み・素堀りを解消し適正な管理（処理や保管）及び家畜排せつ物の利用促進を図ることを目的として、平成16年11月1日に完全施行された。

【合併処理浄化槽】（p. 16, 41, 48）

トイレの水と台所、洗濯、洗面に使用した生活雑排水について、微生物の働きにより分解・放流する施設のこと。なお、合併処理浄化槽は単独処理浄化槽と比較し、放流される汚れが8分の1となる。

【家電リサイクル法】（p. 2）

「特定家庭用機器再商品化法」。一般家庭や事業所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律で、平成13年4月に施行された。

【環境衛生指導員】（p. 23, 60, 61）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条及び浄化槽法第53条第2項の規定に基づき、事業者、廃棄物処理業者、廃棄物処理施設等への立入検査や廃棄物の処理の指導に関する職務を行う者。環境衛生指導員は、都道府県等の職員の中から、知事（又は市長）が任命する。

【第六次環境基本計画】（p. 3, 4）

環境基本法に基づき、国が令和6年5月21日に閣議決定された計画。「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしている。

【環境基本法】（p. 2, 4）

環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成により、現在から将来にわたり良好な環境を確保することを目指し、環境保全に関する理念や施策の基本方針を示すとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めた法律。

【環境保全協力金】（p. 26）

県外事業者が、産業廃棄物を大分県内に持込み処理・処分を行う際に、搬入量に応じて徴収する費用。

【感染性廃棄物】（p. 21, 41, 49, 54, 62）

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類観点より、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

感染性廃棄物の処理は、特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物）として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

【管理型（管理型最終処分場）】
(p. 27, 67)

有害物や有機物等が付着していない産業廃棄物の内、安定型産業廃棄物以外の品目を処分する最終処分場。

【九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定】 (p. 51)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県の 9 県において、災害発生時に被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、被災県に職員の派遣等を行い、迅速かつ適正な災害廃棄物処理の取組を支援すること。

【グリーンアップおおいた】
(p. 5, 37, 46, 58)

大分県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めて「環境先進県おおいた」を目指す県民運動。

【グリーンアップおおいたアドバイザー】
(p. 46, 58)

グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師。

【グリーンアップおおいた実践隊】
(p. 46)

県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する団体。

【グリーン購入法】 (p. 2)

購入の必要性を十分に考慮し、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組。

【ケミカルリサイクル】 (p. 35, 45)

廃棄物を化学的に分子レベルまで分解し、再び元の化学物質や他の物質に転換等することで原料として利用すること。

【建設リサイクル法】 (p. 2, 56)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」。特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律である。

【減量化量】 (p. 11, 21, 22, 53)

焼却処理や脱水処理等によりごみの重量を減らした量。

【広域化ブロック】

(p. 35, 73, 74, 75, 77, 78, 80, 85)

複数の市町村がごみの共同処理により、コスト削減やダイオキシン類・CO₂の排出量削減を目指し設定された、従来の市町村の枠組みを超えた区画のこと。

【小型家電リサイクル法】 (p. 2, 45)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」。使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律である。

【コントラクター】 (p. 57)

農業受託組織のことをいい、肥料や飼料の製造のために機械を持込み、請け負う組織等を指す。

さ行

【サーキュラーエコノミー（循環経済）】

(p. 1, 3, 4, 34, 37, 54, 57, 58, 68)

製品や原材料などを廃棄せず、資源として循環させ続けることで、新たな資源消費の最小化と廃棄物の発生抑制を図る経済の仕組み。

【サーマルリサイクル】 (p. 35)

廃棄物を焼却処理した際に発生する熱エネルギーを発電や発熱等に利用すること。

【災害廃棄物】

(p. 35, 36, 38, 51, 66, 68, 69)

震災や水害、台風などの自然災害によって発生した廃棄物。

【再資源化事業等高度化法】 (p. 2, 64)

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」。効率的な再資源化の実施・再資源化の生産製の向上により温室効果ガス排出削減効果の高い資源循環の促進に向け、廃棄物の収集・運搬又は

処分の事業の過程の高度化の促進を目指した法律。

【最終処分量】

(p. 1, 5, 10, 11, 20, 21, 22, 30, 32, 34, 36, 39, 40, 52, 53, 60)

焼却等の中間処理を経た後、これ以上利用できずに最終的に埋立処分または海洋投入処分された廃棄物の量。

【再生可能エネルギー】 (p. 38, 50, 64)

太陽光、風力、その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして、平成28年4月に施行された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」の施行令において定められているもの。再生可能エネルギーの具体的な例として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが挙げられている。

【再生利用量】

(p. 1, 8, 9, 11, 19, 21, 22, 29, 32, 53, 80~84)

廃棄物を再び資源として有効利用した量。

【産業廃棄物監視員】 (p. 23, 36, 60, 61)

地方公務員法第3条3項3号に規定する県の特別職職員(非常勤嘱託職員)であり、廃棄物処理法第19条第3項に基づく産業廃棄物処理施設等への立入検査権限を有し、廃棄物の不法投棄、不適正処理の監視、産業廃棄物処理施設の監視、産業廃棄物処理業の監視、産業廃棄物排出事業所の監視を業務として行う職員。

【産業廃棄物税】 (p. 57)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

【GX（グリーントランスフォーメーション）】 (p. 64, 65)

グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長をともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。

【J-クレジット方法論】 (p. 54, 64)

J-クレジットとは、エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度あり、排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法等を規定したものの「J-クレジット方法論」として定めている。

【スカイパトロール】 (p. 60)

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、ヘリコプターを使い、産業廃棄物の埋立処分場や不法投棄箇所、山林・原野などを上空から調査・監視すること。

【資源有効利用促進法】 (p. 2)

廃棄物の3Rを総合的に推進し、循環型社会を形成するため、事業者に対し3Rの取組が必要となる業種や製品を指定し自主的な取組の実施を定めた法律。

【自動車リサイクル法】 (p. 2, 57)

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。自動車の廃車時における適正処理と資源の有効利用、関係者の責務などについて定めた法律。循環型社会形成のため、廃棄物の減量、不法投棄防止、環境の保全を図る目的で成立。自動車製造会社や輸入・販売・解体などの関連事業者の役割と義務を規定しており、消費者にもリサイクル費用の支払いが義務づけられた。

【循環型社会】 (p. 5, 37, 50, 52, 64, 68, 70)

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会。

【循環型社会形成推進基本法】 (p. 2, 4)

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律。廃棄物処理の優先順位は、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順である。

【循環型社会形成推進交付金制度】

(p. 41, 48)

廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進するため、国が交付金を交付する制度。市町村は、必要に応じて国・都道府県とともに協議の場である「循環型社会形成推進協議会」を設け、循環目標、目標達成のための政策パッケージ、その所要額等を盛り込んだ「循環型社会形成推進地域計画」を作成することになる。

【循環型社会形成推進地域計画】

(p. 48, 85)

市町村が廃棄物の3Rの総合的な推進に向け、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を整備するにあたり、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるために必要となる計画。対象地域における概ね5年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すもので、ごみ減量等の目標値を設定し、目標値を達成するための処理システムの基本的な方向性や、施設整備の種類、規模等の概要が整理されている。

【循環利用率】

(p. 11, 21, 29, 32, 39, 40, 52, 53, 67, 68)

本計画での「循環利用率」は国の「出口側の循環利用率」を示し、廃棄物の排出量のうち、再び資源として利用された割合を示している。

《一般廃棄物の循環利用率》

一般廃棄物の場合、「再生利用率」と「循環利用率」は同じ値となる。

循環利用率＝再生利用率

＝（集団回収量＋直接再生利用量＋施設処理後再生利用量）／ごみ総排出量

《産業廃棄物の循環利用率》

産業廃棄物の場合、循環利用率と再生利用率は異なる計算式から求められる。

循環利用率

＝（再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類の減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量）／排出量

再生利用率＝再生利用量／排出量

【省エネルギー】 (p. 38, 64)

石油や石炭、天然ガス等の限りあるエネルギー資源の枯渇を防ぐ為、エネルギーを効率よく使うこと。

【浄化槽汚泥】 (p. 15, 16)

浄化槽において、排水を浄化する過程で発生する、微生物の死骸や分解されなかった固形物などが混ざり合った泥状の沈殿物。

【食品リサイクル法】 (p. 2, 45, 56)

「食品循環資源の再生利用等に関する法律」。食品循環資源発生抑制、減量化、再生利用を促進するための法律。

【食品ロス削減推進法】 (p. 2)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」。まだ食べられるのに捨てられる食品ロスの削減に向け、国や自治体、事業者、消費者の各主体が連携し、社会全体で取組を推進することを定めた法律。

【水銀廃棄物ガイドライン】 (p. 62)

平成27年2月に中央環境審議会より答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」において示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、廃棄物処理法施行令等の改正が行われた。改正施行令等に基づく水銀廃棄物の新たな取り扱い、収集、運搬又は処分等における留意事項等を具体的に解説することにより、水銀廃棄物の適正な処理を確保することを目的として策定されたものであり、令和7年3月に改訂された第4版が最新となる。

【3R】 (p. 3, 4, 37)

3Rは、Reduce（リデュース）Reuse（リユース）Recycle（リサイクル）を示す。

《リデュース》

製品を長く使う、生産工程で出るごみを減らす等、ごみを出さないこと。

《リユース》

一度使用して不要になったものをそのままの形で使用すること。または、修理等を行い、もう一度使うこと。

《リサイクル》

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを新しい製品の原材料として使うこと。

【石綿】 (p. 49, 51, 62)

石綿は「イシワタ」または「セキメン」と呼ばれ、天然に存在する繊維状の鉱物。蛇紋石系アスベストのクリソタイル（白石綿）や角閃石系アスベストのアモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿等）、トレモライト、アクチノライト及びアンソフィライトの6種類の繊維状鉱物であり、耐熱・対磨耗性にすぐれているため、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていた。現在は肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、WHO（世界保健機関）ではアスベストを発ガン物質と断定し、日本でも、大気汚染防止法（1968）により、1989年に「特定粉じん」に指定され、使用制限または禁止されている。

【石綿含有廃棄物】

(p. 38, 41, 49, 51, 54, 62)

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であり、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。

【石綿含有廃棄物等処理マニュアル】

(p. 62)

特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等及び石綿含有廃棄物について、廃棄物処理法及びその政省令等に基づき、適正処理

に向け実施する必要がある取組を具体的に解説したマニュアル。

た行

【ダイオキシン類】 (p. 62)

ダイオキシン類は主にごみ焼却による燃焼で副産物として発生し、高濃度の曝露の際の知見からは、人に対する発がん性があるとされている。平成12年1月15日から施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」においては、廃棄物焼却炉や製鋼用電気炉などの排出ガス規制などの対策を進めていくことが定められている。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。

【大気汚染防止法】 (p. 49, 62)

大気汚染に関して国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とし、昭和43年に施行された法律。工場や事業場から排出されるばい煙や、自動車から排出されるガスなど、大気汚染の原因となる物質について排出基準が定められている。

【大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会】 (p. 51)

環境省の九州地方環境事務所が災害廃棄物対策について情報共有を行うとともに、大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携について検討するため、平成27年9月に設置した九州8県を含めた協議会。

【脱炭素社会】 (p. 1, 37, 38, 50, 64, 68, 70)

地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする社会。

【多量排出事業者】 (p. 37, 55)

事業活動に伴って多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であり、産業廃棄物の前年度の発生量が合計 1,000 トン以上、または、特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上の事業場を設置している事業者 (中間処理業者は除く)。

【単独処理浄化槽】 (p. 16)

トイレの水のみを微生物の働きにより分解・放流する施設のこと。平成 13 年に施行された浄化槽法においては、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止され、単独処理浄化槽の使用者は合併処理浄化槽の転換等に努めることが定められている。

【地域循環共生圏】 (p. 3, 41, 44)

地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現する事業を生み出し続け、都市と農村のような地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

【中間処理量】 (p. 11, 21)

廃棄物の最終処分に先立って行われる人為的な操作等を指し、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させ、減量・減容化すること。具体的な方法としては、脱水、焼却、溶融、破碎、圧縮等がある。

【電子マニフェスト】

(p. 24, 36, 54, 57, 60, 70)

排出事業者が収集運搬業者、処理業者に委託した産業廃棄物の処理の流れに関する情報 (マニフェスト情報) を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。

【特定建設資材】 (p. 56)

コンクリート、木材その他建設資材のうち建設資材廃棄物となった場合、再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要かつ、その再資源化が経済性の面において誓約が著しくないと認められるもの。なお、特定建設資材が廃棄物となったものを特定建設資材廃棄物という。

は行

【バイオガス化】 (p. 45, 50)

生ごみ・紙ごみ・家畜ふん尿・草木類等の廃棄物系バイオマスを嫌気性状態 (酸素のない状態) で微生物により分解しガス (バイオガス) を発生させること。バイオガスは、メタン等の燃えやすい気体も含まれているため、発電等に利用される。

【バイオディーゼル燃料 (BDF)】 (p. 45)

植物性や動物性油をメタノールと反応させメチルエステル化したものであり、石油燃料 (化石燃焼) の代替燃料としてディーゼルエンジンを有する車輛、船舶、農耕器具、発電機等に使用される。

【バイオマス】

(p. 12, 34, 41, 42, 45, 57, 64)

生物由来の有機性資源の内、化石資源を除いたもの。

【廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル】（p. 62）

廃棄物処理法に基づき、平成 30 年 3 月に国が策定した感染性廃棄物を適正に処理するために必要な、保管、収集運搬及び処分に関する手順を記述したマニュアル。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】
（p. 1, 2, 62）

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に区分されている。

【飛灰】（p. 8, 9）

焼却施設において、ごみの燃焼時に発生する排ガスに混じって舞い上がり、ボイラや集じん装置で捕集された微細な固形粒子状の灰のこと。

【PFI】（p. 38, 41, 48）

公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を管理する方式のことであり、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待される。

【PCB】（p. 36, 38, 54, 62）

ポリ塩化ビフェニル(Poly Chlorinated Biphenyl) の略。絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていたが、カネミ油症事件などその毒性が社会問題化し、昭和 47 年以降製造が行われていない。また、PCB の異性体であるコプラナー PCB は、ダイオキシン類として総称されるものの一つである。

【不法処理防止連絡協議会】（p. 36, 61）

不法投棄の防止に向け、県・警察本部・関係機関等により構成した協議会。

【プラスチック資源循環戦略】（p. 42）

海洋プラスチックによる環境汚染、気候変動問題、諸外国における廃棄物の輸入規制に対応するため、令和元年 5 月に策定されたプラスチック資源に係る今後の政策方針。基本原則として、「3R+Renewable」を掲げるとともに、目指すべき方向性として 6 つの野心的なマイルストーンを掲げている。

【プラスチック資源循環法】（p. 2, 45）

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」。プラスチック製品の設計から廃棄に至る全ての段階で資源循環の促進を定めた法律。

【フロン排出抑制法】（p. 57）

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」。フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般に対して包括的な対策を実施するため、平成 14 年に施行された「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を改正し、平成 27 年 4 月に名称を改め施行された法律。なお、法改正により令和 2 年 4 月に新たに施行。

ま行

【マイクロプラスチック】（p. 46）

5mm 未満の微細なプラスチックごみであり、河川や海への流出が問題となっている。

【マテリアルリサイクル】 (p. 35, 45)

製品の材料又は原料として再利用すること。

【マニフェスト】

(p. 24, 36, 57, 59, 60, 61, 62, 70)

産業廃棄物の不法投棄を防止し、適正処理を徹底するため、事業者が排出するそれぞれの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。紙のマニフェストのほか、電子データで管理する電子マニフェストもある。

や行

【山元還元】 (p. 8, 9)

焼却施設から排出される溶融飛灰から鉛・亜鉛等の有価金属を回収し、民間の非鉄精錬業者によって単一物質に還元回収化する資源化方法のこと。

【優良産廃処理業者認定制度】 (p. 63)

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度（平成 23 年 4 月 1 日施行）である。

認定された産廃処理業者は、通常よりも長い 7 年間、産廃処理業の許可が有効となるほか、排出事業者に対して自身が優良な産廃処理業者であることをアピールできる。一方、排出事業者にとっても、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定した処理業者を選定する際の判断基準となる。

【容器包装リサイクル法】 (p. 2, 45)

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、「消費者が排出抑制・分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化（リサイクル）〔拡大生産者責任（EPR）〕」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成 7 年 6 月に制定され平成 12 年 4 月に完全施行された。なお、拡大生産者責任（EPR

（Extended Producer Responsibility）とは、OECD（経済協力開発機構）が定義した用語であり、容器包装を含む製品の設計・製造に最も影響を与える生産者に対し、物理的・金銭的責任を当該製品の廃棄後まで全面的若しくは部分的に拡大する環境政策の手法である。

【溶融スラグ】 (p. 8, 9, 45)

廃棄物溶融スラグとも呼ばれ、廃棄物や下水汚泥の焼却灰等を 1300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもの。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

ら行

【ライフサイクル】 (p. 3)

製品に関する資源の採取から製造、使用、輸送、廃棄までの製品の一生。

【リスクコミュニケーション】 (p. 54, 63)

リスクの性質、大きさ、重要性、その制御に関して利害関係のある者が情報を交換することをいう。廃棄物処理施設の整備を

例にとれば、設置者が地域住民とその施設の整備内容や環境に与える影響等について、情報を共有・交換することをいう。

【Renewable】 (p. 3)

再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること。具体的な行動としては、プラスチックについて、植物などの再生可能な資源を原料とした「バイオマスプラスチック」を使用すること等を指す。

わ行

【ワンウェイプラスチック】

(p. 12, 34, 42, 70)

使い捨て（ワンウェイ）のプラスチック。プラスチック資源循環法においては、特定プラスチック使用製品としてフォーク、スプーン、飲料用ストロー等の12品目を指定し、小売事業者等における無償提供の削減に取り組むこととしている。



第6次大分県廃棄物処理計画

発行 令和8年3月
発行者 大分県生活環境部循環社会推進課
住所 〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号